

42698

教科書文庫

4
370
51-1944
01304 49527

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

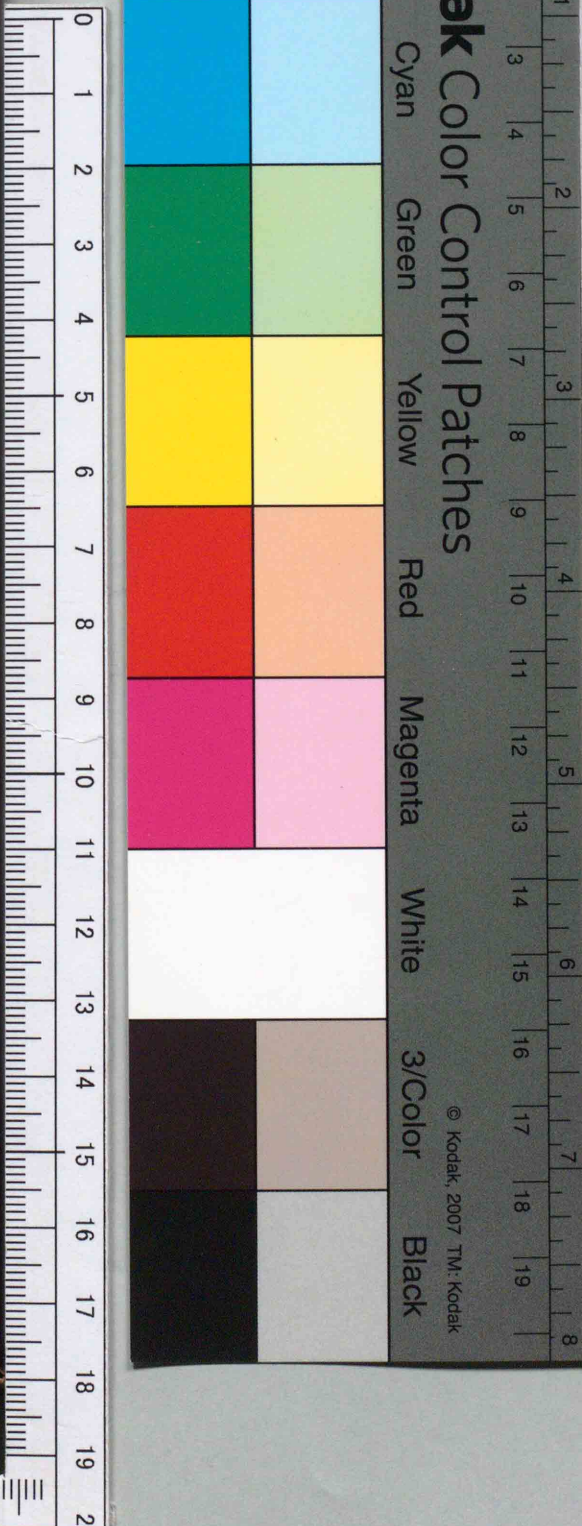


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫  
4  
370  
51-1944  
0130449527

師範教育

卷一下

文部省

中央図書館

教科書文庫  
4  
370  
51-1944  
0130449527

師範教育 卷一下

文部省

広島大学図書  
0130449527  


広島大学図書  
0130449527  


目次

第四章 近世の教育……………一〇五

第一節 近世における教學精神……………一〇五

第二節 學藝の振興と教育……………一二七

第三節 武士教育の發達……………一三九

第四節 庶民教育の興隆……………一五七

第五節 尊皇思想と教育……………一七五

第五章 最近世の教育……………一八三

第一節 明治維新と教育の根本方針……………一八三

第二節 教育制度の發達……………一九二

第三節 西洋教育思想の攝取……………二〇〇

目次

目次	二
第四節 教育に關する勅語の渙發	三三
第五節 國運の發展と教育	三五
第六節 教學の刷新	三四
第七節 皇國の世界的使命と教育	三六

附 録

最近における西洋教育思想  
教育史年表

第四章 近世の教育

第一節 近世における教學精神

一、時代の概観

江戸幕府の  
成立

近世は安土桃山時代より江戸時代の末に至る約三百年の間を含む。室町幕府が尾大振はず、その末造に至り土崩瓦解した後、天下は麻の如く紊れたが、織田信長、豊臣秀吉が勅命を仰いで漸く海内を統一するに至り、文運は次第に復興した。徳川家康はその後を承けて新たな封建制度を樹立すると共に、よく中央集権の實を擧げ、三百年に近い長年月の泰平の基を築き、海内はその間頗る平穩を保つた。その上、幕府が墨守した鎖國政策は、國民の海外進出の意氣を銷磨せしめ、海外文化の攝取を困難ならしめたといへ、外來勢力による紛擾の餘地をなからしめたので、國內は極めて靜安であつて、皇室の教學御獎勵は申すまでもなく、幕府の獎學は諸藩のそれと相俟つ

文運の隆盛

て、ここに文運は劃期的な隆盛を現出し、舊來の傳統文化を十分に深化して發展せしめることができた。それに伴つて國民の國體自覺もまた顯著となつたが、これこそ實に武家政治を崩壊せしめ、明治維新を將來して、國體の本義を顯揚する原動力であつた。

### 二、皇室の御獎學

當時皇室におかせられては、御歴代の天皇は畏くも種々の方法をもつて教學を獎勵遊ばされた。近世に至つて教學の隆盛に赴いたのは、實に皇室の御獎學が大いに與つて力があつたと拜せられるのである。

特に近世の始め、後陽成天皇は朝儀の復興に大御心を垂れさせ給ふと共に學術に意を注がせられ、文祿慶長年間、宮中において活字をもつて孝經日本書紀神代卷四書その他の書を出版せしめられ、わが國古典の研究を御獎勵あらせられた。

### 後水尾天皇

後水尾天皇も教學を重んじ給ひ、元和年中、皇宋事實類苑を出版せしめられ、國文和歌に關して深く御研究を積ませられたのみならず、佛學漢學にも

### 後光明天皇

通じ給ひ、御撰も多くあらせられ、また常々に青年公卿の教養に關し、大御心を注がせられた。

次いで後光明天皇は特に大御心を漢學に垂れさせられ、御日課を定めて御勉勵あらせられたが、儒學のうち漢唐の古註はその旨が粗淺であるから、爾今程朱の新註をもつて講すべしと仰せられて、朝山意林庵等の學者を召され、専ら朱子學を御研究あらせられ、また朱子學者藤原惺窩の學風を重んじ給ひ、惺窩文集には、忝くも宸作の序文を下賜し給うたことさへあつた。

### 學習院

その後も御歴代教學の振興に勸慮を注がせ給ひ、或は學者の進講を聽し召され、或は公卿の學習を御獎勵あらせられたが、遂に幕末に至り、孝明天皇の御代に學習院を御所の南に設けて、廷臣の講學機關とせしめられた。

### 三、國體の自覺と教學

### 國體論の隆盛

幕府政治は、君民一體、萬民翼贊のわが國體の本義から見れば、變態政治なることは言ふまでもない。かかる變態政治の間にあつて、嚮に鎌倉時代には神道、宋學、禪學が大義名分論、國體論の生起に與つて力があり、延いて建武

中興に及んだのであるが、近世に入ると、教育の振興普及と相俟つて、國體の自覺は一層深化し、ここに空前なる國體論隆盛の時代を現出した。

山崎闇齋は、日本の自覺に立つて、朱子學を究めると共に、これを皇國固有の神道に歸入せしめて、わが國體の闡明に貢獻した。殊に水戸藩において大日本史編纂の大業を始めるにあたつては、栗山潛鋒・三宅觀瀾等、闇齋系統の學者を多く參加せしめ、次第に獨自の學風を展開し、わが國史を通ずる大義名分を明らかならしめることに寄與するところが多大であつた。かくて淺見綱齋の靖獻遺言、藤田幽谷の正名論、同東湖の弘道館記述義、會澤正志齋の新論等は、いづれも尊皇の大義を説くものとして、山鹿素行の中朝事實、賴山陽の日本外史等の論著と共に、廣く人々に愛讀され、幕末の勤皇志士に至大の影響を與へた。

儒學方面における大義名分論と相並んで、しかも國體の明徴を當面の問題として取りあげ、國民精神作興に重大なる寄與をなしたものは、國學の成立とその發展とである。國學は古史古文の研究に出發し、復古主義に立つ

て、古道、惟神の大道を力説し、専心國體の宣揚に力めた。

上の如き儒學、國學と相結んで、教學の中核を成し、國民的自覺に培つたのは神道である。神道は、中世においては、儒教の影響を受け、つつも、なほ佛教的色彩を濃厚に保つてゐたが、近世に入ると、途を佛教と岐ち、儒教と結合して、その教理を組織立てるに至つた。度會延佳、吉川惟足、山崎闇齋等は、かかる神道家の代表者である。かくその教理の組織においては、儒教を採り入れたにも拘らず、その本旨とするところは、いづれも惟神の大道であつた。さらに、近世後半期になれば、その儒教思想とも離れ、國學に擔はれて、わが國古典の傳へる皇國固有の道に復歸せんとする復古神道の提唱となつた。

右の如く、國體の自覺に培つた教學の主なものとして、神道、國學、儒學等を擧げることができ、がそれらの主唱する國家觀には、それぞれ種々の特色が見られる。

この期における儒學の興隆は、わが國民がそれぞれの分を保ちつつ、君國に盡くし奉つてゐるといふ大義名分の思想を大いに昂揚した。中にも、水

國家觀の諸相

戸藩の編纂した大日本史は、かかる思想に基づいて、わが國史を通ずる名分を明らかにせんとしたものである。

しかるに、わが國體の儒教的な基礎づけに反對して、わが國の神による自然の國家といふことを強調したのが國學であつた。即ち儒教の説く道を人爲として斥け、ただ上も下も天地のおのづからにまかせてありし皇<sup>す</sup>らいにしへ（賀茂眞淵國意考）に復歸することを皇國の道として力説した。

これらの國家觀を通ずるものは、言ふまでもなく、神國皇國の觀念である。會澤正志齋は新論の冒頭に、

謹按神州者、太陽之所出、元氣之所始、天日之嗣、世御宸極、終古不易、固大地之元首、而萬國之綱紀也。誠宜照臨宇內、皇化所暨、無有遠邇矣。

と述べてゐるが、この抱負は實に近世國家觀の中核であつた。かかる國體の自覺が教育の隆盛によつてますます昂揚されたところに、近世教育の特質があり、そこに明治維新の原動力も生まれて來たのである。

#### 四、生活文化の特色と教育の特色

#### 新封建制度の樹立

江戸幕府によつて樹立された封建制度は、中世のそれに比し、極めて整備され、しかも中央集權的な色彩の加味されたものであつた。將軍は諸大名を各地に分封し、諸大名もまた部下に知行を與へてこれを統率し、かくて上下尊卑の區別を嚴重に定めて、亂すことを許さなかつた。そののみならず、士農工商の間にも、またそれぞれの内部にも、概ね嚴格な身分の區別が立てられ、政治の機構と社會の秩序とは整然たる組織が立てられた。これ江戸時代における社會組織の特色であり、三百年の泰平はかかる組織の維持によつて將來されたのである。かくの如き組織下における國民生活は、おのづから中世の國民生活とは極めて趣きの異なるものとなり、隨つてそこにはまた中世とは極めて異なる文化教育が展開することとなつた。

新封建制度の樹立にあつて、それに伴ふ身分的統制的社會組織を基礎づける役割をしたものは、實に朱子學であつた。儒教は、もと、支那周代の封建制度を背景として起つた教である。されば儒者の考へる國家社會は、常に周代の道義的、法制的規範によつて結合された團體であつて、わが國の

#### 儒學の興隆

如き、皇室の下、國民相互の上下親密な血縁的親和的な結合である國柄とは必ずしも相容れない點がある。さればその經書の中に含まれてゐる君臣の大義に關する思想並びに種々の道德的教訓は、古來わが國に採用されたけれども、儒教の國家觀は永く採用されなかつた。

しかるに、江戸幕府によつて鞏固な封建制度が樹立され、それに伴なつて身分的秩序が確立するに至るや、儒學はその基礎づけを行ひ、泰平による現實的精神の擡頭と相俟つて、ここに儒學は劃期的な興隆を示すに至つた。蓋し、宋代に及んで新たに勃興した朱子學は佛敎の影響を受け、原始儒敎とはかなり趣きを異にしつとも、なほ身分的統制的な封建的要素をそのまま残してゐたからである。かくて、中世において主として禪刹の中で攻究された儒學は今や山門を出て、俗界に進出し、中世の佛敎に代つてこの時代の教學の一大勢力となつた。

幕府もまた文教の獎勵に力を盡くし、徳川家康の好學の精神、文治の方針は、元和元年(二二七五)に公布された武家諸法度の第一條に典型的に法文化

されてゐる。

文武弓馬之道專可相嗜事。左文右武古之法也、不可不兼備矣。

この精神は、代々の將軍に繼承され、殊に五代將軍綱吉、八代將軍吉宗等は大いに獎學に力を致した。儒學の中でも、朱子學は特に幕府の保護を受け、寛政二年(二四五〇)には、異學の禁を發令するに至つたほどである。

### 武士修練の變化と儒學

かくて、儒學は武士教養の重大な要素となつたのであるが、それに相應するものは、泰平に基づく武士生活の變化であつた。近世に入ると、元和ひんぶ假武以來、泰平が久しく續いて、武士はもはや戰場で死生を賭することがなくなつた。中世の武士は、武技も武士道も主として戰場で體驗し、戰場で鍊磨したのであるが、今や武技も、武士道も學藝として學ぶやうになつた。同時に、武士は戰士としてよりも、主に爲政者として活動するやうになつた。随つて、武士は農工商三民の支配者として治民の道を心得、かつ道德上の模範たるべきことが切實に要求されるに至つた。されば近世の武士教育は、修身齊家治國平天下を理想とする儒學を、文武兼備の武士教養の一半として採



教育機關の  
發達

り上げ、以てこの要求に應へんとしたのである。儒學の隆盛に伴ひ、庶民の教學的自覺が高まつたために、やがて各種程度の學校が都鄙至る所に設立せられるに至つた。中世において文化普及の役割を擔當した、主なるものは寺院であつたが、近世においては、教學は寺院を離れて俗界に移り、しかも各種の教育機關によつて、國民の各層の間に劃期的な普及を現出した。これ、中世に見られない近世教育の一特色である。

## 諸學の振興

それに劣らず重視すべきは、教學内容の飛躍的な擴大向上である。儒學はよく日本化されて、或は國體の闡明に貢獻し、或は國史學の發達に寄與し、また神道論の展開に盡瘁する等、種々の方面に役立つたのであるが、近世の教學は儒學を中心としつつも、遂に儒學に止らず、同時に多方面に互る學藝を興隆せしめた。國學の發展は言ふまでもなく、古より傳承され來つた曆學、數學、醫學、本草學、農學等も各、独自の領域を開拓し、大陸の羈絆を離れて大陸以上の發展を示すに至つた。さらに江戸時代後期にはオランダ語の研

究に發足して洋學の研鑽が行はれ、本邦在來の諸學と洋學とが對立するこ  
ととなり、教學の範圍は江戸時代後期からは一段と擴大され、識者は東洋の  
みならず、西洋に對しても漸くその眼を開くに至つたのである。かくの如  
く、教學の普及とその内容の擴大とは、相共に維新後の教育の基礎を建設し  
て行つた。これは近世教育の果した重大な使命であつて、明治時代の教育  
興隆の基礎はここに築かれたのである。

家庭・社會  
教育の役割

さらに、近世教育には現代にもなほ範とするに足る點が少くない。それ  
は一つには家庭教育、社會教育の擔當した役割である。前述の如く、この時  
代の教育は實に空前の發展を示し、多數の學校が設立された。しかし何れ  
の時代においても、學校教育が教育の全部ではなくて、それは家庭教育、社會  
教育等と相俟つて始めて健全な國民を育成し得るものである。この點に  
おいて、近世の家庭教育、社會教育はよくその使命を果したと言ふことがで  
きよう。中にも今日の青少年團の濫觴とも言ふべき若衆仲間や、また今日  
の隣組組織の先蹤とも見るべき五人組、十人組制度による相互扶助並びに

感化の如きは特に重視すべきものであつた。武士においても、武士道の鍊磨に對して家庭社會教育が大なる力を及ぼしたが、商工業者の德育の如きは主として家庭や社會の感化影響の下に行はれたのである。殊に農民は最も學校教育に恵まれず、隨つて無學文盲な者も多かつたが、しかもなほ家庭や社會の力によつて健全な農民として教育された。かくして、武士においても庶民においても日常生活がそのまま勝れた修練の場面となつてゐたのである。

本邦独自の  
教育形態の  
整備

この時代のかかる特色深い家庭教育及び社會教育と相並んで、注目すべきは、學校において師弟の道が昂揚されたことである。中世において、漸く寺院教育のうちに發展し來つた師弟の道が、一大家族國家としてのわが國固有の精神の顯現なることは既述の如くである。近世に入ると、中世寺院教育に由來する寺子屋の類は言ふまでもなく、私塾においても、藩學、郷校において、さらには幕府の諸學校においても、あらゆる學校は概ね師弟の親密な團結より成り、師弟の間は父子にも比すべく、弟子相互の間は兄弟にも

比すべき特質が見出されるに至つた。思ふに、わが國の學校は上古に唐制を採擇して以來、多年の歲月を經過し、わが國體に融合し、國風に同化し、遂に近世に至り、わが國独自の教育形態を展開したものであつて、ここにもまた近世教育の一大特色が認められなければならない。

中にも、近世における私塾には、師弟が相寄つて生活を俱にし、或は川流を汲み、或は薪を拾ふ等、塾生活そのものが高度の修練體制を形成した點に特色深いものが多い。吉田松陰の松下村塾においても、師弟俱に出でては田を耕し、入りては米を搗き、日常作業の間に書を講じ、道を論じ、かくて、松下陋村と雖ども、誓つて神國の幹と爲らんとの抱負に培ひ、これをよく實現して、明治維新に功績を残した多くの人材を養成し得たのである。

## 第二節 學藝の振興と教育

### 一、儒學の振興と教育

朱子學

中世の儒學には二つの流れがあつた。一は堂上家の儒學であつて、主と

して漢唐の古註を研鑽する訓詁學派であつた。平安時代以來、家學を傳承した菅原清原氏の子孫が専らこれを受け繼いでゐたが、江戸時代になるとその中から有爲な人材が出なかつたので、教學の上に寄與することは少かつた。二は五山等の禪林に發達したものであつて、主として宋元の朱子學を攻究する性理學派であつた。これは禪宗に隨伴して次第に傳播し、室町時代の末には、既に薩摩土佐の如きは各、有力な學統を形成した。性理學派は、近世初頭、相國寺に學んだ藤原惺窩その他有力な朱子學者が續々と輩出して、學統の隆昌を來すと共に、新たな封建制度の樹立に參加し、儒學をもつてその基礎づけを擔當して、近世教學の一中心となるに至つた。特に惺窩の門人林羅山はその弟東舟と共に幕府に仕へて顧問を勤め、また江戸上野に書院を興して後の昌平坂學問所の淵源を開いたので、爾後林家は代々その總裁となつて幕府に仕へた。

かくて朱子學は遂に幕府の官學となり、多くの朱子學者が幕府に招聘された。例へば木下順庵の如きは幕府の儒員となつて多くの英才を養ひ、室鳩巢の如きは幕命により六諭衍義大意など有益な教科書を著した。かく幕府教學の方針は専ら朱子學を中軸として行はれ、後にはこれを正學として、所謂異學の禁を出すに至つたほどである。隨つて諸藩でもその藩學、學校において朱子學を講ぜしめたものが多く、民間學者にも朱子學を奉ずる者が多かつた。

これら朱子學者の中で特色ある教育上の見解を示した者は、貝原益軒、江村北海、中井竹山等その數は多いが、就中貝原益軒は世に益軒十訓と稱せられる平易な教訓書を著して世を益したが、中にも和俗童子訓の如きは詳密な教育論たる點で極めて注目すべきものである。益軒は、兒童の幼時より父母が良い模範を示し、愛敬をもつて導き、義方の教を怠つてはならぬと説き、「子の賢不肖多くは父母のしわざなり。」(和俗童子訓)と戒め、かつ「姑息の愛をなすべからず。怠るをゆるす事なかれ。氣隨をゆるし、私欲を長すべからず。」(家訓)とも教へた。教育の原理として、易の豫の卦をもつて説明した。豫とは上が正理をもつて行ひ、下はこれに順應して事々みな通暢和豫する

義である。教材はなるべく多方面から採用するのがよい。中にも武士は政に與り、民を治めるものであるから、博識にして文武兩道に達しなければその任務を全うすることができない。教育の方法については有名な隨年教法を論じて禮記内則の説を敷衍し、各科の教授法を具體的に述べた。他の多くの學者が等閑に附した體育衛生についても詳述して養生訓を著した。特に女子教育に關して詳細に論述してゐるが、江戸時代女子訓誡書中最も流布した女大學おんながくも益軒の著と言はれてゐる。

土佐の朱子學は天文年中、南村梅軒に始り、近世初頭、谷時中の頃から著しく發展した。その高足山崎闇齋は吉川惟足より吉田神道を、度會延佳より伊勢神道を學んで、皇國固有の神道を深く考究し、これを朱子學によつて基礎づけようとした。かかる試みは儒學の日本化として頗る注目すべきものである。また闇齋は親藩保科正之に召されて藩の教學に參與した。闇齋の學徳識見を慕うて集つた門人は六千人に達し、その中から多くの勤皇家、神道家並びに國史學者が輩出した。これ所謂崎門學派である。中にも

その高弟淺見綱齋は、その刀の鐔に「赤心報國」の四字を刻したほどであるが、靖獻遺言を著し、支那の忠臣義士の事蹟を記述し、遺文を集録して、世人の節義を勵ました。江戸時代中期、勤皇運動の先驅となつた竹内式部や山縣大貳も崎門學派の人であつた。實に惺窩系統と闇齋系統とは、わが國近世の朱子學を二分して各、その半ばを網羅した二大學派であつて、相對立し相影響されつつ維新に及んだのである。

## 陽明學

朱子學は格物窮理を旨とするため、その弊はその學が煩瑣となり、その修養が形式に墮しやすいためである。よつて近世初頭、中江藤樹は朱子學の弊を救はんとして陽明學を首唱した。藤樹は始め朱子學を學んだが、朱子學の迂遠煩瑣にして形式の末に囚はれる弊あるを慨き、晩年陽明學に轉じ、直截簡明な學風をもつて廣くその郷黨に感化を與へ、近江聖人と尊稱せられた。藤樹は特に敬神崇祖の國風と陽明學とに契合點のあることを認め、致良知は廣義の孝道であると解し、一切の德行を孝に歸入せしめ、かくして陽明學を日本化すると同時によくこれを簡明化することができた。されば

その教育説も孟子の「大人者不失赤子之心者也」といふ説に準據し、赤子に備はる純眞の性をそのまま發展せしめ、心裡の良知を體認せしめることを旨とした。随つて教材は文武二道の並行を要領としたけれども、教育方法は必ずしも博覽を旨とせず、書籍は本來吾人心性の註解（書簡集）であるから、讀書を致良知の單なる手段と認め、必讀の書を少數に限定した。また家庭教育の重要性を力説し、母親の感化を重視し、女子の修養のために懇篤な鑑草を著したほどである。熊澤蕃山はその高弟である。陽明學は朱子學ほどにわが國では榮えなかつたけれども、朱子學に對立する學統として、幕末に至り、多數の勤皇志士を出した。

## 古學

朱子學陽明學は共に佛教の影響を受けた點が多いので、必ずしも孔孟の古意そのままではなく、むしろ孔孟の本義に反する點もないではないとして、宋明の性理學を斥けて、漢唐の古註を復活し、さらに溯つて先秦の古義を探り、それによつて孔子の眞意を求めようとする新しい儒學の運動が江戸時代の中期に起つた。これ所謂古學派である。先づ伊藤仁齋は京都で古

義學を唱へた。仁齋は性をもつて道德實踐の可能性と解し、この性を擴充して徳を大成し、君子たらしめることを教育の理想とし、知識は徳を大成すべき手段に過ぎないから廣博を欲せず、識見を高うし、その主意を汲むことが肝要であると説いた。よつて仁齋は、學問以道德爲本、以見聞爲用（語孟字義）と述べた。教育の方法としては、門弟の個性を重んじ、注入を避け、師友相互の討論によつて切磋琢磨せしめるのを指導の要領とした。

同じ頃江戸で山鹿素行は聖學を唱へ、聖教要録を著した。素行の意見は幕府の忌諱に觸れ、幕府は素行を罪して播州赤穂に幽閉した。素行は赦免されてから後は専ら日本中心主義の宣揚に努力した。ついで荻生徂徠は古文辭學を主唱して、孔子の眞意を探求するには先秦の古文辭を先づ玩索しなければならぬと論じ、教育上では漢文教授法の發達に寄與し、かつ個性指導を力説した。古學は朱子學を本位とする幕府の方針には合はないものであるが、學界の趨勢は幕府の褊狹な政策では阻止することが不可能であつた。

## 折衷學と考證學

かくて元祿期には、古學は儒學の一方の中心となり、その學派は朱子學派、陽明學派と相對して榮えたので、この時期の儒學は實に百花繚亂たる有様であつたが、多くの學派が並び競ふ結果、おのづから他の缺點を摘抉して喜ぶ弊風が起り、世教人心のために道を學ぶべき儒者にして、却つて風教を害ふやうなことも起つた。それ故、江戸時代後期に至り、各派の長を採つて、これを折衷せんとする折衷學、並びに私意私見に據ることなく、確實疑ふべからざる典據を考證せんとする考證學なども唱へ出され、公平穩健な學風が江戸時代後期一般の特色となつてゐる。

この折衷學派からは、細井平洲の如く、特に民衆教化に力め、その感化影響は單に米澤名古屋の領内に止らず、廣くその隣國にも大なる刺激を與へた學者も出でた。平洲の信する所によれば、國內の和平を圖り、民風を淳美ならしめる根本は教育であるから、上仁政は教育をもつて第一とする、そのために強ち學派に拘泥せず、學問よりも徳教を旨とする適當な教育施設を普及せしめ、またみづから修養を怠らずして徳化をもつて民衆を指導し得る

教育家を養成するのが肝要であると主張した。かく平洲の説には、教育行政上の意見に傾聽すべき點が多かつたのみならず、個性指導を強調し、個性に應じて才器を達成せしめんとする仁齋以來の主張をなほ一層發展せしめた。

## 二、國史・國學の振興と教育

わが國には古來國史の研究が重んぜられ、編纂された史籍も多數に上り、國民精神の涵養に強い力となつてゐたのであるが、江戸時代になると史學の進歩は特に著しく、幕府諸藩の力によつて大部の國史が編修され、その上、廷臣或は民間にも浩瀚な史書を編述した人も少くなかつたため、一層國民教化の上に貢獻するに至つた。

儒學者のうちには早くより國體の本義に立脚して、國史編修に携はるものが多かつた。徳川光圀は多數の學者を集め、多額の藩費を投じて、大日本史編纂に着手した。その完成は實に二百五十年の長年月を費し、明治の末に實現されたのであるが、空前の詳密正確な國史である。この長年月の間

## 國史學

に、水戸藩には、國體の發揚を旨とし、藩學弘道館を中心とする水戸學が發達した。また頼山陽は日本外史、日本政記を著したが、幕末及び維新以後の讀書子にして山陽の史書から士氣を鼓舞されたい者はないほどであつて、尊皇論の發達を促した功が大であつた。

國學は古語古文を明らかにし、特に肇國の精神、國體の本義を明徹にせんとする學問である。江戸時代初期に下河邊長流、ついで僧契沖が古語古文の研究に一新機軸を開いたが、中期に至り、荷田春滿が國學研究の必要を力説し、その上、國學校の建設を幕府に建言した。その弟子賀茂眞淵、眞淵の門下本居宣長、宣長歿後の門人平田篤胤と相承けて、國學を大成し、多數の學者を養成すると共に、忠君敬神の國風を發揮し、古事記萬葉集等古典の註疏に貢獻した。中にも宣長は古事記傳の完成に一生を費したが、論斷の明晰考證の正確、註解の詳密なること、前古に比なく、實に古事記研究はここに一先づ完成し、わが惟神の大道を闡明した功は大きかつた。江戸時代初期まで、往々學問と言へば漢學を意味し、世人は一般に漢意に馴れ、支那文化の尺度

## 國學

をもつて人生自然を判斷し、その非なるに氣づかない者も多かつたが、國學者は大いにその誤を説き、わが國の古道を明らかにしたので、これより一般國民は容易に古典を讀解し得るやうになると共に、國體の精華をよく悟るに至つたのである。宣長と同時に、堀保己一は盲人ながら國學に通じ、幕府設立の和學講談所において國學を教授すると共に、多くの古典を集めて群書類従を編修出版して、世人の研學文教の普及に裨益することが鮮少でなかつた。

## 三、曆學・數學・醫學・本草學・農學の振興と教育

江戸時代にはまた自然科学の方面にも刮目すべき發達があつた。江戸時代の天文學は主として曆術の研究である。わが國は、推古天皇の御代に支那の曆法を傳へてから、曆學が發達し、清和天皇の御代より唐の宣明曆が八百餘年間採用されたが、その後曆日と天行とに二日の差を生ずるに至つたので、保井春海は朝廷に建議し、新たに天體の運行を觀測して曆法を改正し、本邦學者の研究に基づく貞享曆を作つた。これより曆法は支那より獨

## 曆學

立することとなつた。その後、天文學がますます進歩するに伴ひ、曆法もいよいよ發達した。さらに江戸時代後期に至り、麻田剛立は地動説を立て、志筑忠雄は一種の星雲説を唱へたが、いづれも西洋の學説とは無關係に研究されたものである。

## 數學

わが國の數學は、大寶令によつて大學で講究することと定められた頃から次第に發達し、或は算木を用ひ、或は筆算によつて次第に獨自の境地を開拓し、近世初頭に至ると、支那から輸入された十露盤とろばんが國風に改造され、教育上、實生活上に廣く利用された。寛永年中吉田光由の著した塵劫記は、長く初等數學の代表的教科書として幕末まで普及し、ますます十露盤の價値を高めた。

かくて和算は代數學、幾何學の領域から高等數學の領域にまで發展し、當時の西洋の數學に比較して優るとも劣らない發達を遂げた。圓周率の如きも、無限級數を使つて、江戸時代中期には五十位まで算出された。和算の發達には特に關孝和の功績が大である。孝和の發見した數學解法は頗る

廣範圍に互つてゐるが、就中、全く獨自の研究から行列式を發見し、また積分學の幾何學的應用に屬する諸問題に無限級數の觀念を應用して巧にこれを解決した如きは、その數學の偉大さを物語るものである。孝和の門弟及びその學統に建部賢弘、安島直圓、和田寧等の俊才が輩出して、和算は長足の發達を達げた。

## 醫學

醫學は本邦固有の醫術と支那の醫術とを母胎として發達したから、室町時代に既に成績の見るべきものがあつた。近世に入り、儒學の發達と並行して、先づ宋儒性理の說に應じて立論された李朱醫學が輸入され、曲直瀨道三等の大家が並び出たが、やがて儒學において古學の唱道された頃、古方醫學が提唱され、後藤良山、吉益東洞の如き名家が出た。かくの如く醫學は常に儒學の變遷に並行して發達し、醫學者は概ね儒醫を兼ね、その中には香月牛山の如く、すぐれた教育論を發表した者もあつた。李朱醫學と古方家との對立は、やがて醫學にも折衷派を生ぜしめた。その大家多紀元孝は、徳川氏に仕へて奥醫師に任ぜられ、次いで家塾を開いたが、それは後に幕府の經



營に移り、醫學館と稱し、多くの醫生を養成するところとなつた。しかし儒學の折衷學と同様に、折衷醫方は學說としては平凡であつたから、古方家は専ら實驗によつて立論すべきを主張し、蘭方醫學の長所を加味した。古方家の山脇東洋等は實に實驗醫學の泰斗であつた。蘭學の輸入と共に、多くの蘭方家が輩出したが、そのうち緒方洪庵は最も教育上の功が著しく、維新前後の多くの政治家、學者を養成した。

江戸時代は實に固有醫學の全盛期であつて、多くの儒醫が輩出し、極めて多くの醫書が著され、遠く支那の醫學を超え、獨創的研究が多かつた。中にも古方家が實驗に基づくべきことを主張したのは近代科學精神とその軌を一にするところであつたが、維新以後、西洋醫學の普及するにつれて、その長とするところまで捨てられて、殆んど跡を失はんとするの止むなきに至つたことは遺憾である。

### 本草學

博物學は終始醫學に附隨して發達し、藥草の研究がその中心であつたため、本草學ほんそうがくと稱せられた。現在の生藥學に近いものである。隨つて鑛物學

動物學等の研究は振はず、植物學の研究のみが獨り嶄然として發達した。本草學は他の諸學と同様に、始は支那から受容されたが、次第に獨立の域に達し、江戸時代の中期、稻生若水は「庶物類纂」一千卷の著述に従ひ、その系統の小野蘭山は醫學館の教官となり、約二千種の本草について精密な研究を行ひ、「本草綱目啓蒙」の大著がある。かくて、わが國の植物學はここに始めて學的基礎を築くことができた。同じ頃平賀源内は本草の研究を行ふと共に電氣の研究を起した。江戸時代の本草家は全國を旅行して、實物を採集し、またしばしば合同して各自蒐集した標本を展覽して、斯學の發達に資するのみならず、一般民衆に對しても科學知識を普及するのに多大の貢獻をした。當時はこれを物産會或は藥品會と稱した。また當時設置された藥草園の中には、今日なほ残つて學究上に多くの寄與をしてゐるものがある。就中幕府が江戸小石川に設けた藥園は、今日東京帝國大學理學部附屬植物園となつてゐるが、當時栽培された珍しい植物の現存するものも少くない。

農耕の業は神代以來わが國本と認められ、御歴代これを獎勵し給うたので、早くより大いに進歩し、中世には既に支那朝鮮よりも著しい進歩を遂げてゐたが、近世に至り、本草學、天文學等の發達に伴ひ、農學も大いに進歩するやうになつた。元祿の頃に至り、宮崎安貞は各地を遊歴し、老農老圃に質し、拮据四十年農業全書を著したが、記事が精確丁寧なので、大いに世に歡迎された。幕末に至り、佐藤信淵は父祖五代の研究を繼ぎ、和漢洋の學を兼ね、廣く諸國を廻つて研究を深め、多くの農書鑛業書を著し、本邦の農學を大成した。同じ頃二宮尊徳は報徳の法を立てて、皇國の道に基づき經濟を力説實踐した。

わが國農學者の説は、いづれも實地に即し、經驗を本としてゐるため、現今なほ傾聽すべきものが多いのである。特に尊徳の教説は皇國經濟觀樹立の上に大きい役割を擔つてゐる。

## 四洋學の振興と教育

室町時代の末天文十二年(二二〇三)ポルトガル人が小銃を傳へ、次いで天

來  
基督教の傳

校  
基督教の學

文十八年(二二〇九)ポルトガル耶蘇會に屬するフランシスコザビエルによつて切支丹宗が傳へられた。ザビエルはわが國の僧侶は深い學問をしてゐるから、學識すぐれた宣教師を派遣する必要ある旨を本國へ建言したので、優秀な宣教師が多數送られたが、邦人から宣教師を養成し、かつポルトガル宣教師にわが國の事情や國語を教へるために、天正七年(二二三九)より肥前の有馬にコレジオとセミナリオが、豊後の府内(今の)にコレジオ、同國臼杵にノビシアドが、次いで近江の安土にセミナリオが建設された。セミナリオでは上流の少年にラテン語、ポルトガル語及び基督教大意を教へ、その生徒の中から宣教師となり得る者を選んで、ノビシアドに入學させ、二三年嚴格な教育を施し、その後コレジオに入れてラテン語、七自由科などを教へる。コレジオにはポルトガル人も入學して國語や佛教を學んだ。

戦亂の多い時代なので、これらの學校は興廢常なく、その上、豊臣徳川二氏の禁教令により漸次衰滅したが、その間布教と貿易の結果、西洋の文物が傳へられて、國民の知見を弘め、西洋の醫學、畫法が傳へられ、また西洋文學や

禁教令

宗教書の國譯及び羅馬字の國文學書が出版され、かつ邦人が西洋書を讀み、西洋事情を研究する端緒も開けた。しかしこれらは鎖國と共にすべて消滅した。ただオランダ人のみは、長崎で貿易を許されたので、オランダ語の譯官は多少西洋の大勢を知り、またオランダ人が年々西洋の風説書を幕府に上つたので、その高官が西洋の事情をおぼろげに揣摩するに止つた。

## 洋學の勃興

八代將軍吉宗は夙に科學に興味を懷いてゐたが、西洋科學の進歩を聞き、幕臣青木昆陽等に蘭書の研究を許した。これより蘭學の研究が新たに興り、昆陽の門人前野良澤は杉田玄白、桂川甫周等と共に幾多の辛苦艱難を嘗め、四年の歲月を費してオランダの解剖書を譯出した。題して解體新書と言ふ。これ實にわが國における蘭書翻譯の嚆矢であつて、醫學の上に一大進歩を促したのみならず、廣くわが國教學上に一時期を劃したものであつた。しかも翻譯の動機とするところは、自己の職分を忠實に果さんとするにあつて、單なる知識慾を充さんがためでなかつたことは注意すべきことである。かくて蘭學の研究は次第に進歩を遂げ、玄白の門人大槻玄澤はオ

ランダ語の文法書、蘭學楷梯を公刊し、その後稻村三伯は蘭日對譯辭典、ハルマ和解<sup>ワカ</sup>を出版したので、蘭學は大いに發展した。

蘭學の進歩につれて、醫學、天文學、本草學等は次第に西洋の知識を採擇して面目を改め、兵學、航海術も固有の方法に西洋の法を攝取して著しい進歩を示した。幕末に至り、ロシアイギリスアメリカ合衆國の艦船が渡來して、或は開港を要求し、或は無法の暴行を働いたので、國內に國防攘夷の論が沸騰したとき、蘭學者は移入せる知識を基礎として、開港論に立脚する對外政策を説き、鎖國的外交の非なることを力説して、國民の啓蒙に力めた。

外交の緊迫につれて、オランダ語のみならず、ロシアイギリスフランス等の國語も研究されるやうになつた。幕府は外交處理の必要上、蘭學者をして外交文書や洋書を譯出させたが、安政二年(二五一五)より洋學所を設けて翻譯の傍ら學生を教授せしめた。これは後に開成所と呼ばれ、西洋諸國語と共に西洋の諸科學を教授した。幕府はまたこれと並んで醫學所を設け、ここで西洋醫學を教授せしめたが、醫學所は開成所と共に、維新後わが國西

洋學術の研究教授の源泉となつた。かくて洋學は國民の視野を擴大し、明治以後、西洋學術を攝取して、わが固有の文化の發展に資すべき地盤をつつたのである。

#### 五、各種藝能の振興と教育

各種藝能の振興

室町時代より各種の藝能は、貴庶上下を問はず、次第に國民一般に普及して、國民教化の上に多大の影響を及ぼす態勢を整へつつあつたが、降つて江戸時代に入ると、文化の普及、庶民生活の向上と相俟つて、ここに劃期的な發展普及を見るに至つた。

俳諧

和歌は上古は貴庶を通じて詠じられたのであるが、中世になると、深い修練を重ねないと詠じがたいものとなり、學びやすい連歌を上下おしなべて玩ぶやうになつた。やがてこれも形式化したので、連歌から脱化した俳諧が近世に至り、大いに發展した。特に元祿期に松尾芭蕉が出て、閑寂・幽玄な詩境を開拓して、所謂蕉風の俳諧を大成して以來、庶民にも親しみやすい教養として、國民全般に文藝趣味を涵養し得る重要な力となつた。

茶道・華道

茶道・華道は高雅な趣味を養ふ源泉となるのみならず、兼ねて人格の向上に資することも多い。茶道には桃山時代に千利休が出て高名を揚げてから、その子孫門弟より多くの流派が分れ、また華道には池ノ坊その他多くの流派があり、それぞれ茶華の趣味の普及に努力した。かくて茶華は都鄙普く嗜まれるやうになり、特に女子には不可缺の教養となつた。

書道

書道は上世以來尊重された藝術であると共に、極めて實用的な教養であつて、近世においては最も低い階級までこれを學習するやうになつた。徳川家康は青蓮院流の書道を學び、江戸幕府も一般にこれに據つたため、江戸時代には青蓮院流が最も有力となり、遂に御家流と呼ばれるに至つた。なほ、書道にはこのほかに大師流、菅家流、近衛流などがあり、また漢學者には唐様國學者には上代様を學ぶものが多かつた。

繪畫

繪畫は、従前は専ら宮中貴族・武家並びに社寺の裝飾に用ひられてゐたのであるが、當代に至り、庶民の座敷にも用ひるやうになり、民衆の嗜好に投ずる繪畫も描かれるに至つた。その上、従來は繪畫をみづから描くことは特

に修練を経た者でなければ不可能であつたが、室町時代より水墨畫が行はれ、一般人士もこれを描くことができるようになつた。殊に文人畫は高尚な趣味として、一部の人々に好んで練習された。

そのほかに、當代においては、三味線の伴奏による各種の淨瑠璃、歌謠、琴の伴奏による各種の歌謠、並びに歌舞伎及び小説の類が發達した。

右の如く、江戸時代三百年の泰平の結果として、各種の藝能が著しく發達すると共に、その内容も豊富になつた。殊に注意すべきことは、從來、その内容が高尙であつて、創作鑑賞が國民の一部分に局限されてゐたものが、近世に入るや、國民の各階層に普及して、國民教化の上に大なる影響を及ぼすに至つたことである。かくの如き藝能の民衆化は、内容の通俗化によつて將來されるものであり、また各種流派の徒らなる分立より生ずる弊害も加はつて、そこには藝道のもつ崇高な精神が必ずしも生かされてゐないが、しかし、諸藝能の趣味、教養を國民の全般に及ぼし、ここに藝能教育發達の地盤を築いた點に大なる意義をもつのである。

當代藝能の  
特色

### 第三節 武士教育の發達

#### 一、武士道論の成立

武士道論の  
成立

中世において、鎌倉武士の實踐的修練によつて深化された武士道は、室町時代には、武士の頹廢によつて衰微したが、やがて江戸時代に至つて、當時勃興した儒教の影響を蒙り、武士道論によつて指導され振興されるやうになつた。これは近世における武士教育の重要な轉機であつた。蓋し、平和な時代の出現によつて、武士はその存在の意義を著しく稀薄にしたのであるが、幕府の存立は武士階級の存續を必然の要件とするものであるから、武士をして時代の要求に適應せしめると共に、武士の頹廢を防ぎ、武士精神の振起に力めることが近世武家の重大なる一課題となつた。しかし、このやうな要求に應へんとしたのが武士の諸法度であり、また武士道論でもあつた。

抑、武士精神の振興に貢獻した武士道論は、主従を義理によつて結合せし

めることを根本義とする點で、近世封建制度に相應するものではあるが、それが故に大義名分に缺けるところがあり、國民一般の規範たり得ない一面を藏してゐた。しかし近世に至つて理論的組織を得た武士道は、大義名分を明徴にせんとしたため、幕末に及んでは、尊皇愛國の本義を覺醒せしめるに至り、明治維新と共に、武士階層の消滅にも拘らず、却つて日本武士道として甦生し、國民の一規範と考へられるに至つたのである。

## 武士道なる語の成立

中世には武士道は實踐されたけれども、理論的基礎づけが十分でなかつたから、武士道といふ語さへ用ひられなかつた。稀に「武士之道」或は「ものふの道」と呼ばれたが、多くは「兵の道」「弓矢の道」などと稱して、武士道に近い意味に用ひられてゐた。「武道」と稱しても、武藝の意味には用ひられないで、道德の意味に用ひられてゐた。これらの用語の間から武士道なる語が成立すると共に、「兵の道」「武道」などは次第に技術的意味に限定して用ひられ、道德的には「士道」或は「武士道」と呼ばれるやうになり、武士道の意味も次第に洗煉された。

## 武士道論の内容

家康の定めた武家諸法度は、幕府が武家を統制教化する根本法典であるが、その第一條には、文武兼備文武兩道の方針を明らかにしてゐる。されば當代の武士道論においても、これに相應じて、一方においては、武士道とは死ぬ事と見つけたりと云ふが如き、戰場道德たる中世の實習的武士道が獎勵されると共に、他方では中世において公卿的、佛敎的教養を主としたのに對して、修養のための儒敎道德が強調された。

武士道を基礎づけた學者としては、中江藤樹・山鹿素行・貝原益軒・室鳩巢等が著名である。これに刺戟されて、兵學者も武士道を論ずるに至つたが、概ね儒學を論述の基礎としてゐるから、その説の要點は大體において儒學を離れたものではなかつた。これら諸學者の武士道論は、必ずしも一様ではなく、學者によつて説き方が少しづつ異なつてゐるが、要點について言へば、文武の關係論であつた。武士が文武を兼備すべきこととは、古來の常論であり、鎌倉時代より特に力説されてゐるが、何故に兼備されなければならぬかを説いたのは、江戸時代に始り、中江藤樹がその魁であつた。

その説によれば、天道に陰陽があるやうに、人道においては仁義を根本とする。仁のみでは愛に溺れるから、これを裁するために義を守らなければならぬ。義のみでは人々の和合が困難となるから、仁をもつてこれを和げる。仁義が共に發達しなければ、人は生を全うすることができず、道も行はれない。しかるに文の徳は仁であり、武の徳は義である。文とは天下國家をよく治めて五倫の道を正しくすることであり、武とは悪虐無道の者があつて文道を妨げるとき、これを懲らし、天下一統の治を行ふことである。武士は農工商三民を治めるものであるから、各般の文武の藝を多方面に互つて修めなければならぬが、それには先づ三民の模範となるやうに、仁義の徳を修め、文武合一の明德を明らかにして本を立て、しかる後に末の藝を學ぶのが正道であるといふ趣旨である。

かくて、武士道論は多くの學者によつて唱へられ、時代に應ずる武士精神の振起に寄與したが、日本武士道の本義を闡明すると共にその感化の大なる點で重視すべきは山鹿素行及びその影響を受けた吉田松陰であつた。

武士精神の  
昂揚

前述の如く素行は儒學においては仁齋と相並んで古學を唱道し、日常實際の事物に即して知を練り、徳を磨くべきことを力説し、これを棄てて讀書に耽るが如きは誤であるとし、また、内にさざす所あるにまかせて、外其の事をただし導く〔山鹿語類〕べきことを教育方法の根本とするなど、日常の修練による教育を主張し、自發活動を尊重した。それと共に、知を練り徳を磨く模範として、聖人に則つてわが性を天理に合せしむべきことを強調した。多くの儒者は文化の標準を支那古代に置いたが、素行は皇國こそ世界の中國であるから、人は畏くもわが國列聖の聖徳を仰ぎ奉つて、智徳を鍊磨すべきであり、特に武士は忠孝兩全を旨とし、日常の實踐生活の間に士道を涵養すべきものであると論じ、武教全書、山鹿語類等を著して士道の内容とその修養法とを詳述した。

松陰は、恰も幕末に際し天下騷然たる中に、慨然憂國の情に堪へず、常に勤皇の大義を唱へ、熱心な尊皇論者として奔走した。松陰は安政元年（二五）一四）海外に遊ばんとして事志と違ひ、長州野山獄に投ぜられ、後萩城下松本村

の自宅に幽せられたが、藩の許可を得て松下村塾を開いた。塾を開くことは三年に満たなかつたが、長州藩の青年を教育してみな有爲の人物たらしめたのは、その人格的感化の大なることを示してゐる。武教講録講孟餘話などが主著である。松陰の主意とするところは、苟くも人と生まれたものは忠孝を全うしなければならぬ、殊に皇國は、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然、といふ世界無比の國體であるから、國民はみな忠孝を勵まなくてはならぬ、中にも武士は士道を練り、聖賢を師として、「成徳達材」(士規七則)ことを旨とすべきであるといふのである。當時の國歩艱難と彼の烈々たる義氣とは松陰をして靜修に止らしめず、松陰は、國事に奔走すると共に率先垂範して青年を導き、心肝を吐露してこれを子弟の腹中に置き、かくてみづから日本武士道の精神を體得すると共に、よくその精神を鼓吹したのである。

## 二、武士の家庭教育

武家の少年が文武の道を修練するのに、鎌倉時代では概ね武藝の練習を家庭で行ひ、讀書習字等を儒者寺僧に依頼して學ばせた。室町時代の中葉

家庭及び社會教育の意義

から武藝の専門家が道場を設けて門人を養成し、文道修練のためにも學校や塾が次第に設けられたが、近世に至つて漸く普及して、武士は文武兩道を共に家庭外で學ぶやうになつた。

しかし、武士精神は、學校道場等の如き教育機關において鍊磨されるよりも、寧ろ家庭及び社會において鍊磨されたのである。即ち、武士社會においては、目上のものが常に目下のものを善導し、家庭においても父母兄弟は子弟を薰陶して怠ることがなかつた。されば目下のもの、子弟は幼少の時から成年に至るまで、行住坐臥に心身の鍊磨に勵み、武士たるものの道にいろしむことができたのである。

## 家庭教育

特に武士の家庭教育は頗る嚴格であつて、父兄は子女に對して、幼少の時から常に君侯の恩と祖先の恩とを十分に説いて聞かせ、日々安樂に生活ができるのは、これ全く君恩と祖先の恩とによるものであるが、中にも君恩は最も重いものであるから、一朝事があれば潔く生命を捨ててその恩に報いなければならぬことを深く會得させた。その上、武士は、農工商三民の上



に位して國政に携はるものであるから、舉措進退を正しくし、造次にも顛沛にも、武士たる身分を忘れて不埒なまた卑怯未練な振舞をしてはならないと説き聞かせた。随つて武士は幼少の時より行儀作法を端正にし、言語を慎しみ、文武の道を修練してたゆむことを許されない。また武士は、責任や廉恥を重んじ、節操を堅持するため、幼時から切腹の作法まで教へられ、さらに十五歳頃となれば、前髪を剃り元服して名告諱をつけ、成人の列に加はり、一人前の武士として身を持つることを嚴に要求された。若し武士にふさはしくない振舞があるときは、たとへ最愛の獨り子であつても、その親はわが子を勘當して親子の縁を断つこともあつた。なほ、當時は家長の支配力が頗る大であつたから、家庭教育の効果もおのづから大であつた。

## 寄親・寄子の制度

この嚴格な親子間の家庭教育を武家社會へ擴張したのが寄親寄子の制度である。この語は、廣くは親方と部下の意にも用ひられるが、教育史的には、武家の家中において、一人の少年を然るべき一人の成年武士に常に隨從親炙せしめて、心身の修養の上に感化を受けしめる制度であつて、普通は君

侯より、寄親となり寄子となるべきものを選んでこれを命じた。寄親寄子は眞の親子のやうに親しみ、寄親となつたものは寄子を愛護し教育し、寄子となつたものは寄親に信順服従し、戰場へも寄親寄子が相携へて出陣し、功名にも協力し、危難にも助け合ふのである。眞の親子では肉親の愛に牽かれて、時には教育を誤ることがあり、また中には子弟をよく教育するだけの力と素養とを缺く親がある。寄親寄子は十分に人を選んで寄託せしめ得るので、右のやうな缺陷を避け、しかも眞の父兄のやうな親愛な感化を與へしめることができたのである。

## 武家の女子教育

武士の家庭にあつては、婦女子にも頗る嚴格な文武の教育を施し、父母兄弟が深い考慮と十分の指導監督とを怠らなかつた。忠義を盡くし、卑怯未練を卑しみ、節義を重んじ、禮節を尙ぶべきことは、女子と雖ども、男子と同様に勵まなければならぬ。女子はその上十分に婦道の自覺を深め、貞操の道を守ること、に遺憾なきを期すると共に、父母舅姑に事へてはよく孝養を致し、母となつては立派に子女を教育すべき資質を早くから養成すること

が要望された。そのために和歌作法・茶華・音樂習字・裁縫等の文道と相並んで、薙刀等の武道にも精進し、心身の鍛錬に萬全を期した。當時の習慣として、婦女子特に未成年の者は、身分の高い者ほど外に出て學ぶことが尠かつたので、これらの修養は概ね家庭において父母みづから行はしめるか、或は然るべき女子の師匠を招いて鍊磨せしめるのが常であつた。

### 三、武家の學校と武藝の道場

家康は人となり大いに學を好み、教學の興隆に力を盡くし、皇室の御獎學を翼賛し奉り、勅版の御爲に活字を献上したこともあつた。また家康は馬上で海内を統一したのであるが、これを平和に治めるためには文教に俟たなければならぬと考へたのみならず、幕府の制度・政策を定めるためにも、歴史古法制の知識を深める必要を感じ、夙に孔子家語・貞觀政要等を山城伏見で出版せしめると共に、關原の戦後、その勢力が不拔のものとなるや、慶長六年（二二六二）早くも下野國足利學校庠主三要素元倍をして同地に圓光寺を建てて儒學を教授せしめた。その後武藏國金澤文庫が荒廢して古書の散

### 家康の遊學

佚するのを憂ひ、その一部を江戸城内の富士見亭文庫に移し、また京都五山の僧に命じて各種多數の古書を謄寫せしめたこともあつた。かくて家康は武家諸法度の中で文武兼備の方針を明らかにしたのであるが、その孫家光はその方針を繼承して、寛永七年（二二九〇）江戸上野に、林羅山をして書院を設けしめた。

### 聖堂

五代將軍綱吉は元祿三年（三三五〇）書院の規模を大にし、輪奐の美を盡くして、神田昌平坂に移し、その中に孔子廟の名「聖堂」をもつて學院の名とした。教育のことは林家に一任したが、經濟を専ら幕府に引き繼ぐに及び、聖堂は全國各學校の模範となり、その後設立された幕府及び諸藩の學校は、すべてその原型をこの聖堂に仰ぐこととなつたばかりでなく、林家は代々聖堂の總裁となり、朱子學は幕府の官學たる地位を占めることとなつた。後に將軍家齊のとき、老中松平定信は教學の統制を企て、林家及びその門下に對して異學を禁じたから、いよいよ朱子學は官學たるの實を得た。かくて幕府は聖堂を大いに擴張し、總裁林述齋の下に柴野栗山・古賀精里・尾藤二

## 昌平坂學問所

洲等の教官を任用して學術を振興し、さらに寛政九年二四五七より聖堂を全く幕府經營に移管し、名を昌平坂學問所と改め、幕臣子弟の修學を獎勵したのである。

寛政九年官學となつてからは、學問所では幕臣子弟のみを教育することとなつたので、束脩・謝儀を徴しなかつた。生徒は初歩の者はすべて通學せしめた。毎日午前中、稽古所で小學・四書等の素讀を學ばしめた。素讀を修了すると、毎月一六の日に講義を聽かせ、二七の日に輪講を行はしめ、さらに進んだ者には書籍を貸附し、會讀・質疑等自由な研究を行はしめると共に、四七九の日に程度の高い講義を聽かせた。寄宿の制を設け、旗本には四書・五經の素讀・家人には四書の講義のできる者に許可した。なほ生徒はすべて武士であるから、舍内で自由に武藝を練習せしめた。別に林氏または儒員の門人を收容する書生寮があつた。寄宿生には幕府から給費して厚く保護したが、書生寮の生徒は自費であつた。右のほか、仰高門で毎日講議を行ひ、一般士民の聽講を許した。

試問としては、初學者に對して毎月三八の日に講義について試験を試み併せて受験者の誤解を正し、不審の箇所を明瞭ならしめ、程度の高い者に對しては春秋に試問を行つた。ほかに毎年一回素讀の試を行ひ、三年に一回春秋試の合格者に對して學力を試みたが、この二試は共に生徒以外も參加することのできる資格檢定であつた。その後は各自隨意に深く討究させるが、なほ毎年夏冬に作詩文の力を試みた。

學問所では今日の學級に似た小人數の組分けが行はれ、素讀ですら十人ほどに限り、個別的に指導すると共に、細かく科を立て、學力に應じて自由に順を追うて登第せしめ、その上教師監督の下に生徒相互に輪講・會讀せしめ、教師より生徒に發問し、生徒から教師に隨意に質疑せしめ、また圖書の貸附使用を容易にしたから、生徒の學力の鍊磨については見るべきものがあつた。それ故、始は多くの人材を出し、諸藩學の模範として敬重された。しかし解釋を朱子學に限り、經史の註解を固定し、これだけを諳記せしめるやうな方針を採つたのみならず、洋學の發達にも拘らず洋書をひもとくことは

嚴禁したから、清新潑刺たる學風が生まれなかつたために、後には有爲の人材が入學しなくなるやうな缺點もないではなかつた。

醫學館  
和學講談所

また寛政の頃より國內の文化が大いに振作され、學藝が興隆し、學校教育も盛大となつたので、幕府は昌平坂學問所の擴張と前後して、江戸に多紀安元(元孝の子)をして醫學館を、塙保己一をして和學講談所を設けしめ、それぞれ醫學、國學を講述せしめた。幕末に至り、同じく江戸に西洋語學及び西洋の自然科學を習得せしめるために開成所を設立せしめ、また西洋醫學を攻究教授せしめんがために醫學所を建設せしめた。特に前者は外交關係の緊張に伴ひ、海外事情を調査し外交文書を譯出するを本務とし、その傍ら諸生に教授させたものである。以上の諸校は幕臣を主とし、併せて一般武士をも入學せしめた。

開成所  
醫學所

幕府直轄地  
の諸學校

地方における幕府直轄地では、將軍家光のとき、正保四年(三三〇七)向井氏の私塾として長崎に明倫堂が建てられた。幕府の聖堂に倣つて聖堂とも稱せられたが、やがて長崎奉行の管轄に歸し、漢學のほかには國學醫學をも教

授した。なほ向井氏が代々この明倫堂の祭酒となつて、教育の任に當つたことは、昌平坂學問所と林家との關係に酷似してゐるが、これは江戸時代における一般の學校發達の半面を物語るものである。幕府が昌平坂學問所を擴張した頃より、幕府の各直轄地に教學機關の設けられたものが多く、甲斐國甲府の徽典館、佐渡國相川の修教館、伊勢國山田の申儀館、駿河國駿府の明新館、下野國日光の學問所等が次々に設けられた。幕末には長崎に西洋醫學の精得館、外國語學の濟美館、横濱に英學校等が設けられ、時勢に應じた新しい教育を施すに至つた。これら直轄地の學校には武士のほかに庶民の子弟の入學を許したのもあつて、地方文化の開發にその功が鮮少ではなかつた。

藩學

かく幕府が教學に力を盡くしたから、諸藩もこれに倣つて藩學を設けて藩士子弟の教育に資した。親藩名古屋藩主徳川義直が寛永年中に居城内に創立した學問所(後に明倫堂と言ふ)を始として、二百七十餘の諸藩は概ね江戸藩邸と藩地とに漸次學校を設け、先づ儒學を講ぜしめたが、後には國學醫學をも

教へしめるに至つた。一學校内でこれらを併せ教育したものもあるが、大藩では學校を分けて教へたものもある。江戸時代後期になると藩士が残らず書を読み學を講じた藩さへ珍らしくなかつた。幕末に至り各藩では洋學を加へ、洋式兵學醫學、自然科學をも學ばしめ、新時代に應じた教育を行ふに至つた。次に特に史上に著名な藩學を例示する。

伊勢國津	有造館	尾張國名古屋	明倫堂
常陸國水戸	弘道館	磐城國白河	立教館
岩代國會津	日新館	陸前國仙臺	養賢堂
羽前國米澤	興讓館	越前國福井	明道館
加賀國金澤	明倫堂	備後國福山	誠之館
安藝國廣島	修道館	周防國山口	明倫館
紀伊國和歌山	學習館	土佐國高知	致道館
筑前國福岡	修猷館	肥前國佐賀	弘道館
肥後國熊本	時習館	薩摩國鹿兒島	造士館

武藝・兵法の學習

一般に藩學は武士の子弟のみを入學せしめ、庶民子弟の入學は許可しなかつた。しかし幕末より維新後には大抵の藩では庶民の入學を許可することとなり、教育上、身分の差別を除く傾向が顯著となつた。

武道は兵法を始とし、射藝・劍術・體術・薙刀・馬術・砲術・水泳等諸般の技藝に分れるが、室町時代より専門諸大家が次第に多く輩出し、各技を練ると共に競うて武道を弘めた。これらの武藝は分派に分派を重ね、多數専門家が並び出るにつれ、遂に江戸時代中期に至り、その盛大な有様は百花繚亂たるが如く、江戸市中の如きは到る所に武藝の道場が設けられてゐた。

武藝・兵法の學習については、幕府はこれを武士の表藝（おもてげい）として大いに奨励したけれども、幕末に至るまでは未だ武藝・兵法の學校を設けるに至らず、柳生氏その他武藝・兵法の達人をして、道場を私設して、幕臣に任意に教授せしめ、諸藩においても藩士中の武藝・兵法の専門家をしてその私宅において武藝を教授せしめるのが普通であつた。わが國では、古來文武兼備を理想としてゐたけれども、武士にとつては直接に武藝が必要缺くべからざるもの

と考へられ、少くとも一藝に通達せざるものは武士の中で齒せられなかつたので、一般に文よりも武を深く學び、競うてこれを鍊磨したのである。殊に江戸時代中期、教學の興隆するまでは、この情態が繼續した。實際に文武並行して鍊磨されたのは江戸時代中期から後のことと見られる。

しかし、私設の道場では、その教導が秩序正しく行はれ難いので、諸藩では次第に藩學の中で課程を組織的に立てて、藩士をして武道を練習せしめることになり、眞に文武並進の實が擧るやうになつた。幕府においても學問所の生徒には學問所内で隨意科として武道を練習せしめた。

## 講武所

歐米諸國の東亞進出に伴つて、早くより海防の必要が感じられてゐたが、嘉永六年(一八一三)ペリットが來朝して和親貿易を強請してより、幕府はますます海防の必要を痛感し、翌安政元年江戸築地に講武所を設けて砲術、劍術、槍術、水泳の諸科を置き、旗本の子弟をして武藝を學ばしめ、さらに同五年深川に練兵場を設けて銃隊の教練を行ひ、また同四年講武所内に軍艦操練所を附設して、海軍兵學を研究せしめた。後に講武所は弓術、柔術を加へて

## 練兵場

## 軍艦操練所

規模を擴張したが、やがて陸軍所となり、軍艦操練所は海軍所となり、いづれも外人教官を聘し、洋式兵學校として發展した。次いで神戸にも、軍艦操練所が設けられた。この頃より諸藩においても新たな時勢に即應し、洋式兵學を講ぜしめるものが少くなく、中には外人を招いたものもあり、幕府の施設と共に、維新後における皇軍發展の基礎を築くことができたのである。

## 第四節 庶民教育の興隆

## 一、庶民文化の發展

## 庶民と文化

中世の中期以來、庶民は漸く文化の上にも、一方の役割を擔ふやうになつた。庶民を主題とした職人歌合や狂言が作られたことはその適切な證明である。しかし、眞に武士と對立して文化の發達に貢獻し、一半の役割を擔ふやうになつたのは江戸時代になつてからのことである。三浦淨心著の「慶長見聞集」には中世の終までは物書く人は稀であつたが、江戸時代の始になると、諸人がみな手習して、自由に書くやうになつたと述べてゐる。

江戸時代においては、久しきに亙る泰平の結果、庶民は安んじて生業に従事することができたのみならず、參勤交代その他の原因により、交通が發達するにつれて、財貨の交流分配が盛んとなり、商工業は農業と相並んで劃期的な發展を遂げ、庶民生活は前代に比して著しく向上した。庶民の教學的自覺も庶民文化の發展も、一つにはかかる庶民生活の向上に相應するものである。

加ふるに江戸時代の文化は、外國文化の影響を蒙ることが少く、概ね前代までの文化を深化したところに特色がある。されば庶民にとつても、この文化内容を理解し、これに追隨することが困難ではなかつた。この氣運に乗じて、庶民中の先覺者は、みづから舊來の文化を學習體得すると共に、これを庶民の生活線に沿つて展開しようとなつた。かくて従來は主として堂上・武家・社寺の間に弘まつた文化は、今や庶民の間にも著しく進出して、ここに庶民文化の進展が見られたのである。

### 庶民文化の隆盛

前代まで盛んであつた和歌・連歌は一層簡易な俳諧や川柳に場所を譲り、

武家の式樂たる猿樂や幸若舞は淨瑠璃や歌舞伎に移つた。紫式部の著源氏物語が庶民の教養程度に應じて翻案されて柳亭種彦の修紫田舎源氏となり、支那の水滸傳が翻案されて瀧澤馬琴の里見八犬傳と姿を變へた如きも庶民文化の一面を示すものである。その他庶民を對象とする文學は、文字の普及と相俟つて隆盛を極めた。さらに繪畫の方面においても土佐・雲谷・狩野等の古來の諸派は皇室の御用を勤め、堂上家・武家・社寺等に用ひられたが、元祿以後に發展した圓山・四條派は庶民の生活を寫し、浮世繪と共に庶民の間に歡迎された。

### 二、庶民の教學的自覺

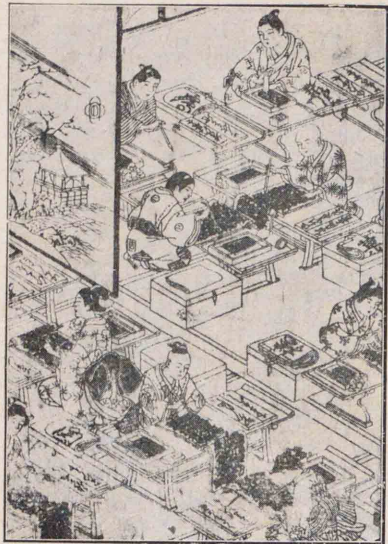
庶民生活の向上に相應じて、庶民文化は空前の隆盛を現出し、庶民教學の機運は漸く熟して來たのであるが、幕府・諸藩は、直接に庶民教育に携はつてすべての庶民の子弟を教育するだけの熱意が乏しく、若干の郷校以外には殆んど庶民教育の機關を設けなかつた。幕府・諸藩は主として武家社會の教育機關を整備することに力を注ぎ、庶民に對しては、却つて積極的に教育

### 幕府・諸藩の對庶民策

を施さない方が統治上好都合であると考へたほどである。  
 幕末に至り、國際情勢が紛糾して來るに及んで始めて、庶民が武士の支配に即應して上下協戮しなければ、國政の運用、國運の發展は望み得ないことが明らかになつた。かくて幕府は天保十四年(二五〇三)手習師匠に對して筆道教授のみならず、風俗を正し、政道を輔くべきことを命じたり、文久三年(二五二三)江戸市中に小學校を建營せんとして諸役人を任命するに至つたが、この頃になつて漸く、幕府も、隨つてまた諸藩も、庶民教育を統制し、初等教育機關の公設に着手し始めたのである。

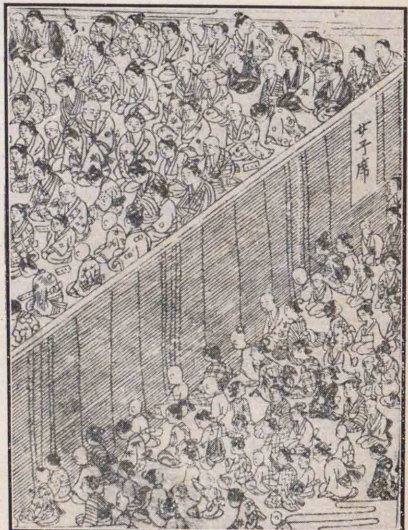
庶民の教學  
 的自覺

かくの如く、教育機關には惠まれなかつたけれども、庶民の教學的自覺は近世に入り大いに高まり、學に志す者も次第に多くなり、特に元祿期以後は、庶民の間から多くの學者が輩出するに至つた。伊藤仁齋、中村惕齋、三宅石庵、細井平洲等はその著しい例である。さらに國學者や自然科学者は大部分庶民の出身であり、畫家その他の藝術家も元祿期以後は大部分が庶民の中から出た。幕末になると、庶民の中から尊皇論者として活動する人も多



習手屋小寺

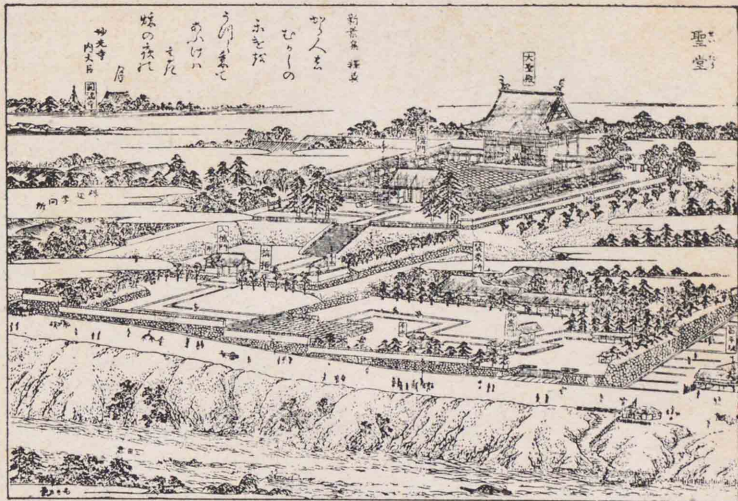
る探りよ訓子童經孝



席講學心

る探りよ訓前

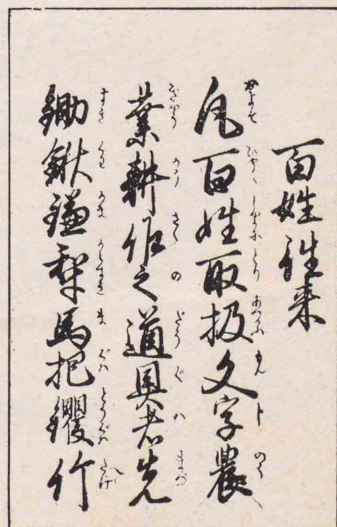




聖堂  
江戸名所圖會にによる



今川伊右衛門



百姓姓來

數出た。高山彦九郎、蒲生君平等はその最も著名な人である。

それにも増して重視すべきは、庶民の中の先覚者が、みづから國民文化を習得すると共に、庶民のための教育機關を設置したことである。私塾、寺子屋の類は庶民がみづから設立した教育機關の主なるものである。これらの施設は、一般に經濟的基礎が貧弱であり、その上多くは程度が低く、設備も不完全であつたが、次第にその數を増し、江戸時代後期に至れば、全國に設立された數は恐らく數萬に上つたであらう。かくの如き素地があつたればこそ、明治天皇の御代に至つて、すべての國民が十分に國家活動を營むことができるやうになつたのである。

### 三 庶民の家庭教育

江戸時代には庶民の家庭における訓育も徹底的に行はれ、君恩と祖先の恩とを中心として、神佛を篤く崇め、起居動作を行儀正しくせしめ、質實剛健な氣風を養ふことを旨とした。されば良き家庭教育を受けた青少年子女は長幼の序を重んじ、進退應對が節にかなひ、かつ勤儉質素を旨とし、一粒の

### 家庭の躰

米一本の糸屑をも無駄にしない風があつた。近世においては庶民の家でも家長の支配力が非常に強かつたから、一層教育の効が大であつた。例へば庶民の家でも不良な子を勘當することは珍しくなかつたのである。

農民道・商人道・職人氣質の發展

當時は農民・商家・工匠等は代々同じ土地に住み、近隣の人々とは代々親密な交を結んでゐたので、互に近隣の良き感化を受けることも多大であつた。その上代々同じ職業を世襲したが、このことは一面において技術の向上に資すると共に、これに従ふ人々の間に獨特の農民道・商人道・職人氣質を發達せしめ、その遺風は今日の社會にもなほ良き感化を興へてゐる。

奉公

また、子女が相當の年齢に達すれば、他家に奉公して道を修練せしめると共に、これによつて男兒には職業を習得せしめ、女兒には家事の實務や行儀を學ばしめ、男兒は他日獨立して生計を營み得るまで、女兒は結婚するまで奉公を續けしめた。これは決して貧家に限ることではなく、富家の子女でも必ず受くべき教育の一過程と考へられてゐた。特に中世以來、商工業の同業者が團結して組織した座においては、親方と弟子とは父子の如き親密

な關係を結び、親方は懇篤に弟子をよく薫陶し、弟子はまた親方の鞭撻の下に技術の鍊磨に力めたが、近世に入り、座が發達擴大して株仲間となるにつれて、親方と弟子との教育關係は一層強化された。その上、弟子が修業を成就し、奉公を終へた後も、親方は職業上、處世上の指導を怠らず、弟子もまたしばしば主家を訪れて教育の勞を謝し、音問を絶たなかつたので、主従の家庭的な親しみは終生續けられ、教化の力が永く繼續した。かくて近世における庶民生活においても、生活そのものが高度の修練體制を成してゐたのである。このすぐれた教育關係は、京都・西陣の如く同業者の密集する所には最近に至るまで殘存して、淳風美俗の基礎となつたことが少くない。

#### 四、私塾・寺子屋等の教育

江戸時代には中世に比して庶民の教育は著しく進んだが、その教育機關は、既述の如く、概ね庶民みづから施設したのである。故に公設であつた武士の教育機關に比べると、庶民教育機關の効果は劣つてゐた。殊に女子の學校教育は遅れてゐた。それ故、地方の農村では己が姓名さへ書き得ない

庶民の教育  
機關

者もあり、岩手縣の僻地では久しく盲曆盲心經しんぎやうとて繪をもつて文字に代用した印刷物さへ行はれたが、無筆を恥としたことは都鄙いづれも同様であつて、殊に都市の商人は日々文字を使ふことが多いので、おのづから讀書習字にいそしむ、十露盤の計算を學ばざるを得なかつた。

寺子屋の發達

庶民の初等教育機關として最も普及したのは寺子屋である。中世寺院における世俗教育が、近世期に入つて寺院外にも普及し、僧侶以外の者が類似的の教育に従事したところに寺子屋が發達した。よつて生徒を寺子入學を寺入と言ふ。

寺子屋の教科書

寺子屋は手習教授を本體とする。手本は、いろはなごしら・村名むらな・町名ちやうな・國盡くにつきより學び始め、平安時代以來發達した往來本を用ひ、これを讀んで兒童をして必要な常識を得せしめると共に、重要な語句・文字を知らしめ、兼ねてこれを習字せしめた。江戸時代には、往來本が多數著作され、その種類は千數百種に上るほどであるが、商賣往來・番匠往來・農業往來など實業的なもの、東海道往來・江戸往來・都名所往來など地理的なもの、消息往來の如き手紙の模範文集

寺子屋の教育方法

の類が最も著名であり、なほ女子特有の女庭訓往來おんなていきん・女大學も著作され、前代の庭訓往來などと共に廣く行はれた。

寺子屋の師匠は神官僧侶・醫師浪人並びに名望ある町人などであつた。經營者みづから教師であつたから、師匠は通例一人である。生徒は年中いつでも入退學できる。普通は學年・學級を區別しないが、生徒が多いと、入學して間もない者と、三四年經過した者とを區別して席を分つこともあつた。時間表を作つて、定刻に授業を始めた終つたりすることもなく、また出缺を點檢することも殆んどなかつた。休憩も今日のやうに一時限毎に與へないが、晝食の後に適當の休憩をとらせるのが常例であつた。すべて規則は殆んど設けず、師弟が相互に親睦しながら俱學したのである。教授は全く個人教授である。教科は通例素讀と習字とに分れる。素讀は師匠の膝下で個人別に一回、教科書半枚前後づつ學ぶのであるが、若し同じ教科書の同じ箇所を學ぶ者が數人あれば、同時にこれを學ぶ。素讀を學んだ後は、終日その文語句を繰り返し習字する。一日分の全生徒の素讀教授が終

ると、師匠は机間を巡り、生徒の手を執つて運筆を指導する。かうして十分練習ができる、何日か後に清書して師匠の批正を受けるのである。故にこの方法をもつてすれば、師匠は相當多數の生徒の教育を擔當し得るのであるが、一寺子屋の生徒数は概ね數十名に止り、百人を超えることは稀であつた。學齡は固より定められてないから、入學の年齡は區々不定であるが、通例七八歳で寺入し、それから三四年間在學した。これで日用必須の文字の読み書きができるやうになるから、そこで退學して、他家に奉公することとなる。なほ女師匠が女兒のみを教へる女寺子屋もあつた。

普通毎月一日、十五日は休であり、二十五日も大抵休である。これは菅公の祭日に當るからである。一般に、寺子屋では菅公を文道の神として篤く信仰したので、この日には師匠が寺子連れ、天神參拜をするのが習慣で、時として天神經とて佛典類似の經文を讀ませることもあつた。寺子屋の中には、天神の代りに文殊を信仰し、二十五日に寺子をして諸寺の文殊堂に參拜させたものもあつた。かくの如く寺子屋教育の根柢に敬神崇祖の傳

統的精神が顯著に見られることは注目すべきことである。その他、各祭日、五節供、年末年始の休があつた。特に體育は獎勵しなかつたが、春秋には遠足遊山に引率することが多かつた。

試験を浚と言つた。通常月末に手本の讀方を復習し、年末に大浚としてその年の手本を全部視讀または誦誦、誦書させた。また春秋に、席書を行ひ、新年には書初、七夕には短冊に朗詠などを書かせ、かつこれらの公開展觀を行つたりして、書道の獎勵を怠らなかつた。

十露盤の計算や、裁縫、茶華、謠琴、三味線などの藝能等も、當時の人々にとつては頗る必要のものと認められ、男女貴賤の身分に應じてこれを學習したが、通例それぞれ別々の師匠が門戸を構へて教授した。それ故これらの技藝を學ばんとする者は、一科ごとに別々の師匠に入門して教を請はなければならなかつた。寺子屋は特定の休日以外は毎日通學するのであるが、右の諸技藝の學習は裁縫を除いては月六回を普通とする。なほこれら諸技藝の程度の高い學習を望まず、低い程度で満足する者のためには、これら技

## 所 技藝の教授

藝の一科または數科を寺子屋において併合教授を行ひ、手習の進んだ者に課することも多かつた。特に裁縫は女子として缺くべからざる技藝であるから、女兒は手習や讀書以上に裁縫を重んじ、裁縫専門の教授所に數年間通學してその指導を受けた。寺子屋でも、師匠が女子であるか、或は男子であつてもその妻または娘が裁縫に堪能である場合には、手習と並行してこれを指導した。

寺子屋及び各種技藝の教授所では、概して教授者に教育上の識見が低く、學藝の造詣も一般には高いものではなかつたが、生徒は少數の科目だけを専心學習したこと、また師弟の間が親密であり、特に生徒は師匠の聲望を慕つて入學したので、教育の効果に見るべきものが多かつた。

寺子屋及びこれに類する諸藝の教授所よりも學習内容が高く、教育組織も整つてゐるのが塾である。塾は儒學、國學、醫學、洋學及び繪畫、音樂等種々の學藝に互り、内容が一樣でないばかりか、この組織規模も大小様々であつて、中には藩學と對立し得るほどに大規模のものもあつた。随つて著名な

## 私塾

學者や藝術家の私塾が一般教學上に與へた影響は極めて大きいものがあつた。後世に遺した感化も頗る著しいものがあつた。伊藤仁齋の塾の生徒は全國に普く、門人の來らざる國はただ僅かに飛驒、佐渡、壹岐の三國に過ぎなかつたと言ふ。この門人中には公卿、武家も少くなかつたが、仁齋が商人出身であつたため、門人にも町人が多かつた。なほ漢學塾の著名なものとしては、伊藤氏の古義堂(京都)のほか、中井塾庵の懷徳堂(大阪)、菅茶山の廉塾(備後)、廣瀬淡窓の咸宜園(豊後)、吉田松陰の松下村塾(長門)等を擧げることができ、中にも咸宜園は勤勞を重んじ、塾生相互の切磋琢磨を尙び、協同精神を旨とするなど、方法もすぐれてゐたが、特に淡窓のすぐれた人格と、秩序正しくしてしかも親睦な塾の組織とをもつて世に著はれ、多數の英才を薰陶して、幕末において最も盛大な塾となつた。淡窓みづから詠じた次の七絶は塾の生活を如實に示したものである。

## 示塾生

休道他郷多苦辛 同袍有友自相親

柴扉曉出霜如雪 君汲川流我拾薪

塾は寺子屋等と同様に經營者と教師とが同一人であり、随つて入門の弟子は十分に師匠の聲望を知り、深く人格を慕つて入門したのみならず、恰も師の家族の如き待遇を受け、親密な薫化鞭撻を受けることができた。わが國固有の教育では學校においても、師弟關係の嚴肅にして親睦なるを特色とし、尊師隨順の風が著しいのであるが、特にこのことは塾の最大の特質であつて、たとへ塾の知育が褊狹に陥り、粗淺であつたとしても、この缺點を償つて優に餘りがあるのは右の美點であつた。

### 郷校

幕府・諸藩が庶民教育のために設立し、或は官吏たる武士や庶民が幕府・諸藩の保護の下に、庶民教育のために設立した學校を郷校或は郷學と言ふ。幕府や藩の學校を原型として、それより組織を小さく、程度を低くして、主として漢學を教授したものである。寺子屋・私塾等は師匠の一身上の事情によつて盛衰一様ではなく、永續性に乏しかつたが、郷校は公的のものであるから繼續の可能性が大であつた。明治維新後、寺子屋・私塾は一部は稀に私

立小學校や中等學校として残り、大多數は亡びたのに反し、郷校の中には、多くの藩學と共に、公立小學校となつて残つたものが少くないのは右の事情に基づくのである。

### 五、儒佛の通俗化、心學報徳社等

江戸時代に社會教化の役割を演じたものとして、儒佛二教の通俗化がある。佛敎は鎌倉時代より大いに庶民の教化に力め、庶民的な新宗派が續々と開かれ、やがて江戸幕府が鎖國政策維持のため、寺院をして戸籍を司どらしめるに及び、佛敎は全國に普及し、もはや新たに布教すべき餘地がなくなつた。随つて、できるだけ平易に佛敎の内容を敷衍釋義して、庶民をして長閑な氣持で聽かしめる説敎が發達し、各宗内に専門の説敎師さへ多數養成されるに至つた。

儒敎は主として知識階級の中に學習されたが、これを庶民に及ぼさんとして、佛敎の説敎に類する方法によつて、儒敎の本旨を平易に講演する者も少くなかつたのみならず、早く、藤原惺窩の著、千代もと草以來、平易な文章を

### 儒敎・國學の通俗化

もつて儒學の大意を解説した書籍も多数行はれた。また日本の自覺は神儒佛三教一致の思想を昂揚せしめ、それが中江藤樹以來一部の學者に力強く主唱され、この趣旨による通俗な教訓書も多数著された。

通俗教訓書の著者として、最も教學上に功の多いのは貝原益軒である。和俗童子訓等の十訓は頗る懇切平明に儒教の道を説いたものであつて、通俗教訓書で世を益した點では古來益軒に及ぶものがない。幕末に至り、平田篤胤はその主張をしばしば講演して、國學を世に弘め、皇國の道を世人に理解させようとした。「古道大意」しつちやう、しつちやう「出定笑語」などはその筆記である。

中世の末より、太平記等の軍記物の文を平易に改め、客を集めて朗讀して聽かしめ、忠孝道義を鼓吹することを職業とするものがあつた。これを太平記讀たいへいきよみといふ。元祿時代が最も盛んであつた。後には太平記讀が通俗化され、講談と稱せられて、忠臣義士の行跡や孝子節婦の傳記を寄席において談するものが輩出した。これも當時の世道人心に裨益したことが鮮少ではなかつた。

太平記讀・  
講談

## 心學

庶民教育のための學統として發達したもので、石田梅巖に始る石門心學が最も著名である。梅巖は夙に神儒佛の三教を併せ學び、享保十四年（一三八九）京都で通俗講演即ち「道話」を始め、當時識見低く、社會の下層に位するものと看做されてゐた商人に光明を興へ、意氣を振起させようとした。その説は神道に基づき、朱子學佛教を採つて國民の道を明らかにせんとしたものである。その門人手島堵庵がよく師の教を繼ぎ、心學の教旨を定めたので、これより心學は全國に普及し、多數の大家が輩出した。心學を講説する教育所を「舎」と言ひ、最盛期にはその數が全國に二百以上に達したが、中にも堵庵の開いた京都の明倫舎と堵庵の門人中澤道二が江戸に設けた參前舎とが最も有名である。心學の本意は道に則とつて性を悟り心を知るにあつて、梅巖は「性を知るは學問の綱領なり」と言ひ、また「心を知るを學問の初と言ふ」梅巖都鄙問答と述べてゐる。直接隨從の弟子に對して行はれた見性の工夫は、會輔と靜座とが主であるが、中にも會輔においては四書、小學、近思錄、佛書並びに梅巖堵庵の著を輪講せしめ、公案を設け、問答を試み、かつ

實地處世上の問題を批判研究せしめて心性の修練を圖つた。道話は一般民衆に對して行はれたものであるが、その中には筆記出版されたものが多く、中澤道二の「道二翁道話」、布施松翁の「松翁道話」、柴田鳩翁の「鳩翁道話」等は特に著名である。心學の舎は今日は殆んど亡びたが、道話集は今なほ生命を傳へ世人を裨益してゐる。

二宮尊徳と  
報徳社

幕末の社會状態は經濟的に窮乏してゐたので、これが復興は全國的の要望であつた。この時、二宮尊徳は皇國の道に則する經濟の樹立に力め、報徳教を説いてその救済に盡力した。尊徳によれば、元來人は天地人三才の徳を受けて生息してゐるが、中にも天地の恵を多く受けて、必要な物を生じ、經濟の道を全うすることができる。皇祖天照大神は長くも無より有を作り、荒蕪を開いて瑞穂國を興させられ、その後列聖相承けて臣民を愛撫し給うた。この道こそ生成息まざる眞の經濟の大道である。よつて尊徳はその所懐を、

古道につもる木のはをかきわけて天照神のあしあとをみむ

と詠じた。報徳の方法は至誠・勤勞・分度・推讓の四つを主とする。そのうち分度は天命の定めた分限内で節制儉約を守つて生活することであり、かくして生じた剩餘は他に推讓すべきであるとする。例へば一年の餘を翌年に譲り、己れの餘を他人に譲るやうにすれば、一家一郷みな親和して豊富に生活し、随つて一國みな和平靜安を得るであらう。かくて尊徳はその主家たる小田原藩主服部氏ほか數家の復興に力を盡くしたが、門人は各地に分散して地域的な團體をつくり、團員をしてその分度に從つて推讓せしめ、教化機關を兼ねた信用組合を組織した。これが報徳社の起源である。かく報徳社は單なる營利組合でなく、教化機構を備へた生活指導の機關である點に永久の生命をもつてゐる。今日報徳社は關東地方を主として、全國に普及し、その數一千を越えてゐる。

第五節 尊皇思想と教育

一 尊皇思想の發展



如何なる戦亂の世にあつても、如何なる變態政治の下にあつても、わが國體の本義は國民の心から心へと傳承され、事ある毎に發揚される。蓋しわが國民生活が常に生命の大本たる神を離れないからである。しかし、沈滞に傾いてゐた國民の心が火と燃え立つて、遂に武家政治が打開され、皇政復古が成就されるためには、そこに種々の機縁がなければならぬ。かうした機縁の一は、前述の如く、教學の振興普及である。即ち幕府は教學の振興をその一つの政策にしたが、この政策は結局幕府みづからの崩壞の端を開くこととなつた。これわが國體の然らしめるところ、わが國にして始めて見得る事柄である。わが國の教學はその目的とする所が常に天皇の御爲、國家のために奉公することにあり、決して個人の出世や功名のためではなから、教學の發達に伴つて、いよいよ國體は明徴にされ、尊皇思想が興隆した。即ち朱子學における、大義名分論の意圖するところは、封建制度に伴ふ社會組織の基礎づけにあつたにも拘らず、それは必然に萬邦無比のわが國體を闡明せずには措かなかつた。また陽明學の實踐躬行、知行合一を

尙ぶ學風は、その中に尊皇討幕の實踐運動にまで發展する契機を孕み、さらにもと古語・古文を明らかにすることに出發した國學も、それが國體明徴の學たる性質上、その實踐運動にまで展開するのは必然である。加ふるに當時の新學問たる洋學も、わが國における科學的精神の發達に培ひつつ、その收得した世界に關する知識は、やがて國家的な自覺を喚起し、明治維新の一原動力ともなり得たのである。

嚮に家康が文教を保護してから、諸種の學問が勃興し、これによつて國體の本義が漸く明徴にされたので、次第に世人は尊皇の大義を辨へ、國體の優秀な點に覺醒した。儒者の中でも、熊澤蕃山は早く皇政復古の到來すべきことを豫言し、次いで山鹿素行は中朝事實を著して皇統の神聖にましますことを闡明し、山崎闇齋は國體の自覺に發して神道を朱子學によつて基礎づけ、獨特の垂加神道を唱へ、大義明分を明らかにしたので、その門下から神道家・國史學者及び尊皇論者が多數輩出した。また國學は儒教と對抗的位置に立ち、國民が漢意に泥むのを極力排斥しつつ、國體を明徴にし、忠孝の大

義を發揚したので、これまた尊皇思想の發達に大いに力を添へることとなつた。

かくて寛政の頃には教學機關の整備と學藝の振興とに伴なつて、一般國民は次第に國家意識に眼覺め、金匱無缺の國體を曉るに至つたので、尊皇論は民間においても公然と唱道されるやうになつた。高山彦九郎は諸國を遊歴して勤皇を説き、蒲生君平は荒廢せる山陵を調査研究して、山陵志を著し、頼山陽は日本外史、日本政記を著して尊皇の意を寓し、武家政治の變態たることを示した。山陽のこの二書と淺見綱齋の靖獻遺言、三宅觀瀾の中興鑑言、栗山潛鋒の保建大記、並びに山縣大貳の柳子新論、會澤正志齋の新論などは、いづれも幕末及び明治初年の志士、勤皇家に廣く愛讀せられ、國民精神を涵養した功は頗る顯著であつた。しかして、江戸時代末期に、外國の艦船が多く渡來し、外人の暴行が報知されるに及び、攘夷論が擡頭し、これが尊皇論に結びついて、尊皇攘夷は天下の輿論となつて普及した。

## 二 學習院の設立

### 學習院

嚮に後光明天皇が朱子學を獎勵し給ひ、次いで栗山潛鋒が後西天皇の皇子八條宮尙仁親王に仕へ、また同じ學統の谷川士清（とよがわ）が有栖川宮職仁親王の寵遇を賜はつてより、次第に朱子學は皇室に用ひられ、公卿の間に弘まつたが、さらに同じ系統の竹内式部が公卿の間に國體を講じ、式部の教を受けた徳大寺公城が勅命により、桃園天皇に日本書紀神代卷を進講し奉つたことがあり、次いで國學が發達するや、本居宣長が上京して朝臣に國書を講じたこともあつた。

しかし當時はまだ公卿のための學校の設備がなく、組織的な教育機關がなかつたので、皇室では久しく遺憾に思召され、幕府にも建設の議がないではなかつたけれども、遅々として實現されなかつた。遂に仁孝天皇の天保十三年（二五〇三）に至り、朝臣子弟の操行を正し、併せて學藝を教授するために學習所建設の議を仰せ出されたので、幕府は拜承したが、孝明天皇の弘化二年（二五〇五）に至つて、京都御所建春門外に學習院が建設され、皇學と漢學とを併せ講ずることとなり、その學則には次のやうに定められた。

履聖人之至道、崇皇國之懿風、不讀聖經何以修身、不通國典何以養正、明辨之務行之。

かくて學習院は、青年公卿を薰陶して新時代の指導者たらしめるのに適切な機關となつたのみならず、やがて幕末に際しては、昌平坂學問所は全國學校の模範たる地位を失つて、これを學習院に譲るやうになつたのである。

### 三、尊皇思想の普及と皇政復古

幕末、外交問題の紛糾するや、幕府は處置を誤つたことが多かつたので、尊皇攘夷論が頓に盛んとなり、朝威を上にかき、舉國一致して國力を培養し、國威を發揚し、外國の壓力を退攘せんとの希望が全國に漲るに至つた。

學習院には少壯氣鋭の朝臣のみが集るため、講筵の餘暇に時事を論ずることが多かつたが、長州の高杉晋作、桂小五郎(後木戸)等が學習院出仕または御用掛として勤務するに及び、朝臣の氣勢はますます烈しくなり、遂に變態政治たる幕府を倒して國體の本然に復り、天皇親政の古に復さなければならぬと公然主張するやうになつた。國民がなほ國史に暗く、動もすれば

尊皇より討  
幕へ

國體の本義を忘れんとしてゐた時は、變態政治を怪しむ者も多くはなかつたが、國史、國學の研究が進み、教育が普及し、國體が明徴にされるにつれて、その當然の結果として皇政復古が唱道されたのである。

かくして尊皇思想は公卿武士だけでなく、農工商の中にも普及し、往來本にも尊皇愛國の思想を主題とするものが著作され、寺子屋等で教授されたのみならず、進んで庶民にして尊皇運動に投ずる者も少くなかつた。三百年といふ永い間、封建政治そのものの缺陷を中央集權によつて彌縫して來た江戸幕府も、その行き詰りと變態性ともはや覆ひきれないやうになつた。遂に、明治天皇が、慶應三年(三五二七)十月十四日、將軍慶喜が上つた大政奉還の表を御嘉納あらせられ、次いで十二月九日、神武天皇御創業の古に原づいて王政復古の大號令を發し給ふに及び、武家政治は永くその制を絶ち、政治は天皇親政の本然の姿に復歸し、肇國の大理想は再びその輝きを放つこととなつたのである。

大政奉還

研究問題

- 一、塾の教育について研究せよ。
- 二、水戸學及び國學の教育的意義について研究せよ。
- 三、心學について一層詳しく調べよ。
- 四、山鹿素行及び吉田松陰の教育精神について調べよ。
- 五、二宮尊徳について研究せよ。
- 六、諸子の地方にあつた藩學、私塾、寺子屋等について具體的に調査研究せよ。

第五章 最近世の教育

第一節 明治維新と教育の根本方針

維新の宏謨

一、明治維新と最近世の教育

わが國は、今や米英を相手として大東亞戰爭を遂行し、大義を八紘に宣揚し、坤輿を一字たらしめ、世界萬邦をして各、その所を得しめ、兆民をして悉くその堵に安んぜしめんとする肇國の大理想をいよいよ顯揚せんとしてゐる。これ現代日本の世界的な使命とするところであるが、かかる國運隆盛の基礎を固めたのは實に明治維新であつた。

王政復古の大號令

慶應三年十二月九日、明治天皇は王政復古の大號令を渙發し給ひ、萬機親裁の下、諸事神武天皇御創業の始に原づき、精神武弁堂上地下の別なく、至當の公議を竭さしめ、天下と休戚を同じくし給ふ聖旨を宣べさせられた。かくて復古の精神に基づく維新は發足したのであるが、越えて明治元年三月

五箇條の御誓文

十四日、天皇は、天神地祇を祭つて左の五事を誓はせられ、かつこれを群臣に宣し給うた。

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメシ事ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ  
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ  
 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

この御誓文に對し奉り群臣は大御心を奉體して宸襟を安んじ奉るために、左の如く誓つたのである。

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ヘカラ

ス臣等謹テ叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラシ

國威宣揚に關する宸翰

この日さらに國威宣揚に關する優渥な宸翰を群臣に下し給ひ、その中に列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ンコトヲ欲ス

と仰せられ、御誓文の旨趣を一層明らかにし給うた。

ここに維新の國是は嚴として定まり、この國是に基づいて、わが國は、萬里の波濤を拓開して國威を宣揚し、もつて世界的な使命を遂行する體制を整へることとなつたのである。

復古即維新

右によつて明らかやうに、明治維新は大化改新建武中興と同様にわが國本然の姿への復歸であつた。明治維新によつて、萬機親裁億兆一心の體制が樹立せられ、かくて長きに互る武家封建の制が撤せられ、四民の差別が廢せられた。またそれに伴ひ、祭政一致の本義に則とる神道興隆の政治

を行ふために、太政官と並んで神祇官が特設された如きも復古の精神の顯現であつた。

皇政復古は實に御民われらの感激して仰ぎまつるところであるが、かかる復古が同時にまた維新であり革新であるのが明治維新の根本精神であつた。中にも御誓文に、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシと仰せられたのは、従來の傳統的文化に加ふるに、さらに全世界に互つて知識を求めることにより、或は國內庶政の改新に資し、或は國民文化の向上發展に力め、以て皇運を扶翼し奉るべきことを昭示し給うたものと拜察する。

思ふに上世以來、支那、印度に由來する東洋諸文化を攝取して固有の文化を廣き規模の上になすます發展せしめて來たわが國は、近世初頭から西洋文化に對して寧ろ受動的に門戸を開いてゐた。しかるに、歐米の勢力が次第に東亞に伸張し、東亞がその植民地と化せんとする傾向が漸く顯著となるに及び、もはやわが國は鎖國の状態を續けることができなくなつた。これ、開國和親の國是を決定すると共に積極進取の態度をもつて西洋文化を

採擇攝取し世界の舞臺に進出することとなつた所以である。かくてわが國は、或は西洋の産業や技術を採用して物質文明の進歩に資し、或は西洋諸國の法律制度を參酌してわが近代政治機構を整備し、さらに西洋の哲學、科學、藝術等を採擇して國民の思想教養などに新要素を加味する等、復古即維新の精神に基づく西洋文化の攝取は急激に進められたのである。

かくの如き政治、それに伴ふ國民生活の變化そのものが既に教育的意義をもつのであるが、さらに、この復古即維新の精神をますます昂揚實現するためには、この精神に基づく國民教化、國民教育の整備が焦眉の急務となつた。ここに明治維新以後展開された教育の重要な一課題があつたのである。

## 二、明治維新と教學の精神

肇國の精神に復歸するといふ明治維新の大精神は、教育に現れては、皇國の道に基づく教學精神として展開し、永く現代國民教育の根本精神となり、今日に至るまで一貫してゐるのである。しかも、五箇條の御誓文の旨趣に

皇國の道に  
基づく教學  
精神

基づいて知識を世界に求めんとする態度は、復古即維新の精神を遺憾なく表明してゐる。

皇學所並漢學所規則

京都においては夙に大寶令の古制に倣ふ大學寮の復興が計畫され明治元年に公布された皇學所並漢學所規則の中には、漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タルコトとあつて、教學はすべて皇國の道を基本とすべきことが明らかにされてゐる。

大學校規則

さらに、東京における大學創設の計畫にあたつて、明治二年公布された大學校規則の中には、

道ノ體タルヤ物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナク其大外ナク其小内ナシ乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所學校者乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ廣メ才德ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニアリ乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フヘシ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下

ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦皆是斯道ノ在ル處學校ノ宜シク講究採擇スヘキ所ナリ且兵學醫學ノ如キ國ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所政務中ニオイテ尤重スヘキ事ニシテ外國ト雖トモ其長スル所ハ亦皆採テ以我國ノ有トスルコト勿論而已

と述べられてあつて、ここにも皇國の道に基づく教學の精神が日星の如く輝いてゐるのである。

大教宣布の詔

かくの如く、學校教育における教學の精神が明らかにされると共に、國民全體に對しても、皇道に基づく大教が宣布された。明治三年正月三日には大教宣布の詔を發し給ひ、

朕恭惟天神天祖立極垂統列皇相承繼之述之祭政一致億兆同心治教明于上風俗美于下而中世以降時有汗隆道有顯晦矣今也天運循環百度維新宜明治教以宣揚惟神之大道也因新命宣教使布教天下汝群臣衆庶其體斯旨

と仰せられ、宣教使をして惟神の大道を宣布せしめ給うたのである。

また明治五年には神祇省が廢せられて教部省が置かれ、宣教使に代つて教導職が任ぜられ、三條の教憲に基づき、皇道精神の宣布に當ることとなつた。三條の教憲とは、

- 一、敬神愛國ノ旨ヲ體スベキコト
  - 二、天理人道ヲ明ニスベキコト
  - 三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキコト
- であつて、これが説教の根本となつたのである。

#### 教育の運営

かくして、皇國の道に基づく教學の精神が顯揚され、ここに現代國民教育の根本精神が打ち建てられた。しかしながら、この精神に基づいて、時代の要望に應へる國民教育を實際に運営して行く途においては、その後幾多の波瀾を免れなかつた。

思ふに、西洋諸國の産業、技術、法律、制度、哲學、科學、藝術等の文化を攝取して、わが固有の文化の向上に資し、國運の發展に培ふためには、國民教育體制の整備を急務とする。しかるに維新前までに發展して來た組織、方法、そのま

まではその任務を果すことは望まれなかつた。されば、教育の制度、内容、理論方法等について西洋諸國の教育を參考とし、採長補短、以てわが國独自の國民教育に培ふことが必要となつた。維新以後多年に亙るわが國教育の史的發達は、一つには西洋諸國の教育制度、教育思想等を採擇しつつ、しかもそれに伴ふ諸種の弊害を除き、わが國教學の精神を振起し、わが國独自の國民教育を實現せんとする過程とも見ることができるのである。

### 第二節 教育制度の發達

#### 一、近代生活と教育制度

わが國においては、既に江戸時代に、幕府諸藩の經營する學校を始として、寺子屋、私塾等多數の學校が設立され、教育の普及には見るべきものがあり、教學の内容も漸く擴大し、國民文化は明治維新以後の飛躍的發達の地盤を築いてゐた。しかし、今や萬機親裁の下に、維新の精神に基づき、身分の別なく、天業翼賛の國民生活を營み、以てわが國運をますます興隆せしめんとす

#### 近代生活の特色



るにあつて、従來の教學機關教學内容がなほ不十分であつたのは前述の如くである。されば新たな國民生活に即應して教育の制度を整備し新時代の要望によつてこの制度を運営し、大いに國力を養ふことが急務となつたのである。

當時、西洋においては、諸強國が近代的學校制度を整備せんとして努力を重ね、多くの國は既に詳細な教育法規を公布し、これに基づき國の制度として諸學校を運営してゐた。近代生活は西洋においても、國を基本として始めて成立するものであつて、國民各自の生活が國と密接不離の關係をもつところに特色がある。近代に至り、文化内容がますます複雑を加へると共に、その及ぼす影響もまた多岐となつた。しかして國民文化の傳承發展の如何は直ちに國運の隆替に關する。されば西洋近代國家においても、教育を單に教會や個人の恣意に委ねることなく、その根幹を國家の手によつて把握し、國民教育の制度として運営することが要請されるのである。況んやわが國は、肇國以來、皇統連綿として今日に至り、國民は皇室を宗家と仰ぎ、

## 國民教育制度の源

皇運を扶翼し奉るに足る國民を育成することをもつて教育の根本精神としてゐる。されば明治維新と共に、わが國はかかる教育の根本精神を教育の制度に具現せしめんとしたのである。

國民教育制度を整備するために、維新直後から種々の計畫が立てられた。明治元年三月、政府は京都に學習院を再興し、翌月これを大學寮代に改め、やがてこれを廢止して皇學所と漢學所とを設立した。一方江戸に昌平學校、醫學所、開成所を復興し、翌二年昌平學校を改めて大學校(後、大學と改めた)となし、全國の教育行政を統べさせると共に、開成所を大學南校、醫學所を大學東校と改め、皇學所、漢學所を廢止した。その後、同四年には従來教育行政に當つた大學本校を廢して、新たに文部省を設け、大木喬任(たかた)を文部卿に任じ、全國の教育事務を管掌せしめた。

これよりさき、文久三年(二五二三)幕府は江戸に小學校を設立せんとしたが、幕末多事の際としてその實現を見なかつた。しかるに明治元年、徳川氏が静岡に封ぜられるや、沼津に兵學校を設け、これに小學校を附設した。これ

が明治時代における小學校設置の始である。翌二年、政府は各府縣に小學校設置を命じ、小學校において一般人の日常生活に必要な讀書算を教授すると共に、國體時勢を辨へ、忠孝の道を知らしめ、風俗を敦くするやうに諭した。

かくの如く、維新直後の多事の中に、早くも學校制度に關する種々の計畫が立てられたが、明治五年に頒布された學制によつてそれが大成された。ここに近代日本の教育制度が新たな形をもつて現れ、國民はこの制度に基づいて國民生活に必要な教養を積むこととなつた。學制が頒布されて以來、教育の制度は度々改められて今日に至つて居るが、現制の學校教育も明治五年の學制に淵源するのである。

## 二、學制の頒布

### 學制の概要

明治四年、文部省が設置されるや、直ちに學制起草のことが始められ、翌五年八月三日に學制が頒布された。學制は大學・中學・小學の三段階をもつて學校制度の根幹となし、學區制度を採用した。即ち全國を八大學區に分つ

て、區毎に大學一校を設け、一大學區を三十二中學區に分つて、區毎に中學一校を設け、さらに一中學區を二百十小學區に分つて、區毎に小學一校を設ける計畫であつた。これによれば全國に大學八校、中學二百五十六校、小學五萬三千七百六十校が設けられることとなるのである。さうして各大學區には督學局を設けて區内の學事監督の任に當らせ、各中學區には學區取締若干名を置いて、區内の兒童就學學校維持及び學事の進捗等に關する一切の事務を掌らせた。

小學は尋常小學を本體として、そのほかに女兒小學、村落小學、幼稚小學等種々の小學を認めた。滿六歳をもつて就學年齢と定め、尋常小學は上下二等に分ち、修業年限をそれぞれ四箇年とした。下等小學においては、綴字・習字・單語會話・讀本・脩身・國體・書牘・文法・算術・養生法・地學・大意・窮理學・大意・體操・唱歌の諸科目を課し、上等小學においては、このほかに史學・大意・幾何學・大意・算術・大意・博物學・大意・化學・大意・生理學・大意を加へ、なほ土地の情況によつては、その上に外國語の一乃至二、記簿法・圖畫・政體大意を加へて教授し得ること

とした。

中學は小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所であつて、これを上下の二等に分ち、下等中學は十四歳から、上等中學は十七歳から各三箇年間就學せしめることとした。普通教育を行ふ中學校のほか、工業學校、商業學校、通辨學校、農業學校、諸民學校等についても中學の規定の中に掲げられてゐる。

大學は中學校の卒業者を入學せしめるものであつて、高尙ノ諸學ヲ教ル専門科ノ學校ナリと規定し、その學科を分つて、理學、文學、法學、醫學の四科とした。

### 三、學制の精神

#### 太政官布告

學制が如何なる精神に基づいて頒布されたかについては、この制度と頒布に際して公示された太政官布告第二百十四號とを併せて考へなければならぬ。この太政官布告は、世に學事獎勵に關する仰せ出され書として知られ、その中には次の如く學制の趣旨が述べられてゐる。

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以て其生を遂るゆゑんのもの、は他なし、身を脩め、智を開き、才藝を長するによるなり、而て其身を脩め、智を開き、才藝を長するは、學にあらざれば、能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄、凡人の營むところの事學あらざるは、なし、人能く其才のあるところに應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て生を治め、産を興し、業を昌にするを得へし、されば、學問は身を立てるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學はずして可ならんや、夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪の徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり、從來學校の設ありてより、年を歴ること久しといへとも、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては、之を度外におき、學問の何物たるを辨せず、又士人以上の稀に學ぶものも、動もすれば、國家の爲にすと唱へ、身を立るの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り

空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへとも之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せすして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學はすんはあるへからず之を學ふには宜しく其旨を誤るへからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ふべきにつき自今以後一般の人民華士族卒農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるへからざるものなり高上の學に至ては其人の材能に任かすといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば學ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら

奮て必ず學に従事せしむべき様心得へき事

右之通被 仰出候條地方官ニ於テ邊隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釋ヲ加へ精細申諭文部省規則ニ隨ヒ學問普及致候様方法ヲ設可施行事

明治五年壬申七月

太 政 官

教育の國家  
統一

先づ學制そのものから直ちに明らかかなことは教育の國家統一を目標としてゐることである。江戸時代には幕府經營の教育機關のほかに、武士のための藩學、庶民の設立した私塾、寺子屋等があつたが、その教育方針は區々で、相互の間には何等の連絡統一もなかつた。それに比すれば學制は實に劃期的な大改革であつて、これは武家封建の制度を撤廢して、萬機親裁億兆一心のわが國本然の姿に復歸した國內體制に即應し、五箇條の御誓文に示し給うた國是を遂行するにふさはしい教育體制を樹立したものである。さらに學制と太政官布告とを通じて明らかなのは、國民皆學を求める精神である。學制においては、小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハ

國民皆學

スンハアルヘカラサルモノトス」と規定され、太政官布告においては「邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す」との趣旨が明らかにされ、全國民を殘らず國家の教育制度の下に教育せんとする教育普及の方針が確立された。これは翌六年一月發布され、國民皆兵の大方針を明らかにされた徵兵令と共に、わが國運の發展に對して極めて重大なる意義をもつものである。

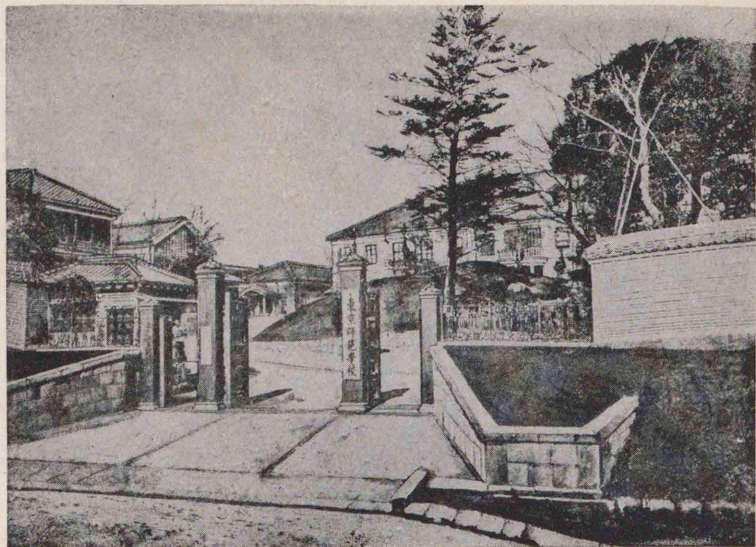
實學の獎勵

また太政官布告には「生を治め産を興し業を昌にするための所謂實學を獎勵してゐる。これは、一面においては、近代生活に即應する教育内容を指示し、他面においては、教育の普及を意圖したものと解すべきであつて、そこに見られる教育方針は、當時の情勢においては、皇運扶翼に通ずるものと考へられてゐたのである。

四、學制の實施

學制の頒布と共に起つた第一の問題は、小學校教員の養成であつた。學制頒布に先だつて、明治五年四月、文部省は、小學校教師教導場建立ノ伺を正

學制と師範學校



東京師範學校

明治七年建築當時



開智學校

明治九年建築 現存

第二百十四號  
 人々自ら其身を立て其産を治り其業を昌よして以て其生を遂る也其人のもの他あり身を備り智を開き才藝を長そほよふあり而て其身を備り智を開き才藝を長あるは學よりしかる能くは是れ學校の設け給ふをん

へ精細申諭文部省規則ニ隨ヒ學問普及致候様方法ヲ設可施行事

明治五年七月

# 太政官

部一の號四十百二第告布官政太

師範學校編輯  
**小學讀本**  
 明治七年八月改訂  
 文部省刊行

小學讀本第一  
 第一  
 凡地球上の人種は五に分ちり、  
 亞細亞人種、歐羅巴人種、馬來人種、亞米利加人種、亞弗利加人種、是ふ

田中義廉 編輯  
 那珂通高 校正



本讀學小の年初治明

## 學制の實施

院に提出し、また學制においても師範學校は特にこれを重視した。かくて明治五年九月には、早くも東京に師範學校が開講され、引き續き、翌年以後、大阪、宮城、愛知、廣島、長崎、新潟等にそれぞれ官立師範學校が創立され、さらに東京に女子師範學校も設けられた。これらの官立師範學校は、明治十一年以後、東京師範學校及び東京女子師範學校の二校以外は廢止されたが、公立師範學校の普及する基礎となつたものである。

學制が頒布されるや、直ちにこれを實施するため、各府縣に學區の創定が命ぜられ、各區をして所定の學校を設立せしめることとした。學制の中には、小學より大學に至るまでの多數の學校が設置される計畫を示されてゐるが、實際には小學の設置に全力が注がれ、中學、大學は小學が整備してから後に、これを施設する方針であつた。かくて明治八年には二萬四千二百二十五校の小學が設置されたと報告されてゐるが、僅か三年にして早くもかくの如き多數の小學校を設けることができたのは、主として近世以來設立されてゐた諸藩の學校、郷校及び一部の寺子屋、私塾等を改編したためであ

つて、幕末までに發展してゐた學校は、今や近代日本の學制に基づく學校として再編されたのである。

#### 五、教育令の公布と教育の改善

#### 教育令

學制の規定は、規模雄大にして秩序整然たる一大體系であつたが、當時のわが國情・民度に適應しない點があつたので、これが改正されて明治十二年に教育令が公布された。教育令においては、大・中・小の學區を廢し、各町村に公立小學校を設置せしめ、學區取締の代りに、町村民の選舉した學務委員を置いた。學齡は、學制におけると同様に、六歳から十四歳までの八箇年としたが、義務教育年限を最低十六箇月と定め、教科目も大いに整理した。かつ施設經營を概ね府縣または町村の自治に任せ、學校の設立、就學の督促等を緩和し、地方の事情を斟酌せんとしたのである。

#### 改正教育令

この教育令は翌年改正されて所謂改正教育令が公布された。即ち各町村は府知事・縣令の指示に従ひ、或は各町村單獨に、或は聯合して學齡兒童を教育するに足るべき一箇若しくは數箇の小學校を設置すべきものとされ、

就學義務年限が三箇年に延長され、教科目においては教學大旨を奉體して修身科がその首位に置かれた。また學務委員は町村民の選舉した者の中から、府知事・縣令がこれを選択して任命することとなり、學校の設置廢止には府知事・縣令の認可を受けしめることに定められたのである。

#### 初等教育

越えて明治十四年、順次に小學校教則綱領、中學校教則大綱、師範學校教則大綱が定められ、教育實施の方法が示された。小學校は、初等科三箇年、中等科三箇年、高等科二箇年の三段階に區分され、そのうち初等科には、でき得る限り多くの兒童を入學せしめて、教育の普及を圖ることとなつた。なほ學科課程に關する方針も要旨として詳細に掲げられ、かつ著しく教育内容の改善が行はれた。即ち教科目は、修身を始として、初等科においては、讀書習字・算術・唱歌・體操が授けられ、中等科においては、これに地理・歴史・圖畫・博物・物理・裁縫・女兒が加へられ、高等科においては、さらに化學・生理・幾何・經濟（男兒）・家事・經濟（女兒）が加へられることとなつた。教科書の内容についても、それ以前のもの多くは、西洋諸國の教科書を參照したものであつたが、それを改

善してわが國民生活に即應する内容たらしめんとした。特に教育の根本を忠孝仁義に置き、修身をその基本とすることとなつたことは學制時代の教育方針の缺陷を是正したものである。また歴史地理がわが國を中心として取扱はれるやうになつた如き、或は理科的教科において生活に近接した實物を直觀せしめることから教育を始むべしとされた如きも、當時における教育内容の改善と整備とを示すものである。

小學校の充實に伴なつて、中等教育・高等教育の制度も擴充された。小學校の發達と共に漸次増設され來つた中學校は、中學校教則大綱によつて整頓され、初等科四年・高等科二年となつた。このほかに農業學校・商業學校等も次第に形を整へ、高等女學校も徐々に増設された。高等教育については、明治十年東京大學が成立し、近代的な大學教育制度が確立した。これと相並んで法學・醫學・理學等の専門學校も設置されることとなつて、高等教育も次第に發達したのである。

教員養成制度の改善

國民教育の擴充を行ふためには、教員養成制度を整備することが急務で

中等教育と  
高等教育

あるから、教育令においては公立師範學校の設置が促進され、改正教育令においては、さらにこれが強制された。次いで明治十四年には小學校教員心得が發せられて、その冒頭には、

小學教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ

と述べられ、教育者たる者の自覺を促し、教育者として實踐すべき箇條を掲げて、その本分を過らしめざるやう訓諭された。この精神は爾來一貫した教育者の心得として、今日においても遵奉されてゐる。

六、學校令と教育制度の整備

明治時代におけるわが國教育制度に一時期を劃したものは學校令の制定であつた。明治維新以來、わが國は國政の各局面において絶えざる發展

學校令制定  
の意義



を續けて來たのであるが、明治二十年頃に至つて殊に長足の進歩を示した。憲法發布議會開設等はその顯著な現れであつた。これに先驅する學校令の制定も、またかかる國運發展の情勢に相應するものである。學制によつて創設され、教育令改正教育令等によつて次第に陣容を整へつつあつた教育制度は、ここに一まづ大成されたと言ふことができる。

明治十八年官制の大改革が斷行され、内閣制度が創設されるや、森有禮は初代の文部大臣に任ぜられ、豫て抱懷する理想を實現せんとした。その努力によつて教育法令の上に大改正が行はれ、明治十九年三月に帝國大學令、四月に小學校令、師範學校令、中學校令及び諸學校通則が公布された。これらを總稱して世に學校令と言ふ。從來は一法令中にあらゆる學校に關する法令を包含してゐたために、種々の不便があつたのに對し、それを改めて學校別の法令を定め、教育法令の形式の上にも新たな時代を劃した。

## 小學校令

小學校令においては、從來の制度を改めて尋常高等の二科に分ち、各、修業年限を四箇年とし、そのうち尋常小學校の四箇年を義務教育期間と明記し、

土地の情況によつては、修業年限三箇年の簡易科をもつてこれに代らしめた。學科目については同年五月に「小學校の學科及程度」として十箇條の規定が公布された。それによれば尋常小學校の學科は、修身・讀書・作文・習字・算術・體操と定め、土地の情況によつては圖畫・唱歌・裁縫(女兒)を加へることができ、高等小學校においてはこの上さらに地理・歴史・理科・圖畫・唱歌を加へ、女兒のためには裁縫を課し、また土地の情況によつては英語・農業・手工・商業の二科若しくは二科を加へることもでき、唱歌はこれを缺くも妨げないとした。

その後、明治二十一年に市制町村制が發布され、同二十三年五月に府縣制及び郡制が公布されて、新たに地方自治制が布かれたので、それに應ずるやう、同二十三年十月に至り、小學校令が新たに公布され、從來のものが廢せられた。その第一條には、小學校教育の主旨が、

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と定められ、その後、國民學校制度の實施に至るまで五十年間に亙つて小學校教育の目的を規定することとなつたのである。

## 中學校令

中學校令においては、中學校を二等に分つて尋常中學校、高等中學校とした。尋常中學校は府縣立とし、修業年限五箇年で、各府縣に一校と限定し、高等中學校は官立とし、修業年限を二箇年と定めた。この高等中學校は明治二十七年に發布された高等學校令によつて、高等學校と改稱された。高等中學校の卒業者を收容する帝國大學については、明治十九年に發布された帝國大學令において、分科大學を法醫工文理の五科としたが、後、明治二十三年、これに農科を加へた。

## 帝國大學令

## 師範學校令

師範學校令によつて師範教育はその面目を一新することとなつた。師範學校は尋常と高等とに分たれ、尋常師範學校は府縣に各一箇所設置されることとなり、また東京師範學校は高等師範學校と改稱され、主として尋常師範學校の校長及び教員の養成に當ることとなつた。さらに明治二十三年に至つて、女子高等師範學校が成立した。

師範學校令  
の精神

文部大臣森有禮は、師範學校制度を國民教育全般の根源をなすものとして特に重視した。明治十八年埼玉縣師範學校において訓示をなした際にも、普通教育その功を奏するは實に教員その人を得るに在るのみ」と述べ、顧ふに人間日々の事柄は皆戦争ならざるはなし。即ち外國に關したる工商業上の戦争、又は智識上の戦争、又今日我々が身を立て志を定め、我が帝國をして善良の國たらしめんとするが如き、これ皆戦争にあらざるはなし」と論じ、そのためには、師範學校にて生徒の教育管理、經濟等に注意し、その基礎を固うするは之が第一着手なりとす。なほこのほかにも國運を進むるの方法許多あるべしと雖も、十中八九はこの師範學校の力に依らすんばあるべからず」と説いてゐる。

されば師範學校令制定にあつては、國運進展の負荷に任すべき教育者の養成を眼目として、師範學校を他の諸學校とは全く別箇に運営し、順良、信愛、威重の徳性を教育者の人格の根幹と定め、教員養成の方法を軍隊における士官養成に準じて行ひ、その充實を圖らんとした。當時師範學校におい

て實施された全寄宿舎制の如き、或は兵式訓練を重視したるが如き、いづれも教育精神の昂揚を意圖したものである。

### 第三節 西洋教育思想の攝取

#### 一、實學の主張

明治維新と共に、復古即維新の精神に基づき、萬機親裁の國內體制が整へられ、舊來の陋習を破り、智識を世界に求めて皇基を振起し、國民文化を向上發展せしめて國力を充實し、以て萬里の波濤を拓開せんとする大方針が樹立されたことは前述の如くである。されば教育においても、わが國教學の精神が顯揚されると同時に、國民教育の國家的統一が企てられ、學制が頒布されて國民皆學の實現が圖られたのである。かくの如き教育制度の樹立と相並んで要求されたものは、教學内容の改革、教育理論教育方法の確立等であつた。さうして大いにそれに役立つものは西洋文化、西洋教育である。既に江戸時代において、洋學の研究が次第に盛んに行はれ、國民の教學

#### 教育内容の改革

内容が著しく擴大してゐたのであるが、今や維新と共に、積極進取の態度をもつて西洋文化、西洋教育を研究し、わが國民教育の劃期的改革が企てられた。上世以來、儒教、佛敎等の東洋文化を攝取し、これを醇化して國民文化の發展に資して來たわが國は、さらに西洋文化をも攝取して、わが國教學を世界的な規模をもつて發展せしめんとしたのである。

かくて從來の制度、文化等を革新せんとする風潮が漲り、文明開化の名の下に、西洋文化の攝取が急速に進められるに至つた。それに伴ひ、教學内容に新生面が開かれると共に、學校教育の部面においても、西洋教育の研究が行はれ、その近代的な教科内容が參照されて、前節において見たるが如き教科目が立てられたのである。

かくの如き教學内容の思想的背景となつたものは、文明開化の標語と密接な關聯をもつ「實學」の強調である。この實學を主張した代表者は福澤諭吉である。福澤諭吉は緒方洪庵の門において蘭學を研究し、安政五年、江戸に出て塾舎を開いたが、さらに英學を研究し、慶應三年、塾舎を芝に移してこ

#### 實學の主張

れを慶應義塾と改稱し、現在の慶應義塾大學の起源を開いた。かくて英學を研究して子弟を教授する傍ら、多くの翻譯著書によつて新文明の開拓に力を注いだ。

西洋においては、學藝復興以來、中世的思想が排斥されて、理知の開発が重んぜられ、一方においては古典の研究が復活すると共に、他方においては近代的自然科學が次第に發達した。かくて合理主義經驗主義の思潮が盛んとなり、殊にイギリスに多く行はれた。ベーコンが歸納法を主張し、實證的自然科學的研究を強調したのはその一例である。この思潮は教育思想の上にも影響を及ぼし、ロックの經驗主義實利主義の教育論となり、十八世紀においては啓蒙主義の教育思想に影響し、廣くフランス、ドイツ等の教育思想にも反映してゐる。十九世紀に入つても、イギリスにはかかる思潮が一般に行はれ、スペンサーの教育論の如きはその代表的のものであつた。福澤諭吉は主としてこの流れを汲むものであつて、近代西洋文明の實利實益を主とする方面を攝取せんとしたものである。

西洋の實利主義的教育思潮は、生活に必要な知識技能を重んじ、理知の開発を尙び、自然科學を重視するものであつて、十八世紀以後次第に學校教育に採り入れられるに至つた。しかし、その思想の背景には個人主義的自由主義的な世界觀、人生觀があつて、これをわが國に無批判的に移入すれば、歴史・傳統を破壊する懼れがある。かかる弊害は決して許容せらるべきではないが、その長所を採つて國運の發展に資することは明治維新の國是を遂行する所以であつた。

福澤諭吉はその主著たる「學問のすゝめ」において、文明學の門を開くことをもつて自己の抱負となし、和學漢學を實地に疎いものと説き、數理を基礎とする西洋文明の實學に據るべきことを論じた。かかる主張は嚮に述べた學制頒布の際の太政官布告にも反映し、教育内容の新建設に寄與すると共に教育の普及にも貢獻した。その眞意は必ずしも無定見な西洋心酔でもなければ、單なる歐化主義でもなくて、よく東西の事物を比較し、信すべきを信じ、疑ふ可きを疑ひ、取る可きを取り、捨つべきを捨て、信疑取捨其宜を得

ることを念じたものであつたが、個人主義的・功利主義的思想の影響は拭ふべくもなく、動もすれば、文明開化の末に馳せ、歐化をこれ事とし、實利・實用のみを旨として、わが國教學の精神を昏迷ならしめる點も少くはなかつた。

## 二、教授法の改善

國民教育の制度を設け、新たな教科内容を盛つて、近代的な學校を運営して行くために要求されたものは、教育の學問的研究であつた。わが國においては既に江戸時代に教育の發達には見るべきものがあつたが、しかし、教育そのものを學問的に研究して、それを體系的・組織的に考察し、その理論を探り、その方法を明らかにする點に至つては、未だ十分でなかつた。しかるに西洋においては、既に教育に關する研究が行はれ、教育理論・教授法等も次第に發達してゐた。されば、わが國の學校を運営するにあつても、これを研究してその長を探ることとしたのである。

學制頒布と  
教授法の改  
新

學制頒布によつて新制度の學校が發足するや、それに伴つて學級教授の方法を改新すべきことが要求され、それに應じて多くの西洋教育書が翻

譯刊行されて、教授法の改新に資した。また明治五年に設けられた東京の師範學校においては、米人スコットを備つて新たな教授法を傳へしめ、翌六年二月には授業法傳習のため附屬小學校を附設した。同六年七月には、第一回の卒業生を出したのであるが、これら卒業生は何れも各府縣に聘せられ、新教授法の傳達に主力を注いだ。

この時代に傳習された教授法は、當時西洋の學校で一般に行はれた教授法であつた。前述の如く、西洋においては、十七世紀頃から自然科学が大いに發展し、外界自然が特に重視されるに至つた。ラテン文學・ラテン語の修得を強調する人文主義も學藝復興の精神を表すものであるが、この自然研究に發足し、人文主義に對立するものとして擡頭した實學主義もまた學藝復興の傳統を繼いだものである。實學主義は、教育内容として國語・教育事物教育、特に自然科学的教養を尊重する點で、前述の實利主義的傾向を有すると共に、教育方法として言語や概念よりも實物や經驗を重んずるところに特色をもつてゐた。その重要な代表者はドイツのラティヒウス(ラトケ、

コメニウス

コメニウス(コメンスキ)、イギリスのロック等であるが、そのうち最も著名なのがコメニウスである。

コメニウスは、外界たる自然をも人間性をも共に支配する自然法則の存在を信じ、この法則に従つて、人間性を内部から發達せしめることを教育の本旨となし、その方法として自然物の發達を模倣すべきことを主張した。これが世に客觀的自然主義と呼ばれるものである。かかる原則を前提として、彼は實物・繪畫等の直觀的事物に取材し、事物教授と言語教授とを結合する新教授法を考案した。その主著たる「大教授學」は教育全般を體系的に叙述したものであつて、近代教育學書の範型となり、また西洋における近代的教授法に深くその影響を及ぼした。さうして、維新當時、西洋において一般的に行はれてゐた事物教授と言語教授とを結合する教授法が、わが國教授法を改新するにあつて大いに參照されたのである。

## 開發教授

かくてわが國教授法は次第に刷新されたのであるが、さらにそれに貢獻したものは所謂「開發教授」であり、その首唱者は高嶺秀夫と伊澤修二とであつた。この二人は共に師範制度調査のため、アメリカ合衆國に派遣され、歸朝後、開發教授を鼓吹して教授法の改新を圖つた。伊澤修二の著作たる「教育學」(明治十五年)は邦人の手に成る教育學書の嚆矢とも言はれる。また伊澤修二は盲啞教育・音樂教育、その他各方面において偉大な足跡を残した。高嶺秀夫は合衆國でオズウィーゴ師範學校に學んだが、この學校は當時合衆國におけるベスタロッツ運動の中心であつた。高嶺秀夫はここでイス人ベスタロッツの教育思想・教授法を研究し、それを開發教授の名をもつて攝取し、これが普及に力めた。高嶺秀夫の指導の下に著作された若林虎三郎・白井毅共著の「改正教授術」(明治十六年)は開發教授の普及に貢獻するところが大きかつた。

西洋においては、十八世紀になると、學藝復興以來の自由平等を尙ぶ精神が、舊來の政治・經濟その他文化全般に互つて過激な革新を要求し、遂にフランス革命の原動力となつた。これが所謂啓蒙思潮であつて、その特色は極端な主知主義・合理主義等である。この啓蒙思潮の缺陷を是正せんとして

ベスタロッツ  
チと開發教  
授

知情意の調和的發展を理想としたのが新人文主義である。これは古き人文主義がラテン文學の偏重に陥つたのに對し、ギリシャ文化に還りつつ、その精神を近代に復活せしめんとするものであつた。新人文主義を背景とする教育の提唱者は數多いが、最も著名なのがペスタロッチとドイツのフレイベルとである。

ペスタロッチはフランス革命に次ぐ戰亂の下に沈淪した民衆の救済を念じて、それは結局人間性の陶冶に俟つほかはないと信じ、人間性の陶冶はその礎石を先づ幼き魂の純化と確立とに置く初歩の基礎教育より始むべきであるとなし、その基礎教育は、家庭においても學校においても親心と子心との人格的接觸を地盤とすべきであると考へた。かくて、ペスタロッチは、教育方法として、人と社會環境との相互關係を重視し、自發性・直觀・勞作等を中心とする方法原理を提唱したのである。

ペスタロッチの教育思想は、その門弟や共鳴者によつてドイツ、イギリス、アメリカ合衆國等に傳播され、アメリカを通して、わが國にも傳はつて、開發

教授となつた。

この開發教授は、徹頭徹尾問答に訴へて兒童心意の開發に力めた。その問答は一問一答の形式を固守し、絶えず「級決や」「教可」に訴へ、その間に各唱や齊唱を挿みつつ、學級教授を進めるのである。この方法は、學級教授法の典型として當時の初等教育界に廣く行はれたが、その藏する主知主義的傾向は免れ難い缺陷であると共に、教授を單なる形式に墮せしめることが少くなかつた。

### 三、教育理論への要求

前述の如く、明治初年のわが國教育界は、如何にして新たな學級教授の方法を打ち立てるかといふことに主力を傾倒してゐたと言ふことができよう。さうして學級教授法に主力が注がれたことは、その基調に知育尊重の傾向を含むものであつて、これは同時に文明開化の謳歌や實學の強調にも相應するものであつた。しかし、この期におけるわが國の教授法は、なほ體系的な教育思想の當然の歸結と言ふことができなかつた。

教育の體系的考察

しかるに、明治十三年頃より、單に教授法を教授法としてでなく、一層廣い見地に立つて、教育全般を體系的に考察せんとする要求が生じた。十九世紀イギリスのスペンサーやベイン等の著書、やや後れて明治二十一年に同世紀フランスのコンペーレの著書が研究翻譯されたのは、かかる要求に應じたものである。就中スペンサーの教育論は、その内容が生物學的見地に立つ實利主義的なものであり、かつ教育の全般を知育・德育・體育に三分して取扱つたものであつて、教育の理論的考察を示唆する點が少くなかつたので、當時のわが國における教育の體系的考察の上に參照されたのである。

明治二十年前後においては、思想界の混亂を機として、一方において國民的自覺が昂揚すると共に、從來の英米教育思想に代つて、ドイツの教育思想が研究されるやうになつた。明治二十年ドイツ人ハウスケネヒトが帝國大學に招聘されて、ヘルバルトの教育學説を講ずるや、その聽講者は熱心にその教育思想に基づく教授法を攝取し、これが普及に力めた。

西洋においては、ギリシヤ以來多くの思想家によつて教育の問題が次第

ヘルバルト  
學派の研究

に深くかつ多方面的に考察されたが、そこには未だ必ずしも學としての體系組織は成立してゐなかつた。この殘された課題を意識的に取りあげ、教育學を學として建設せんと努力したのがドイツのヘルバルト及びその學派である。ヘルバルトは教育の目的を倫理學から導いて、道德的品性の陶冶に置き、教育の方法的基礎を獨自の心理學に求めた。彼によれば、精神活動の根源は表象であつて、表象相互の關係から感情及び意志が生じ、そこに道德的品性も成立する。故に表象の擴充整理、即ち知識の「教授」によつて、道德的品性の陶冶たる「教育」が行はれるとなし、所謂「教育的教授」を主張した。この教授においては、日常の經驗や交際によつて獲得される表象の範圍が限定されてゐるのを是正するため、多方興味を喚起するの必要を唱へ、この興味發動の過程を基礎とし、教授の過程を分つて、明瞭聯合系統方法の四段階とした。またかかる教授による教育のほかに、道德的品性の陶冶を直接の目的として、兒童の心情にはたらきかける「訓練」と、さらに、教授及び訓練を有効に行ふための條件として、兒童の放恣を抑制する「管理」を立て



た。かくて教授訓練管理をもつて、その教育學的方法的三部門としたのである。

ヘルバルトの教育説は、その門流に祖述されて多方面に發展したが、わが國で主として研究されたのはチャラー及びラインの教育説である。チャラーは、個人の發達は人類種族の文化發達の過程を繰り返すといふ生物學的類推の見地から、教材の選擇に關しては開化史的段階説を唱へた。また一切の教材は直接情操に關係ある歴史・宗教の如き情操教科を中心として統合せらるべきであるといふ見地から、教材の排列に關しては中心統合法を説いた。さらに教授の段階に關しては、ヘルバルトの「明瞭を分解」と「綜合」とに二分して結局五段階とし、これは教材の如何に拘らず常に適用さるべき形式的段階であると主張した。ラインはヘルバルトの教育論に養護論が缺けてゐたのを補ひ方法論を教授論と指導論とに大別し、その指導論をさらに管理論・訓練論・養護論に細分して結局四部門を立てた。またチャラーの教授段階を實際的なものに改めて、豫備提示・比較・綜合・應用の五段階を唱道した。

ヘルバルト及びその學派の教育説は廣く各國に傳播し、わが國にも攝取されて、わが國教育の發展に資するところが少くなかつた。特に、教育的教授・興味・教授段階等は實際教育の運営上大いに利用された。かくの如くヘルバルト一派の教育説がわが國において盛んに研究されたのは、道德的品性の陶冶を目的とする點が當時の國民的自覺に適合するが如く考へられると同時に、その教育理論特に教育方法論が精密にして實際的であつたのに依る。しかし、そこに見られる主知主義的色彩は蔽ひ難き缺點であり、またその教育方法論の踏襲は、動もすれば、方法萬能の弊に陥り、兒童の自發性を輕視し、教育を定型化する危険を含んでゐた。

#### 第四節 教育に關する勅語の渙發

##### 一 國民教育の動向

前述の如く、維新以來、わが國は西洋文化の攝取によつて、國民文化の進展

に培ひ、急速に國民生活の新生面を開拓した。教育においても、西洋の教育制度を參照してわが國教育制度の樹立改善に力めると共に、西洋教育の内容・思想方法等を研究してわが國教育の發展に資した。しかし、西洋文化の急激な輸入は、一面において、諸種の改革に貢獻し、國運の進展に寄與したけれども、他面において、動もすれば傳統的なるものを全面的に排せんとする傾向を生じ、思想混亂の因由となり、皇國教學の精神を昏迷ならしめる源泉ともなつたのである。

## 西洋近代文化の特色

抑、わが國に輸入された西洋思想は、主として十八世紀以來の啓蒙思想であり、或は深くその影響を蒙つた思想である。これらの思想の根柢を成すものは、合理的・實證的精神であつて、西洋近代文化の重要な一特色もここに見られる。この精神は、自然科學に現れては、物質文明の發展を促すと共に、精神科學に現れては、論理的・分析的の精密と體系的組織の整備とを齎らし、知識の開發・機械の發明・産業の勃興・近代的國家形態の發展・列強の世界政策等の歴史的・社會的情勢の推移との密接な關聯の下に世界的な發展を示すに

至つた。しかしこの精神は、動もすれば單に理知の力のみを尊重し、すべての人間に對して論理的に共通なる人間性を假定して人生を把握せんとするところから、延いて、個人に至高の價値を認め、個人の自由と平等とを要求する主張と結合すると共に、他面において、具體的なる國家及び歴史から遊離する抽象的普遍性への志向と結合し易いのである。これ、西洋の政治・經濟・道德教育等の理論及び實踐において、個人主義・自由主義等がその基調となす所以であつて、西洋文化の無批判的な輸入が、わが國民の思想生活を攪亂するに至つた因由もまたここに存する。

## 國民教育の動向と大御心

明治時代の初期においては、自然科學的文明の輸入と共に、フランスの自由民權思想を始として、英米の議會政治思想や實利主義・功利主義の思想、ドイツの國家主義的思想等が紹介され、封建的體制下に行はれてゐた慣習や制度の改廢にその力を發揮した。その動向は、「文明開化」の名の下に廣く時代の風潮となつて、國民の啓蒙に與つて力があつたが、他面、ともすれば智識を世界に求めて大いに皇基を振起せんとする眞精神が忘れられ、西洋文物

崇拜、日本文物輕視の趨勢を導き、動もすれば本を忘れて末に趨り、ただ智識才藝の重んずべきを知つて、その根柢に嚴として存すべき皇國固有の國民道德を閑却する傾向さへ生まれたのである。

明治天皇は國民教育に對して深く軫念あらせられ、しばしばわが肇國に由來する教育の大本を昭示し給うたのみならず、地方巡幸の際等には學校その他の教育施設に特に駕を駐めさせられ、これを御獎勵遊ばされたことは申すも畏き極みである。

### 二 教學大旨と幼學綱要

明治十一年秋、明治天皇は東山北陸、東海の諸地方を巡幸あらせられ、縣治民情を觀覽あらせられた。教育に關しては特に大御心を注がせ給ひ、各地の師範學校、小學校等に臨幸あらせられ、學校の施設を始め生徒の學業成績品等に至るまで天覽あらせられた。その際國民教育の趨勢について特に軫念あらせられ、還幸の後侍講元田永孚に命じて國民教育の大本に關する聖旨を筆記せしめ給うた。これが即ち明治十二年の夏に示し給うた「教學

教學大旨

大旨」と「小學條目二件」とである。

教學大旨においては、先づ、

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ

と宣はせられ、次いで、

然ルニ輓近專ラ智識才藝ノミヲ尙トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス是我邦教學ノ本意ニ非サル也

と仰せられ、最後に、

故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ專ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ學ハ孔子ヲ主トシテ人々誠實品行ヲ尙トヒ然ル上各科ノ學ハ其才器ニ

隨テ益々長進シ道德才藝本末全備シテ大中至正ノ教學天下ニ布滿セシメハ我邦獨立ノ精神ニ於テ宇内ニ耻ルコト無カル可シ  
と宣うて、わが國教學の精神を闡明し給うた。さらに「小學條目二件」においては、先づ、

一、仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其腦髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ爲ス可カラズ故ニ當世小學校ニテ繪圖ノ設ケアルニ準シ古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ畫像寫眞ヲ掲ケ幼年生入校ノ始ニ先ツ此畫像ヲ示シ其行事ノ概略ヲ説諭シ忠孝ノ大義ヲ第一ニ腦髓ニ感覺セシメシムコトヲ要ス然ル後ニ諸物ノ名狀ヲ知ラシムレハ後來忠孝ノ性ヲ養成シ博物ノ學ニ於テ本末ヲ誤ルコト無カルヘシ

と仰せられ次いで、

一、去秋各縣ノ學校ヲ巡覽シ親シク生徒ノ藝業ヲ驗スルニ或ハ農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ甚キニ至テハ善ク洋語ヲ

言フト雖トモ之ヲ邦語ニ譯スルコト能ハス此輩他日業卒リ家ニ歸ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト爲ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ縣官ノ妨害トナルモ少ナカラサルヘシ是皆教學ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ學科ヲ設ケ高尚ニ馳セス實地ニ基ツキ他日學成ル時ハ其本業ニ歸リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラシムコトヲ欲ス

と諭し給うた。

明治天皇はこの教學大旨を内務卿伊藤博文に示し給ふと同時に、文部卿寺島宗則に御下り遊ばされて、教育の刷新につき、具體的な方策を樹立するやうにと諭し給うた。かくて文部省においては、聖旨を奉體して直ちに教育の振興に力め、第二節において見たるが如く、明治十三年の改正教育令においては、修身を小中學校教科目の首位に置き、新たに小學校修身教科書を編纂し、次いで同十四年には小學校教則綱領を公布して、各科の要旨を示し、同年さらに小學校教員心得を頒つて尊皇愛國の大義を鼓吹した。ま

たそれらと相並んで、教科用圖書を國民生活の實際に即應せしめるやう、その全般的改革を企圖して國民教育の刷新に力めたのである。當時の教育に關する諸規則の如きも、公布前に豫め奏上しては御内意を拜したものと  
言はれてゐる。

## 幼學綱要

明治天皇はかくの如く文教諸方策の根本を確立せしめ給うたのみならず、また幼童のための教訓書を編纂せよと、御下命あらせられた。かくて元田永孚を中心として幼學綱要が編纂され、明治十五年十二月、これを廣く國民に下賜せられることとなつたのである。編纂の御趣旨が明倫修徳にあつたことは、頒賜の勅諭に、

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ專ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

と仰せられてあることによつても、明らかに拜することができると。

## 三、教育に關する勅語の渙發

教育に關する勅語渙發の由來

前述の如く、明治維新當初に顯現したわが皇國の道に基づく教學の精神を再び顯揚せんとする企ては、聖旨を奉體することによつて、既に明治十二年以來その緒に就いた。これと相並んで、明治十五年には伊勢に神宮皇學館、東京に皇典講究所、東京大學内に古典講習科等が設置され、皇國の道を究明し、以て國體の本義を明らかにせんとする運動が漸く盛んになつた。しかしわが國民一般の思想は未だ安定するに至らなかつたのである。

殊に明治十七年頃以降は、條約改正問題とも關聯して、西洋崇拜模倣の風潮が滔々として一世を風靡するに至つた。勿論、この風潮は、わが國を西洋の列強に劣らざる文明國たらしめんとする熱烈な愛國的意圖に出でたものであつたが、しかしその餘弊として、政治的には自由民權論が跳梁し、社會的には傳統的文物を捨てて歐化をこれ事とする傾向さへも生じた。他面においては、この趨勢に對する反對運動が一段と熾烈となり、明治二十年前

後になると所謂歐化主義と國粹主義とが相對立して思想界は歸趨するところを知らない情態ともなつた。かかる趨勢の下に、德育の根本方針について、新道徳を提唱する者があれば、宗教をもつて德育の基本とすべきことを主張する者があり、それらに對して、東洋道徳を主本とすべきことを強調する人々も出て、互に論議を闘はしたから、教育者の中にも如何なる方針によつて學校の德育を振作すべきかについて迷ふ者が少くなかつた。遂に明治二十三年二月、地方長官會議が開かれた際、政府において德育の方針を確立せられたしと建議されるに至つた。明治天皇が豫てよりかかる情態に對して畏くも叡慮を注がせ給うたことは、元田永孚の「聖諭記」のうちにも拜することができ、今やこの建議のことが上聞に達し、天皇はこれについて深く軫念あらせられ、德育の根本となるべき箴言の編纂を文部大臣榎本武揚に命じ給うた。同年五月、芳川顯正が代つて文部大臣に任ぜられた際にも同様の御下命があつた。教育に關する勅語渙發の大御業は實にここに由來するのである。

教育に關する勅語の渙發

かくて、明治二十三年十月三十日、明治天皇は總理大臣山縣有朋、文部大臣芳川顯正を宮中に召させ給ひ、教育に關する勅語を御下賜あらせられた。文部大臣は聖旨の宏大無邊なるに恐懼感激し、次の如く訓示して勅語を全國の學校に傳へたのである。

謹テ惟フニ我カ天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク勅語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

嚮に、明治十五年一月四日、陸海軍人に下賜あらせられた勅諭は、國體に基づく建軍の本義を昭示あらせられ、古來の武士道の傳統を繼ぐべき軍人精神の根本を諭し給うたものであつて、國民皆兵のわが國においては、單に軍

人のみならず國民一般の奉體すべきものであり、次いで明治二十二年、紀元節の佳辰を卜して發布せられた皇室典範及び帝國憲法は、肇國以來列聖の傳へ給うた皇國の大憲統治の洪範を成典として欽定せられたものであるが、今や渙發せられた教育に關する勅語は、皇祖皇宗の御遺訓を掲げて國體に淵源する國民道德の大綱を示し給ひ、以て教育の大本を明示せさせ給うたものである。この勅語は實に古今を通じて謬らず、中外に施して悖らざる皇國の大道を示し給うた千載不磨の聖訓であつて、爾來教育の向かふべきところが嚴として定まつたのである。

## 勅語の奉體

教育に關する勅語を拜戴して、これを奉體し、如何にして國民教育の上に具現すべきかは文教の府における重要な問題となつた。御渙發後直ちに各學校その他において奉讀式を舉行せしめたのであるが、なほその後三大節等の重要な式典の際には必ずこの勅語を奉讀して聖旨を奉體することと定め、さらに文部省は勅語の衍義書を編纂して聖諭の徹底を圖つた。また明治二十四年、小學校教則大綱が改正された際には、徳性ノ涵養ハ教育上

最モ意ヲ用フヘキナリ故に何レノ教科目ニ於テモ道德教育國民教育ニ關聯スル事項ハ特ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」と規定され、特に修身教授に關しては、教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道實踐ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と定められ、爾來教育は専らこの勅語の旨趣に基づいて行はれることになつたのである。

## 第五節 國運の發展と教育

## 一、國運發展と教育の振興

明治維新以來、智識を世界に求め、國本に培つて來たわが國運は、明治二十七八年戰役を経て顯著な發展を示し、次いで明治三十七八年戰役、さらには第一次歐洲大戰を機として驚異すべき躍進を遂げた。かかる國運發展の足跡はまた實にわが國民教育興隆の姿でもある。

明治天皇は、明治三十七年七月十一日、東京帝國大學に行幸せられたとき、

帝國大學に  
おける御沙  
汰

軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ當ル者克ク勵精セヨ

戊申詔書  
との御沙汰を下し給ひ、常に教育のことに軫念あらせられる大御心を宣べさせ給うた。また明治四十一年十月十三日には、戊申詔書を渙發あらせられた。これ、ともすれば戦捷に陶醉せんとする國民に對し、上下心を一にして、自疆息まず、以て國運の發展を圖るべきことを諭し給うたものと拜察し奉る。

國民精神作興に關する詔書  
大正天皇は明治天皇の宏謨を紹述して、ますます教育の振興を圖らせ給うた。第一次歐洲大戰の結果、國力の増大と共に、浮華放縱の習が漸く萌し、輕佻詭激の風もまた漸く醸成されるに至つた際、突如として關東地方を襲つた大震災のために、國民の受けた精神的打撃は測り知るべからざるものがあつた。この時にあたつて大正十二年十一月十日、國民精神作興に關する詔書を渙發あらせられ、國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」と仰せられ、明治天皇の聖訓に恪遵して、質實剛健、醇厚中正の氣風を振勵すべきことを諭し給うた。

踐祚後朝見の儀において賜はりたる勅語

今上陛下におかせられても、皇祖皇宗の天業恢弘の宏謨を繼述せられ、常に教育について軫念あらせ給ふ。大正十五年十二月二十五日、大正天皇崩御あらせられるや、今上陛下は寶祚を踐み給ひ、御踐祚後朝見の儀において賜はりたる勅語に、先づ明治天皇及び大正天皇の御事蹟をしのばせられ、その御宏業を紹述せられる御志を明らかにし給うた。後、輓近の世態について有難き御誠めを垂れさせられ、さらに、

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最



モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス

大禮後の教學に關する御沙汰

と宣らせ給うた。次いで大禮の完了後、昭和三年十二月十日には、教學に關して、

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ願チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ務メヨ

と宣らせ給うた。

國民教育の改善

かくの如く、明治以來、御歴代に互り教育について深く軫念あらせられるのである。當局においては、聖旨を奉體して國民精神の振興に力めると共に、國運の進展に即應する教育振作の方策を樹立し、日に新たなる情勢に基

づいて教育の充實に力めた。かくて學校制度の整備に伴ひ、教育の内容及び方法が改善され、さらに教育者の精神も覺醒されて、わが國教育はますます充實を加へた。しかも、單に學校教育のみならず、社會教育の制度化にも努力が傾注され、國運發展に相應する教育が營まれたのである。

### 二、科學教育と實業教育

國運發展が産業の振興に俟つことは既に早くより着眼され、そのために必要な諸方策が樹立されたが、この動向を劃期的に推進したのは明治二十七八年戰役である。この戰役以後、産業が頓に勃興し、近代的な生産が次第に國內に展開されるに至つた。さらに大正の御代に入り、第一次歐洲大戰が勃發するや、産業組織は一大躍進を示し、わが國は東亞における唯一の大産業國家として立つこととなつた。

かかる近代産業の勃興は、自然科學及び産業に關する教育と相應するものであつて、教育が産業振興の基礎となり、また産業の發達がかかる教育を促進するのである。かくて明治初年に現れた實學重視の思想は、近代産業

近代産業と實業教育

の發達に應じて分化發展し、科學教育及び實業教育の振興となつて、再び教育運營の上に多大の影響を及ぼすに至つた。實業教育制度の刷新といひ、普通教育機關における實學の重視といひ、これみな産業の躍進に即應する施設運營であつて、昭和時代に至るまでの國力の充實はかくの如き實學振興に俟つところが至大である。

## 科學教育の振興

自然科學を振興するためには、單に科學者を養成するのみならず、廣く國民全般に科學思想、科學實踐を普及せしめ、國民生活そのものを科學的ならしめ、科學的な考へ方、行動の仕方を訓練することが要求される。この見地から明治三十年頃以降、初等普通教育を始め、各學校における理科教育の面目が次第に改められた。明治四十年頃になると、理科實驗が重視されるに至り、各學校は模型標本等を備へつけたのみならず、校内に理科實驗設備を設けてこれが振興に努めた。殊に大正年間における教育改革にあつては、科學教育振興の方途が、研究され、當局が、小學校における理科教育の改善を圖ると共に、全國中等學校に理科實驗室を設置して理科教育を改善すべ

しと指示した如きは、第一次歐洲大戰後における科學教育充實の方策を示すものであつた。

## 實業教育の發展

科學教育と相並んで實業教育を重視するに至つたことも、近代生活に即應する教育方策によるものである。いづれの國においても、教育制度は先づ普通教育から着手されるが、これを國民生活に即應せしめるためには、實業教育の思想を導入して、それを普通教育と結合せしめることが要求される。わが國においては、産業の振興に伴つて、明治二十年代より實業教育刷新の方策が考究され、それが制度化されて國運の進展に應ずる實業教育機關が設立され、さらに明治三十二年における實業學校令の公布によつて、中等程度の實業學校制度の基本的組織が整つた。また明治二十六年に公布された實業補習學校制度は、初等教育修了者をして、實務に従事する傍ら、小學校に附設せる補習學校に學ばしめ、初等教育の補習を行ふと同時に、農工商の實業に關する教育を與へんとするものであつた。

實業教育振興の思潮は、單に實業學校を増設せしめたのみならず、さらに

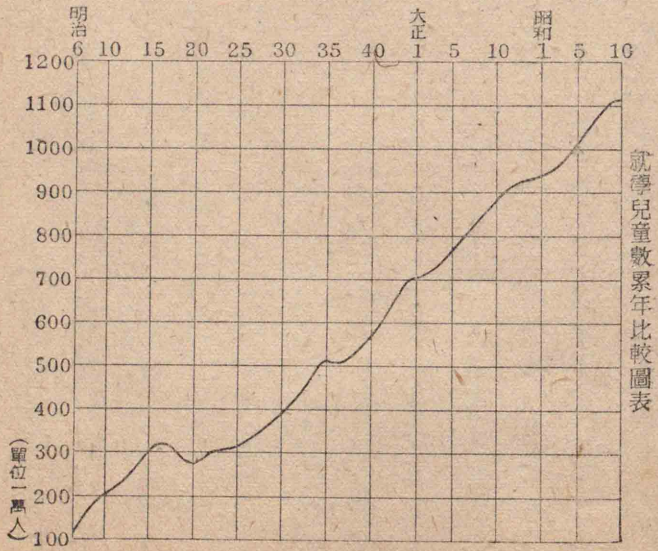
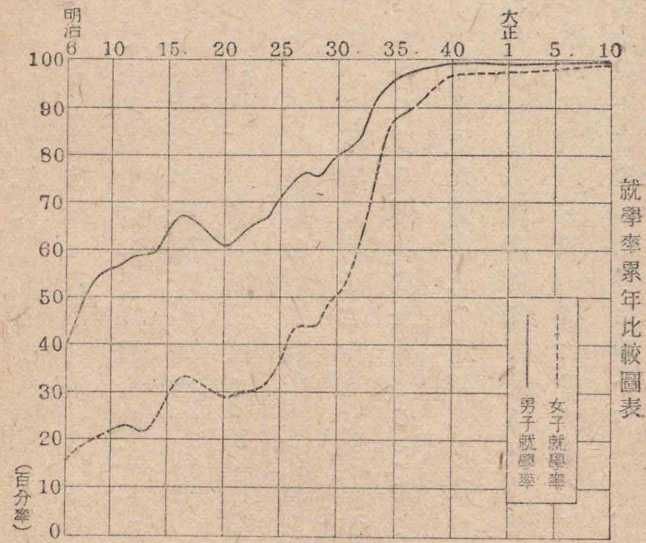
普通教育にもその影響を及ぼした。即ち普通教育機關においては基礎教育のための諸教科目のほかに、實務に必要な教科目を授けるに至つた。農業・商業・工業の如き實業科目が普通教育の中に取り入れられ、さらに手工の如き産業技術と關聯する教育内容が取り込まれるに至つた如きも、近代教育の一特色をなすものである。

### 三、初等教育の充實

小學校令の改正

初等教育制度は、明治十九年の小學校令並びに明治二十三年の新小學校令をもつてその基本的組織を整備したが、しかし當時は主として小學校制度の外形が整つたに止り、その内容の刷新充實は明治三十年代以後においてこれを見る事ができる。明治二十七八年戦役後の國勢に即應するため、小學校の制度全般が検討されて、明治三十三年に小學校令が新たに公布され、さらに明治三十七八年戦役後の國運發展に應ずるため、明治四十年に小學校令が改正され、昭和に至るまでの小學校制度の輪廓が完成された。義務教育年限に關しては、明治二十三年の小學校令公布に際して、尋常科

義務年限の延長



三箇年または四箇年が義務年限として規定された。明治三十三年の小学校令公布の際には、四箇年の尋常小學校にはなるべく二箇年の高等科を附設せしめる方針となり、將來における義務年限延長の準備が行はれた。かくて明治四十年の小學校令改正において、尋常小學校を六箇年とし、二箇年の義務教育年限延長が斷行されたのである。

義務教育年限の延長はこれを就學率の増進と併せて考へなければならぬ。小學校における就學率の向上は別に掲げた圖表によつて明らかであるが、就學率の向上に關して特に注目すべきは、明治三十年以後の數年間において頗る顯著な上昇を示したことである。さうして明治三十五年より男女平均九割以上の就學率となつた。當時は明治二十七八年戰役後における國運躍進の時期であり、教育の充實に力めた際であるから、かくの如き就學の實績を表し得たのであつた。その後就學率は累年上昇して九割九分以上に達し、世界において最も高い就學率となつてゐる。

明治三十三年の新小學校令においては、教育内容も整備されて簡素な編

教育内容の  
改善

就學率の向  
上

成となり、從來、讀書作文、習字と分科してゐたものが綜合されて國語の一目となり、兒童の負擔を軽減して教育充實の實績を擧げることと努力が拂はれた。例へば毎週の授業時數が減せられると共に、尋常小學校において使用する漢字數が一千二百字に制限され、字音假名遣が簡易にされた。

明治四十年の改正においては、尋常小學校の修業年限延長に伴つて、教科課程全般に互る變更が行はれた。尋常小學校の教科目は、修身・國語・算術・體操の四科目に、新たに日本歴史・地理・圖畫・裁縫(女兒)を加へ、また從來隨意科とした唱歌を必修科とし、土地の狀況によつては手工を加へ得るとされた。高等小學校の修業年限は二年乃至三年となり、教科目は明治三十三年の改正を踏襲して修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)となり、かつこれに手工・農業・商業の二科目乃至數科目が加へられたが、それらは當分缺くを得ることとされた。かくして小學校教科目の基本的組織が整備し、その後數回に互る部分的修正によつて、昭和に至るまでの初等教育が運営されたのである。

教科用圖書  
の國定

右の如き教科目の改善と呼應して、さらに教育内容の刷新擴充に寄與したのは教科用圖書の改善である。明治十九年の小學校令以來教科用圖書は檢定制度を實施したが、これを國定とすべしとの論が次第に擡頭し、文部省においては、教科用圖書の重要性に鑑み、教育内容を統一し、教科用圖書の適正な發行普及を圖るために、明治三十三年四月より省内に修身教科書調査委員會を設置して、修身教科書の編纂に着手することとなつた。その後教科用圖書國定の方針が確立し、明治三十六年四月には小學校令の一部が改正されて、檢定制度が廢止され、小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシと規定された。翌三十七年度より修身のほかは國語、日本歴史、地理等の國定教科書が使用され、その後漸次他の教科書も國定になつた。かくて小學校の教科書に關する諸問題が解決され、廉價なしかも權威あるものを使用することができるようになつた。その後における小學校教育内容の改善は、主として國定教科書の整備によつて促進されたのである。

師範教育の  
改善

初等教育の充實には教師の資質を向上せしめ、教育精神を覺醒することが缺くべからざることである。明治三十年には師範教育令が公布され、尋常師範學校は師範學校と改稱され、高等師範學校は師範學校、中學校及び高等女學校の教員を養成するところと規定された。その後、明治四十年には師範學校規程が制定され、師範學校には本科と豫備科とが置かれ、さらに本科が第一部、第二部に分たれた。本科第二部は中等學校卒業者を入學せしめ、修業年限を男子にありては一箇年、女子にありては二箇年または一箇年と規定された。大正十四年には師範學校規程改正に伴なつて、専攻科が設置され、さらに昭和六年の規程改正によつて、第二部の修業年限は二箇年となり、師範學校制度はますます充實を加へた。

また大正十五年に新たに幼稚園令の制定されたこともわが國教育の充實を示すものである。西洋における幼稚園はフレイベルを始祖として發達したものである。わが國においては、西洋における幼稚園を參照して、明治九年に東京女子師範學校に附屬幼稚園が設けられた。その後保育の方

幼稚園

法が研究され、保姆の養成が行はれて、幼稚園は次第に發達したが、大正年代における顯著な發展の結果、遂に獨立の規定をもつに至つたのである。

#### 四、中等教育、高等教育の擴充

#### 中等教育機關の擴充

中學校に關しては明治十九年の中學校令公布以後、明治三十二年に中學校令が改正されて尋常中學校が中學校と改められると共に、新たに高等女學校令及び實業學校令が公布されて、三つの學校體系の基本的組織が定められた。その後累次に互る學科課程、教育内容等の改善と相並んで、中等教育機關は次第に増設されたが、この増設に一時期を劃したのは第一次歐州大戰であつた。これより俄に中等教育を受けんとする國民の要求が高まり、それに應じて中等學校が累年増設され、生徒數も驚くべき増加を示すに至つたのである。

#### 高等教育機關の擴充

上述の如き中等教育の充實に伴ひ、高等教育機關の擴充も急速に進められるに至つた。これより先、大學は明治十九年に公布された帝國大學令によつてその組織を整備し、高等中學校は明治二十七年の高等學校令によつて高等學校と改稱された。専門學校については、明治三十六年に専門學校令が公布され、官立のほか、公私立の専門學校が認められるに至つたのである。

かくて高等教育の制度は次第に發達したのであるが、當時の高等教育機關は少數の大都市に設置されてゐるに過ぎなかつた。例へば帝國大學は東京にのみ存し、明治三十年に至つて始めて京都にも帝國大學が創置された。その後次第に高等教育擴充の要望が高まり、明治四十年頃から帝國大學が増設されると共に各種専門學校の増加を見るに至つた。

大正六年には臨時教育會議が設けられ、その成案に基づいて、翌七年、新たに大學令及び高等學校令が公布された。大學令においては、その第一條に、大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並ニ其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

と規定して、大學の目的を明らかにしてゐる。また大正九年には高等女學

校令が改正されて、高等女學校に二年乃至三年の高等科専攻科を置き得ることとなつた。かくの如き制度の改善に加ふるに、大正八年以後六箇年計畫をもつて大學・高等學校・各種專門學校の増設が行はれた。新大學令は官立大學のほか、公立・私立の大學を認め、たために、わが國は全國に四十有餘の大學を有するに至つた。高等學校及び各種專門學校については、沖繩縣を除き、各府縣に、いづれも一校以上新設を見るに至つたので、この計畫實施の結果、官立高等學校が二十五校、官立專門學校が十五校、官立實業專門學校が四十四校に達した。かくして、大正初年以後中等教育及び高等教育は急激に擴張され、以て昭和年代に達したのであつて、今日見るが如き普及擴充は主として當時における文教政策の樹立とその運営とが基礎を成してゐるのである。かくの如き増設と共に、教授内容も次第に改善された。大正十四年には陸軍現役將校學校配屬令が公布され、中等學校以上の諸學校に現役將校が配屬されて、男子學生生徒の教練を掌ることとなつた。

##### 五、社會教育制度の發展

##### 社會教育施設の發達

學校制度のほか、社會教育の施設も次第に擴充され、大正年間に至つて、これが文政行政の一部門として別個に取扱はれるに至つた。社會教育に關する諸施設の起源は、夙に上世にまで求めることができるが、文政行政の一部をなす新たな社會教育の施設は、明治初年から着手されてゐる。文部省經營の圖書館は、明治五年に創設された。博物館の源をなす博覽會も明治五年、東京に開かれ、明治八年に官立の東京博物館として經營されるに至つた。これらは社會教育施設の端緒をなすものであり、その後、明治四十年代に入つて、社會教育の分野を整備充實するために、通俗教育に關する調査及び振興の委員會が設置され、全國社會教育諸施設の振興を見た。

大正六年の臨時教育會議は、通俗教育改善に關する基本方針を答申すると共に、通俗教育の行政に關する特別な機關を中央及び地方に設置すべしとしたのである。この頃から社會教育の内容が次第に整備せられ、讀書指導、圖書館及び博物館、通俗講演會、映畫その他の娛樂施設、音樂の獎勵、改善學校外における教育施設の改善、普及等に關する諸方策が樹立されるに至つ

た。社會教育行政の機構を整へるため、昭和四年文部省内に社會教育局が設けられ、その後道府縣廳にも社會教育を擔當する機關が設けられるに至つて、學校教育體系と相並んで社會教育に關する行政機構が整へられた。その後、圖書館、博物館等も次第に増設されたが、なほ一層の整備を加へ、研究機關として發達せしめることが翹望されてゐる。

## 青少年團の發展

青少年團體青年訓練所及び實業補習學校は極めて多數の男女青少年を對象とし、社會教育機關の中において重要な位置を占めることとなつた。青少年團は大正初年に至つてその組織を確立したものであるが、その起源は近世以來全國各地に設けられてゐた若衆仲間の組織にある。この若衆仲間は、一つの地域内の青年が若者連中として自治的に團結し、相集つて修養研鑽に力めると共に、その地方の諸行事、主として神事に奉仕し、非常の際には進んで救難に當ることを目的とした團體である。明治初年より次第にその組織が改善され、明治二十七八年戰役の際に青年の銃後活動を促進する組織として青年會が設けられるやうになつて、新たな形をとることと

なつた。明治三十七八年戰役以後、この青年會の活動が著しい躍進を示し、全國の青年團體が協議して、青年團規則及實行要目を定め、全國青年を主體とする有力な團體となつたのである。大正年間に入つては文部省及び内務省が協力してその指導誘掖に力め、男女青少年團體による社會教育の施設を擴充した。かくして發達した大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟及び帝國少年團協會を統合したものが昭和十六年に至つて新たに成立した大日本青少年團である。

## 青年訓練所の發達

青年訓練所は第一次歐洲大戰後の情勢により、小學校を修了して實務に従事しつつある一般青年に對しても教練を施す必要が痛感され、大正十五年から實施されたものである。この訓練所は、十六歳から二十歳までの男子を入所せしめ、修身及公民科、教練、普通學科並びに職業科を課して青年の心身を鍛鍊し、國民たるの資質を向上せしめんとしたものであつて、全國に一萬五千五百餘設立された。昭和十年、これと實業補習學校とが合併せられて青年學校となつた。これら青少年團體、青年訓練所、實業補習學校は小



學校の施設と緊密に結合して運営されて來たものであり、これが國民教育上に占める位置は極めて重要である。これらはみな社會教育機關として、初等教育を修了した一般青少年が、嘗て教育を受けた母校と常に密接な關係を結びつつ研鑽修養に力める機關として設置されたものである。

## 第六節 教學の刷新

### 一、教學刷新の由來

明治初年以降、わが國は盛んに歐米文物の輸入に力め、國民文化の進展に資するところ極めて大なるものがあつた。しかるに一面においては模倣・追隨の弊もまたこれに伴なひ、特に精神生活の方面においてその害尠からざるものがあり、そのため維新當初の宏謨に明示されたわが國教學の根本方針は漸く忘れられんとするに至つた。その後、明治二十三年、教育に關する勅語を渙發し給うたので、教學の根本が昭示され、爾來國民はこの勅語の遵奉に努め、明治二十七八年戰役、同三十七八年戰役等を経て大いに國民的

國民生活の  
動搖

自覺を強めた。しかし國民の一部にあつては、なほ歐米文化の模倣が依然として止まず、わが國教學の本義が徹底するに至らなかつた。殊に第一次歐洲大戰の歸結たるベルサイユ體制は、國際聯盟を中心として、戰敗國ドイツに徹底的な重壓を加へ、米英による世界征覇の非望を強化せしめ、大正十年の四國條約、九國條約は太平洋方面のわが國防を脅威し、支那大陸方面への正當な發展を阻害し、また大正十年のワシントン會議、昭和五年のロンドン會議はわが軍備の充實を抑制し、かくてわが國は對外的にも次第に苦境に陥つてゐた際、國內においては超國家的、自由主義的思想が跳梁し、國民の思想は少からざる動搖を見るに至つたのである。

これに對して國體明徴の運動が夙に起つてゐたのであるが、上述の弊風を一洗轉回して、國民的自覺を喚起し、國民をして肇國精神に基づく新たな生活の建設へと志向せしめたのは、昭和六年における滿洲事變の勃發と昭和八年における國際聯盟の脱退とであつた。これを轉機として、全國民は國體の明徴に思を致し、清新な要望をもつて大陸の經營に進發し、その後昭

國體明徴の  
運動

和十二年に勃發した支那事變を経て、大東亞戦争へと進んだのである。この轉機をなした滿洲事變は國民の生活思想文化の各部門に重大な影響を及ぼした。されば教育も事變の外に獨立し従前の方式を踏襲してゐることは許されない。かくて國民教育を根本的に刷新し、一面、不純なる外來思想を一掃すると共に、他面、わが國固有の精神に徹し、國民生活に根ざした眞に日本的な教學を建設せんとする氣運が澎湃として起つた。この教學刷新運動の進行によつて、教育の實際のみならず、その思想理論も急速に改善振作され、今日の教育體制を築き上げるに至つたのである。

## 二 教學刷新の方途

文部省においては豫てより思想對策に腐心してゐたが、滿洲事變の勃發を機として、教學の刷新振興を迅速に實現するため、その諸方策を樹てることとなつた。即ち昭和七年新たに國民精神文化研究所を設置して、國民精神文化に關する研究指導及び普及を掌らしめ、これと共に府縣には國民精神文化講習所を設けて、國體に基づく教學思想の徹底に力めしめることとした。

## 教學刷新の諸方策

また昭和九年には思想局を設け學校及び社會教育團體における思想上の指導監督及び調査に關する事項等を統轄せしめ、思想對策の樹立に力めた。さらに、この教學刷新に關する諸問題の解決の方針を決定して、これが實施の方策を打ち立てるために、昭和十年に教學刷新評議會を文部省内に設けるに至つた。

## 教學刷新評議會

教學刷新評議會は、我が國教學ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ圖ル方策如何との文部大臣の諮問に對し、慎重な審議を重ねた結果、教學刷新ニ緊要な答申を行つた。その冒頭には、わが國教學の本義を掲げて、我が教學ハ源ヲ國體ニ發シ、日本精神ヲ以テ核心トシコレヲ基トシテ世局ノ進運に膺リ、人文ノ發達ニ隨ヒ、生々不息ノ發展ヲ遂ゲ、皇運隆昌ノタメニ竭スヲソノ本義トス」と述べ、(一)教學刷新の中心機關の設置、(二)教學刷新の實施上必要なる方針、(三)教學刷新上必要なる實施事項の三項目について答申した。

## 答申に基づ く教學刷新

この答申に基づいて、一方においては嚮に文部省内に設置された思想局が廢されて、教學局が新設され、教學刷新の中心機關となると共に、他方にお

いては小學校・青年學校・中等學校・高等學校・專門學校等についてその種別程度に應じて教育の基本精神とその内容方法に互る改善が行はれた。昭和十二年春より中等學校・師範學校・高等學校の學科課程・教授要目の改善が行はれて、修身・公民・國語・漢文・歴史・地理の教育を特に振興せんと企てた如きはその一面である。さらに學問研究に關しても、國體・日本精神を學問的體系の基礎とし、これに基づいて、わが國獨自の立場から諸學を發展せしめるために、日本諸學の振興に關する方策が展開されることとなつた。教育學の分野においても、わが國獨自の内容と方法とについて研究が進められ、日本教育學・日本教育論等の名稱による諸著作も續出し、教育學風も一新される氣運に向かつた。

### 三、教育制度の改善

#### 教育審議會

教學の刷新振興は單に教育の根本精神とその内容及び方法に關する事項の改善に止らず、さらに教育制度の全般的刷新へと進行した。文部省においては、國內諸情勢の推移に鑑み、數次に互つて教育制度改善の方策樹立に力めたが、昭和十二年十二月に至つて内閣に教育審議會が設置されるに至つた。

#### その答申

教育審議會は、内閣總理大臣より發せられた「我が國教育ノ内容及制度ノ刷新・振興ニ關シ實施スベキ方策如何」との諮問について慎重審議を行ふことと約四年に及び、七件に互る答申並びに四事項に關する建議をなした。その答申は(一)青年學校教育義務制實施、(二)國民學校・師範學校及び幼稚園、(三)中等教育、(四)高等教育、(五)社會教育、(六)各種學校其の他の事項、(七)教育行政及び財政に關する諸件であつて、そこに指示された改善の方策に基づき、文部省は内外の情勢に應ずる實施案を立てて、これが施行を進めることとなつたのである。

#### 青年學校の振興

最も早く實現を見たのは男子に對する青年學校義務制の方策であつた。これは昭和十四年四月より實施し、普通科第一學年より義務制を施行することとなつた。青年學校は、嚮に昭和十年、從來存續せる實業補習學校と青年訓練所とを統合したものであるが、これが今や、年齢滿十二歳より滿十九

歳に至る一般男子青年に就學の義務を課す主旨の下に改正されたのである。課程はこれを普通科と本科とに分ち、修業年限は普通科にあつては二年、本科にあつては男子五年、女子三年（土地の情況により各一年短縮することを得）と規定された。このほかに研究科（二年以上）を設け、なほ専修科を置き得るのである。その上、年齢満十二歳以上満十九歳に至る男子は、法令で定められた一定の學校に現に在學する者、若しくは卒業した者、或は一定の學年を修了した者のほか、すべて青年學校に就學するの義務をもつこととなつた。

かくて青年學校が充實振作され、その教育を受ける者は實に五百萬の多數に上り、全國青年の八割以上を占め、産業振興、地方更生の中堅人物を養成すると共に、國防力の増強に貢献してゐる。しかも教育を單に學校内の教授訓練に止めず、これを家庭及び職場にまで延長し、學習と實務生活との全面的合一を期する點がその特色である。中にも男子に對して満十九歳に至るまでの義務教育制を布いたことは、徴兵適齡に至るまでの青年に對し

て、その教育を國家の手によつて管理し、以て皇國民の鍊成に間隙なからしめんことを期したものである。

#### 四、國民學校の成立と教育の刷新

#### 國民學校令

國民學校令は昭和十六年三月に公布された。これによつて從來の小學校は、同年四月一日を期して、全國一齊に國民學校と改稱され、教學刷新の方策に基づく初等教育制度が確立した。國民學校令第一條には、

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

と規定され、國民學校教育の本旨、その指導理念が明らかにされてゐる。この趣旨を具現するために、教育の目的、内容及び方法にも根本的な革新が斷行され、内に國力を充實し、外に八紘爲宇の肇國精神を顯現すべき教育體制が樹立されたのである。

#### 改革の要點

改革の要點を制度の上から見れば、

(一)明治五年の學制頒布以來、約七十年の長きに互つて使用された小學

或は小學校の名稱を廢して、これを國民學校と改稱したこと、

(二)修業年限を八箇年とし、多年の要望たりし義務教育年限の延長を斷行したこと、

(三)兒童の心身發達等を考慮して、これが課程を初等科(六年)と高等科(二年)とに分ち、さらに土地の事情に即應する教育を行ふために、このほかに特修科(二年)を置き得ることとした等である。

それと共に、從來、教育が動もすれば自由主義的個人主義的思想に災ひされ、かつ抽象的知育に墮する弊があつたのを根本的に是正し、わが國本來の姿を基とし、世界の趨勢に鑑みて眞の日本精神に徹した教育の實現を企圖したのである。即ち、

(一)わが國體に淵源する教育の精神を徹底し、皇國の道即ち教育に關する勅語に昭示し給へる臣道の修練を旨として、國民を鍊成すべきことを示して、國民教育の目的を確立したこと、

(二)從來の教科が動もすれば全體的統一を缺き、全一的な具體的人格の育成から遊離する懼れがあつたのに鑑み、皇運を扶翼し奉るべき國民の基礎的鍊成の立場から、新たに教科を設定し、さらにこれを科目に分節し、以て教育内容の整備と教育の徹底とを圖り、それに應じて教科用圖書に根本的刷新を加へたこと、

(三)教育方法の刷新を企て、教育を具體的實際的ならしめるため、知識の徹底を期すると共に、實踐を重んじ、所謂知徳相即、心身一體の修練を行はしめ、學ぶところをすべて國民の力たらしめ、學校を擧げて皇國民鍊成の道場たらしめんとしたこと

等である。

滿洲事變以來急速に進められた教學の刷新は、國民學校制度の實現をもつて一時期を劃したが、さらに大東亞戰爭の遂行は、大東亞建設の大任を完うすべき國民の資質を鍊成するために、國民學校教育を基礎とし、現下切實なる國家的要請に即應する中等教育、高等教育の全般的革新を緊急の要務

中等教育・  
高等教育の  
刷新

として促進するに至つた。この要求に基づいて、昭和十八年一月、新たに中等學校令が公布され、同時に高等學校令等が改正されたのである。その改正の眼目とするところは、

(一)嚮に國民學校令制定によつて面目を一新した初等基礎教育に照應して、皇國の道に則とる國民鍊成を一貫せる教育の目的として明示し、

(二)その趣旨に基づいて教育内容を刷新充實すると共に、これを簡素ならしめて、教授訓練の徹底を期し、

(三)教育の内容と相並んでその方法等をも刷新し、力めて修業年限を短縮し、學徒が實務に従事する時期をでき得る限り早からしめた等である。これを中等學校令について見れば、中學校、高等女學校及び實業學校は、從來各、別箇の學校令によつて規定されてゐたが、今やこれら諸學校は中等學校令によつて統一され、その高等普通教育を施すと實業教育を施すとを問はず、教育の目的を中堅皇國民鍊成の一途に歸せしむべきことが

師範教育の刷新

明確にされた。そののみならず、或は新たに教科及び修練が定められ、修業年限が短縮され、課程が簡素化され、或は夜間中等學校の制が設けられ、また中等學校の設置に計畫性が付與され、さらに教科用圖書が原則として國定と定められる等、一として國民教育の根本的刷新充實ならざるものはない。右の如く、大東亞戰爭の完遂、日本の世界的飛躍のために教育は全般的なしかも急速な改革を加へられてゐるが、その基礎となるのは國民學校における教育である。この國民學校における教師を養成するために師範教育令が昭和十八年三月に公布され、師範學校も新たな制度の下に再發足することとなつた。師範教育令の第一條には、

師範學校ハ皇國ノ道ニ則リテ國民學校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

と規定されて、皇國の道の先達たるべき修練を積ましめることが明らかにされてゐる。この本旨に基づいて、師範學校の程度が高められると共に官立となり、學校組織の整備と相俟つて、教科體系、教科内容も一新され、この教

科と一體的關聯において寮生活及び諸般の行事作業等が組織化されて修練課程となり、かくして學校の全施設生徒の全生活がすべて皇國の道の修練體制となつたのである。

また、青年學校の教師養成機關たる青年學校教員養成所は昭和十九年度より昇格して官立の青年師範學校となり、前述の師範學校と相並んで教員養成制度の整備充實を示してゐる。

### 第七節 皇國の世界的使命と教育

#### 一、大東亞戰爭と教育

教育精神作  
興大會に際  
して下し給  
へる勅語

大東亞戰爭は、東亞の禍亂を助長し東洋制覇の非望を逞しくせんとする米英に對して、皇國が厥然起つて一切の障害を破碎せんとする自存自衛の戰であるが、それは同時に、東亞に新秩序を建設することとなり、延いては世界の秩序に一大轉廻を齎らさんとするものである。さうして、かかる世界秩序の轉換は、昭和六年九月における滿洲事變の勃發にその端を發すると

言ふことができよう。越えて同七年には滿洲國の輝かしい誕生となり、同八年にはわが國は國際聯盟を脱退し不羈の立場に立つて、東亞の安定を確保し、以て世界平和に貢獻せんとする皇國不動の國策の遂行に巨歩を進める態度を明らかにした。この内外多事の時勢に際して、昭和九年四月三日、全國二十五萬の小學校教員は、宮城二重橋前の廣場に三萬六千餘名の代表者を送つて、皇太子殿下の御誕生を奉祝し併せて教育報國の至誠を披瀝せんとする全國小學校教員精神作興大會を開催した。

今上陛下には開會に先だつて親閱を賜ひ、

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

との勅語を下し給うた。參列者一同聖恩の宏大無邊なるに感激措くところを知らず、次いで大會に入るや、

一、吾等は協心戮力、國民道德の爲に邁進し、愈々國民精神を發揚して肇國の宏謨を教育の上に光輝あらしめむことを期す。

一、吾等は至誠一貫、職分を楽しみ、身を以て範を示し、師表たる本分を完うせむことを期す。

と決議して、教育者たる者の本分を自覺し、教育奉公の道に邁進すべき決意を固めたのである。

今上陛下には常に教育のことに軫念あらせられ、昭和十四年五月二十二日には、青少年學徒代表者を親閲あらせられると共に、全青少年學徒に對して勅語を賜はり、また昭和十五年十月三十日には、教育に關する勅語、渙發五十年記念式典に際して勅語を賜はり、昭和十六年五月二十二日には、全國青年學校生徒代表者を親閲あらせられたのであるが、さらに昭和十七年十月三十日には、學制頒布七十年記念式典に際し、次の如き御沙汰を賜はつて、大東亞戰爭下教學の任にある者の嚮ふべきところを昭示し給うた。

學制頒布七十年記念式に際し賜はりたる御沙汰

皇祖考學制ヲ頒布シ給ヒシヨリ茲ニ七十年學藝大ニ興リ教化洽ク行ハレ以テ今日ノ昌運ヲ開ケリ朕深ク之ヲ懼フ  
我國今ヤ曠古ノ難局ニ際會セリ時難ヲ救濟シ皇基ヲ振起スルハ教學

ニ須ツ所多シ其任ニ當ル者宜シク銳意勵精國民精神ノ發揚ト學術技藝ノ振興トニ力ヲ致シ撥亂反正進ンテ世界ノ文化ニ寄與セムコトヲ期スヘシ

聖慮まことに宏遠、事に教學に當る者は粉骨碎身、以て大御心に副ひ奉る覺悟を固めなければならぬ。皇國の世界的使命を果すための根基に培ふ教育は、ひたすらこの大御心を奉體することによつて、始めて實現を期することができるのである。顧みれば、廣く知識を世界に求めることに始つた明治維新以來、茲に七十有餘年、今や進んで世界の文化に寄與せんとするわが國の姿をよく考へなければならぬ。

思ふに大東亞の諸地域においては、御稜威の下、皇軍將士の力戰奮闘が展開され、世界戦史にその比類を見ない大戦果を擧げてゐる。實に大東亞戦争は、國家の總力を擧げて一面において戦ひつつ、他面においては建設を進める繼續的な不退轉の戦である。さうして、大東亞の廣大な地域に互る戦闘は、皇國防衛のために、永年この地域に根強く蔓つてゐた米英の勢力を破

大東亞戦争と教育の課題



碎してここに新たな秩序を築き、大東亞の諸民族を指導して潑刺たる建設に協力せしめんとするものである。かくて今やわが國の教育は少くとも二つの重大な課題に直面してゐる。一つには國內總力の結集に參與して總力の根柢に培ふことであり、二つには東亞諸地域の住民の先達となるべき大國民を育成することである。

大東亞戰爭は單に武力のみの戰爭ではなくて、軍事と言はず、政治と言はず、經濟と言はず、あらゆる文化、あらゆる生活がこれに直接の關係をもち、戰爭目的の達成に向かつては、銃後の國民生活もその意義の重大な點において、戦線における將士の戦闘と選ぶところはなく、一億一心こそその要諦である。されば教育もこの國民總力の一翼として、銳意勵精國民精神の發揚と學術技藝の振興とに力を致さなければならぬ。これ前述の如き教學の刷新が要請される所以であつて、教學を刷新してその本義を徹底せしめ、國力に培ふ體制を急速に整備することが、とりもなほさず教育が總力戰を遂行することを意味するのである。

## 總力戰と教育

しかも、教學の刷新を行ふことは、單に教育が他の諸領域と相並んで國家の總力に加はることを意味するだけではない。教育こそは總力を根柢において啓培するものである。あらゆる國民生活、あらゆる國民文化の基礎を形づくり、あらゆる國民の魂の裡に、わが肇國の理想を發展せしめ、聖旨を奉體して國民に嚮ふべきところを示し、以て戰爭の完遂に邁進せしめるものは教育である。この意味で國民教育の任務が如何に重要であるかといふことが、今さらの如く痛感されるのである。

大東亞諸地域においては、苛烈なる戦局の下、或は武力戰に引き續いて、或は武力戰と共に、今や政治、經濟を始として各般に互る文化の建設が着々と進められてゐる。その本旨とするところは、各地域の住民をして、東亞人たるの自覺に立ち、東亞古來の善美なる傳統を復活して、各民族の創造性を伸暢し、新たな東亞人の生活、大東亞の文化を樹立昂揚せしめ、以て道義に基づき共存共榮の新秩序建設に協力せしめるにある。それがためには、何よりも先づ指導的地位に立つわが國民が、彼等の尊敬と信賴とを受くべき大國民

## 大國民の育成

民の資質を具備してゐなければならぬ。肇國以來二千六百有餘年、生々發展を續け來つたわが國民は、今やかから大東亞の先達として、御稜威を八紘に光被せしめ、諸民族をして各、その所を得しめ、大東亞の親和を確立するといふ使命を擔ふに至つた。わが國民はいよいよ任務の重大なるを自覺すると共に、自己の修養に渾身の努力を傾けなければならぬ。さうして、かくの如き先達としての大國民の育成こそ、大東亞戦争と共に起つたわが國教育の新たな使命である。戦争の目的とするところも、結局はこのやうな大國民を育成することによらなければ、その達成を望むことはできない。

## 大東亞建設者の教育

右に述べたやうに、大東亞戦争下にあつて、教育は二つの重大な課題を擔つてゐる。しかし、この二つの目的を達成するため、基礎的な方策は一であつて、決して二あるのではない。即ち大東亞戦争下において、總力を擧げて戦ふわが國民は、また大東亞建設の先達でもあるから、すべては先づわが國において健全有爲な皇國の民を育成するといふ一途に歸するのである。健全有爲な皇國民こそは、上述の如き二重の意味での大東亞建設者なのである。

ある。これがためには、わが國の教育そのものが世界に卓越するものとならなければならない。しかしてわが國の教育が、古來傳承されて來た独自の教育の形に基づくべきは言ふまでもない。既に考察した教育の史的發達を通じて見ても、明らかやうに、御民われらは教育の根本を肇國の精神において見出し、これを教學の精神として常に振作して今日に至つてゐる。この教學精神の下において、國民文化の傳承・發展に努め、さらに生活に即して絶えざる修練を重ねしめることによつて國民の鍊成を期してゐるのである。この精神に基づいて、現下の非常時局に即應する皇國民の鍊成を行ふことこそ正に今日の課題であつて、かくして始めて、わが國は大東亞戦争に勝ち抜くこともでき、また諸民族の信頼を集め、以て大東亞を建設することもできるのである。

## 二、皇國の世界的使命と教育者の覺悟

國土防衛のため、大東亞戦争を遂行して東亞に新秩序を建設することは、單に東亞諸民族に對して重大な意味をもつのみでなく、道義的世界建設の

皇國の世界  
的使命

企圖として、實に世界的な意味をもつのである。大東亞戦争の本旨とするところは、大義を八紘に宣揚し坤輿を一字たらしめんとし給ふ聖旨に基づき、御稜威の下、國內體制の強化に力め、必勝の信念を堅持して、飽くまでも米英を撃滅することにより、萬邦協和互助敦睦の秩序を建設し、兆民をして各、その所を得しめ、以て宸襟を安んじ奉ることにはかならない。政治的には歐米の東洋侵略を排除し、大東亞諸地域を助けて歐米の桎梏より脱却せしめ、經濟的には歐米の搾取を根絶して共存共榮の經濟體制を確立し、文化的には東洋文化を興隆せしめ、正しき世界文化の創造に寄與せんとする、これを御民われらの使命である。ここに世界秩序の一大轉換が行はれ、この轉換の原動力に培ふものとしてわが國教育に至大なる要求が課される。

かくてわが國が現に國力を擧げて努めつつあることは、直ちにまた全世界の秩序に影響し、世界の進運に貢獻するのである。このやうな皇國の世界的使命を果さんとする時期に際會して、わが國は、先づ聖旨を奉體して戦争の完遂に挺身し、世界新秩序建設の陣頭に立つべき國民を育成するにふ

さはしい教育體制を樹立しなければならぬ。このことが今や教育の全般的な改革として展開されてゐるのであつて、この改革の精神を具現することこそ、銳意勵精國民精神ノ發揚ト學術技藝ノ振興トニ力ヲ致シ撥亂反正進シテ世界ノ文化ニ寄與セムコトヲ期スヘシと仰せられた大御心に副ひ奉る所以である。

## 發育者の覺悟

このやうな時期において教育者に課された任務は重大である。思ふに、教育者は國體の本義に徹し、皇國の使命を自覺し、皇國の道の先達とならなければならぬからである。しかもかくの如き任務の遂行も、教育者みづからの行ふ修練によつて始めて可能となることを考へるときに、將來身を教職に挺せんとする者に對しては、今日さらに新たな覺悟が求められてゐると言はなければならぬ。

研究問題

- 一、わが國教學精神の史的顯現を、肇國の初より現在に至るまで通じて纏めて考へよ。
- 二、西洋教育思想がわが國教育發展に如何なる點で寄與したか、また如何なる點でわが國教育を混亂させたかといふことについて考へよ。
- 三、學制頒布以來現在の國民學校に至るまで初等教育の教科目が如何に變更したかを調査せよ。
- 四、教學刷新の方途として最近如何なることが行はれてゐるか。

附 錄

最近における西洋教育思想  
教育史年表

## 最近における西洋教育思想

わが國教育思想の發展

## 一、最近西洋教育思想の概観

わが國教育の發展に應じて、教育そのものを體系的に考察せんとする要求が生じ、この要求に基づいて、スペンサーやヘルバルト等の教育思想が研究されるに至つたことは第三節に述べたが如くである。その後における國運の進展と教育の充實とは、教育界に一段と活潑な氣運と廣汎な視野とを齎らし、教育理論の展開深化に對する努力を強めると共に、教育方法についても清新な工夫と大膽な試行とを促すに至つた。明治末年から大正時代を経て昭和初頭に至る間は、教育界の一部に革新的氣運が昂揚された時期である。

最近西洋教育思想の潮流

かかる折しも、西洋諸國においては十九世紀末葉から二十世紀にかけて科學哲學の進歩も著しく、特に第一次歐洲大戰を轉機として、經濟的社會的情勢に新たな面が開かれ、民主主義的、自由主義的風潮が漲るに至つた。こ

の趨勢は教育にも反映し、個性の尊重、教育の合理化等を中心題目とする各種の新思想が提唱され、革新的企圖が盛んに行はれた。その主な潮流としては、先づ一方に兒童の個性や自發活動を尊重して新教育方法を打ち建てんとする兒童本位の教育思想が現れ、他方には教育と社會との關係に着眼する社會的教育思想が起つた。また自然科學の進歩が生理的、心理的方面に新研究を促すに及び、その基礎に立つて教育問題をも考察處理せんとする實驗的教育思想が勃興し、これに對して、人生の價値的、理想的方面を強調する哲學的教育思想も大に行はれた。さらにこれらの教育思潮と關聯して、郷土教育論、勤勞教育論、綜合教授論等各種の新提唱、新企圖も現れた。しかるに民主主義的、自由主義的なる社會秩序、經濟體制の行き詰りと共に、それを打開せんとする國々のうちに、これらの思想や方法に伴なふ自由主義的、超國家的色彩を拂拭して、國家の立場から、歴史的傳統に即して、獨自の教育を打建てんとする國家的教育思想が勃興したのである。

その批判的攝取

かくの如き西洋の教育思想に對して、わが國教育界はこれを研究して攝

取せんとした。その勢の趨くところ、中には外來の新思想に魅惑されて、國情と教學精神とに適合しない極端な試みを敢てするものもあつて、その弊害も鮮少ではなかつた。しかし、若し健全な態度を保持し、わが國教學の精神に鑑み、これを批判的に研究し、その短を捨て非を去り、長所美點を消化吸収して、わが國独自の教育の建設に利用すれば、西洋教育思想もわが國運發展の一助となり得ることは言ふまでもない。次に最近西洋教育思想の主な潮流をその代表者の所説について略述し、それらがわが國教育界の如何なる要求に基づいて研究され、如何に批判的に處理されたか、また處理さるべきであるかを検討しよう。

## 二、兒童本位の教育思想

わが國の兒童觀

わが國においては、古來兒童を子寶として愛重する風習が著しく、隨つて師弟關係もこれによつて親密を加へて來た。中世後期になると、佛教において兒童を文殊菩薩に象どるものと見做し、兒童敬重の風を一層發展せしめ、さらに近世に入るや、兒童愛撫の風が高まると共に、その心身觀察も精密

を加へた。かくして徒らに成人の見解のみをもつて幼童に臨むことなく、童蒙の成人に求める點をも慎重に考慮して教育すべきことが次第に考慮されるに至つた。しかも、これはわが國の家族制度の特質を發揮し、祖孫一體となつて皇國の道を履踐しようとする傳統的精神に根ざし、慈愛と嚴正とを兼備したわが國固有の親心に基づくのである。兒童の權利を尊重してこれに阿諛し、兒童を増長せしめるが如き態度では決してないことに留意しなければならぬ。

西洋諸國においては、學藝復興以來の自由を尙び個性を重んずる傾向が、兒童觀に影響して兒童本位の教育思想となつた。かくの如き兒童本位の思想は、最近においても多くの論者によつて唱道され、二十世紀は兒童の世紀と呼ばれ、「兒童から」といふことが教育革新の標語となつたほどである。この思想の主な代表者はスウェーデンのエレン・ケイである。ケイは從來の學校教育を非難し、未來の理想的學校の構想として、個人主義的、自由主義的教育を主張した。その著「兒童の世紀」においては、兒童本來の善性と自己

ケ、

發展力とを「兒童の權利」として尊重すべしと説き、これを抑壓するの不可なることを力説した。さうして學校は、本來、劃一的な學級教授や他律的な訓練等によるべきではないと論じ、未來の學校では兒童の個性を尊重してその發達に必要な施設を提供し、圖書館、研究室において自律的に學習させ、舞踊や遊戯によつて美的情操を涵養し、學級編制を廢し、教科書を用ひずして大家の原著を讀ませ、試験は兒童の希望に應じて口頭をもつて行ひ、修了卒業の證書を與へず、賞罰を全廢すべしと説いた。

### モンテッソリ

イタリヤのモンテッソリも兒童生活の本質を自己活動による内部的諸能力の發達にあるとなし、感覺運動と遊戯と作業とを中心とする自動的教育法を主張した。さうして教師は自己の意志に兒童を服従せしむべきでなく、寧ろ兒童みづからをして自己の興味によつて活動せしめなければならぬと論じた。これはモンテッソリが主として低能兒及び幼兒の教育に關して提唱したことであるが、アメリカ人パーカーストはそれを兒童教育全般の上に擴張した。パーカーストがドルトン市の學校教育に試みた

### パーカースト

新方法は「ドルトン案」として廣く世に知られた。それによれば、教科別に「學習室」を設けて、専科の教師と學習資料とを具へ、學級教授や日課表を廢して、兒童各自にそれを學習する方案を立てさせ、これに従つて各學習室において自習させるのである。

わが國においては、ヘルバルト學派の教育思想を攝取して以來、動もすれば方法に捉はれ、形式に流れる弊があつたので、兒童本位の教育思想が明治の末頃から大正を経て昭和の初頭に至るまで教育界の關心を惹いた。「自由教育」とか「新教育」とかの標語の下に行はれた教育革新運動の中には、多かれ少かれこの傾向が含まれてゐた。それは劃一的な注入教授を排して兒童の自律や自發活動を重んじ、個性に即應する方法を工夫せしめた點に功績があつたが、その思想の根柢に存する自由主義・個人主義の弊は頗る大なるものがあつた。即ち、これらの新教育運動中には學校・學級の如き團體的教育形態を非難して、兒童各自の放肆を助長し、共同生活の訓練を無視し、特に國家的見地による教育目標や教師の權威・見識等の重要契機を喪失させ

### わが國の批判的攝取

る危険に陥る者があつた。かくの如き個人主義、自由主義はわが國體國情に適合せざるは勿論わが國民の美風たる眞の兒童愛や、親心にも反するものであつて、到底許容せらるべきではない。

### 三、社會的教育思想

個人主義的教育思想の偏曲を是正せんとする一つの立場は社會的教育思想に見出される。西洋諸國においては、學藝復興以來、個人をもつて最も根本的なものと考へ、その結合として國家社會を説明せんとする傾向が強い。これ、個人の完成、個性の發展等を中心とする教育思想がその根強い傳統となる所以である。しかるに十九世紀に入るや、社會學の發達、社會問題の擡頭、國家意識の昂揚等と相俟つて社會的教育思想が發展するに至つた。わが國においては、明治三十年頃以降、國家意識の昂揚に伴ひ、ヘルバルト學派の教育思想に對して不滿が感ぜられ、社會的教育思想が注目され、研究された。この思想にも幾多の代表者があり、ひとしく社會的とは言ふが、それぞれ獨自の立場に立つてゐる。しかしてわが國において主として研

### 社會と教育

究されたのは、ドイツのベルゲマンとナトルプ、アメリカ合衆國のデューイ等である。

### ベルゲマン

ベルゲマンは經驗科學、特に生物學を基礎として社會的教育説を唱へた。彼によれば従來個人をもつて絶對的のものとなし、個人の利益幸福のために社會が成立するといふが如き個人主義的社會觀が行はれ、これに基づく教育説が唱へられてゐるが、それらは全く社會の本質を知らざる謬見である。生物が全く遺傳と環境との所産であるやうに、個人は遺傳環境、社會文化等によつて社會的に制約されてゐる。社會は一種の有機體であつて個人はかかる社會の一員としてのみ價值をもつものであるから、人間生活の目的隨つて教育の目的も國家社會の維持發展にある。しかも人類の最高目的は人類文化の進歩にあるとして、彼は教育の目的を社會文化の發展に寄與する有用な一員を養成することにあると論じてゐる。

### デューイ

デューイは現實を重んじ社會的見地に立つてその教育説を構成した。彼によればすべての生物は自己を環境に順應させると共に、環境を自己に



順應させることにより、生活の維持・発展を圖つてゐる。人間にとつて最も重要な環境は社會であり、教育は社會に存する知識・感情・行動の様式を、未熟な子弟に傳達して彼等を社會に順應せしめると共に、かくして社會の存續・発展を圖ることを任務とする。さうして教育者は直接に子弟にはたらきかけるのではなくて、社會的環境を介して間接に子弟の成長・發達を促すべきである。しかるに實際の社會は複雑であり、かつ不純の側面をも具へてゐて、そのままに未熟な子弟の教育的環境とすることができないから、特に意圖的・計畫的に教育的環境をつくる必要がある。それが即ち學校である。學校においては、實社會の文化を單純化し秩序立てて、子弟に與へ、實社會を純化し理想化して、子弟を圍繞せしめ、實社會の各方面各階層の生活要素を平均調和させて子弟に接觸せしめなければならぬ。さうして教育の方法は先づ子弟をかかゝる教育的環境に置き、その中から彼等の思考を刺戟する問題を發見させ、その問題を解決するに必要な活動とその結果との結合を想起させ、それを實行して問題を解決させ、最後にその結果を吟味してこ

れが當否を検證させるところの過程から成立する。知識を生活の道具として、生活の開拓・促進のためにはたらかせ、生活への効果によつてその價值を評定せんとする實用主義的知識觀が右の如き教育方法を生み出したのである。

## ナトルプ

ナトルプは新カント哲學の基礎に立つて、個人の陶冶は社會によつてのみ行はれ、また社會は個人を陶冶することによつてのみ存續し發展すると説いた。陶冶の社會的制約と社會の陶冶的制約、これが彼の社會的教育學の主題である。なほ彼の教育思想は哲學的教育思想として後述する。

## わが國の批判的攝取

ベルゲマンの所説は個人的教育説の缺陷を指摘し、生物學的・社會學的見地に立つて、社會的環境や社會的傳統を重んじ、西洋教育學説に新生命を開いたものである。しかし、わが國においては、よのなかと言へば國家を意味し、皇國を措いて社會は考へられないのであつて、皇國社會觀とベルゲマンの社會觀との逕庭が實に甚だしいことに思ひを致さなければならぬ。しかもその教育説は、生物學的見地に偏し、また教育そのものを理論的に究

明し、かつこれを實際的に指導する面においても、未だ極めて不十分なものであつた。デューイの所説は、社會的環境としての學校の特質教育と生活との關聯、自學的教育方法等に關する新たな考へ方を示すものとして、わが國教育の理論及び實際に示唆を與へることが少くなかつた。しかし、彼の思想はその主著「民主主義と教育」の示すが如く、米國流の民主主義的社會觀の根柢に立ち、その立場から社會と教育との關係や自律的教育方法等が考へられてゐるのであつて、わが國の教育原理として採用すべきではない。

#### 四、實驗的教育思想

明治維新以後のわが國が廣く世界に求めた知識の中で、自然科学的知識は最も重要なものの一つであつた。西洋においては自然科学の應用は、産業や生活様式を始として文化の各分野に新生面を開拓し、その影響は教育學研究の方法にも及んだ。觀察實驗・統計等の方法によつて教育事實の究明を企てる實驗教育學はかくして起つたものである。わが國においても、明治末年より教育事實の實驗的研究に對する要求が高まり、實驗教育學が

自然科学と  
教育

紹介研究されたが、西洋におけるその先導者と見るべきは、ドイツのモイマンとライトである。

モイマン

モイマンは教育事實を教育的見地から歸納的・實驗的・統計的に研究すべきであるとした。即ち兒童心身發達の一般的過程や個々の精神機能の發現及び發達の遲速等を研究して教育の改善に資すること、兒童各個の素質を檢査し特性を調査して教育の個性化を圖ること、學習の心理過程や疲勞程度等を研究して學習の能率化に力めることなどがその課題である。彼によれば、實驗教育學は教育の全領域を蔽ふものではなくて、教育の目的設定の如きは哲學に仰ぐべく、學校制度の如きも他の見地から考究せらるべきものである。ただこれらの問題も畢竟は兒童の心理を基礎としてそれに適合せしめなければならぬから、この點において實驗教育學は教育に事實的・經驗的基礎を提供すると説くのである。

モイマン等の實驗教育學が紹介研究されたのは既に明治末葉である。その後西洋においてはアメリカ・フランス等にも同じ方向に屬する研究が

わが國の批  
判的擷取

盛んに行はれ、わが國においては、大正年代に入つて、知能検査、教育測定、學習心理、職業指導等の重要な領域が理論的基礎を得て、實地に開拓されるに至つた。しかし、實驗教育學的研究が可能なのは、教育の經驗的な一面のみであり、しかもその研究も皇國教學の傳統理想等に照らして始めて價值を生ずるものであることを考へなければならぬ。

#### 五、哲學的教育思想

わが國の教育は、古來儒教や佛教などの攝取によつて、思想的にも次第に鍊磨されて來たのであるが、明治以後、さらに西洋哲學の攝取によつて、その論理的解明の上に一段の進歩を遂げた。かくてわが國の教育學者や教育者の間に教育の問題を哲學的に考察せんとする要求が生じ、この要求に基づいて、廣く外國の思想に眼を向け、主として二十世紀に優勢となつたドイツ哲學の教育思想を研究した。その主なものには、新カント學派、デイルタイ學派等である。

ナトルプ

新カント學派のナトルプによれば、陶冶とは人間の自然的經驗的性格を

ば、人間の當にあるべき理念によつて統一し形成して行くことであつて、それは四種の根本的な方向において行はれる。第一は認識作用であつて、感覺的經驗を思惟の論理的法則によつて科學的世界に構成することであり、第二は意志作用であつて、經驗界に拘束される衝動を一定の主觀的規準に統一する狹義の意志へ、それをさらに普遍的法則によつて統一する理性意志へと高めて道德的世界を構成することであり、第三は情的作用であつて、感覺的現象を美的法則に統一して藝術的世界を構成することであり、第四は信仰の作用であつて、上述の諸世界を超越的世界、即ち神の世界に關係づけて宗教的世界を構成することである。しかもかかる諸作用が意志を基調として全體が諧調を保つところに人間の完全性が求められ、ここに陶冶の目的がある。さうして、陶冶の内容は科學、道德、藝術、宗教といふ客觀的文化の内容であり、さらに陶冶の一般的过程、即ち方法も上述の諸領域の法則によつて規定される。かくして陶冶の目的、内容、方法の一般的原理は、論理學、認識論、倫理學、美學、宗教哲學を併せた全體としての哲學によつて基礎づ

けられる。しかも、かかる陶冶の理論が狹義の教育、即ち人が人の意志に影響してこれを振起する作用として展開するとき社会的教育學となるのである。

デイルタイ  
學派

デイルタイは精神科學の基礎づけをもつてその使命とした。デイルタイの生の哲學、構造心理學、世界觀學、解釋學等は人間の精神及びそれが客觀化された文化の世界の解明に多大の貢獻をなしたのであるが、シュブランガーはその思想を教育學に展開した。

シュブラン  
ガー

シュブランガーによれば教育は歴史的社會文化を未熟な子弟に傳達して蕃殖せしめることである。換言すれば、個人の價值體驗としての主觀的精神を客觀化する文化創造に對し、客觀的精神即ち文化を主觀化することによる文化蕃殖が教育である。文化教育學とはかくの如き教育思想に名づけられたものである。教育者の立場から言へば、未熟な子弟の價值可能性(陶冶性)を愛し、これに成熟した文化を與へ、子弟の價值受容力(理解力)と價值形成力(創造力)とを内部から發展せしめ、かくて文化の傳達を介して文化

わが國の批  
判的攝取

の創造を促すのが教育の使命である。またシュブランガーは、精神發達の段階に基づいて、陶冶の段階を基礎的陶冶、専門的または職業的陶冶、高次の一般的陶冶の三段階に大別して論じてゐる。

西洋哲學は理論的分析の精密なる點に特色を有する。それに基づく教育學説がわが國教育界の一部に迎へられたのもこの特色によると考へられる。しかし、その結果、東洋哲學の一般に事理を一如とする長所が忘れられ、動もすれば具體的な國民生活から遊離して抽象に趨り、理論のための理論となる傾向を生んだのは誠に遺憾であつた。

新カント學派の教育學は、大正時代を中心としてわが國に行はれ、批判的「教育學」や「教育哲學」などの名において教育問題の哲學的考察を促し、教育理論の深化と體系化とに貢獻した。しかし、ナトルプの教育學は具體的内容に乏しく、わが國の歴史的な文化を内容とする獨自の教育學の建設に裨益するところは少い。デイルタイ學派の教育學は、所謂「文化教育學」として、大正の末期から昭和の初期にかけてわが國に行はれ、わが國教育思想の發展に

與つて力があつた。文化との關聯において把握された教育本質論及び精神構造論から導かれた心理學の新研究、理解の方法論、即ち解釋學に基づく教授方法などがそれである。しかしながら文化教育學はドイツ人の特性と歴史とから生まれたものであるとはいへ、精神や文化に關する一般的考察が主となつてゐるから、わが國における文化教育學の研究も、具體的なわが國民の使命に基づく皇國民鍊成の教育理論を開拓することはできなかつた。蓋し眞に具體的な眞實を把握することを任務とする哲學は、當然自國の歴史的使命に思を致し、國民的世界觀の確立に向かはなければならぬからである。わが國の教育界は、國民學校の成立と共に、その哲學的思想を國民的世界觀の確立に向け、そこに皇國の使命を體得し、そこから皇國民鍊成の要諦を導き出さんとしてゐるのである。

#### 六、國家主義の教育思想

#### 國家主義の教育

第一次歐洲大戰が聯合國側の勝利に終るや、英米的な思想と文化とは世界を風靡するかの如くに見えた。上述せる各種の西洋教育思想が、殆ん

ど共通に超國家的個人主義的、自由主義的基調を示してゐるのは、かかる情勢を反映するものである。しかるにその後、民主主義的、自由主義的な社會秩序、經濟體制は必然に行き詰りを生じ、これを打破して新たな秩序、新たな體制を建設せんとする機運が動き始めるに至つた。ドイツにおいてヒットラーを指導者とする國民社會黨(ナチス)が一千九百三十三年に政權を獲得するや、全ドイツの國家施策は根本的に改革され、教育及び教育思想にも劃期的刷新が行はれた。類似の事情は、その他の諸國にも存したので、同様の方向に向かつて教育が刷新され、それぞれ自國の歴史的傳統に基づいて國民を教育せんとする國家主義的教育が勃興してゐる。

#### ドイツの教育

現在のドイツ教育は、端的に言へば、原始ゲルマン民族、特にその北方民族の性格と傳統とを現代に復活せしめんとするものである。それは、異民族との混血による身體的精神的墮落を警戒して、血統の純潔を維持し、放浪的、超國家的、都會的弊風を排して、ドイツの國土に深く根を下せる農村的堅實性を確保し、「血と土」の自然的運命的基礎に立つて、國民的性格を育成し、獻

身的態度と鞏固な團結統制と果敢な英雄的行動とをもつて、ドイツ國民生活と文化とを創造することを目的とする。

かかる目的を達成するためには、強健なる身體と確乎たる性格との鍊磨に重點を置き、意志の強化、責任觀念、義務意識の徹底、指導服従の訓練を尊重する。さうして教育の内容としては、生物學、民族學、保健學、歴史、地理等を重んじ、女子に對しては、特に家庭の主婦たる資質を眼目とし、かくして一般に知育偏重を避け、體育と訓練とを基調として、確實な知識をそれに結合せしめ、國民を殘らず國民的類型にまで陶冶することが教育の要諦とされてゐる。

かくの如き教育事實を基礎づけ促進するための教育理論の主な代表者はクリーク、ポイムラー等である。クリークは夙に從來の教育學が主として學校教育を對象とし、青少年を一定の意圖と方法とをもつて指導するための規則指針を與へるのに對して、社會生活そのものが常に到る處でその成員を同化する教育機能に着眼して、教育の學を人間形成の學とした。狹

### 政治的教育學

き意圖的教育は、かかる廣き機能的教育を前提として、これを補足し完成することを任務とする。クリークはかくの如き立場をドイツの歴史的現實に適用して、ドイツ民族を國民的、政治的に教育すべきこと、即ち國民的な自覺と特性とを具へて、國家の歴史的使命を實踐する國民を教育すべきことを主張し、それを「國民的、政治的教育」として論じてゐる。ポイムラーもまた人間は本來觀照的であるよりも實踐的、創造的であり、それ故に常に國家全體に着眼して、そこから自己の使命を見出し、一切の知識も行動も國家のために向けなければならないとし、かかる人間を「政治的人間」と名づけた。政治的人間の陶冶をもつて教育の任務とする彼の教育學説が「政治的教育學」と呼ばれるのはこの故である。

わが國とドイツとは國家内外の情勢において相似た點があり、樞軸國家として世界新秩序建設の聖戰を遂行してゐるために、彼我の教學刷新運動は相互に刺戟となり參考になることが多い。しかしながらわが國は、古來祭政教一致の萬邦無比の國體を有し、この傳統に基づいて獨自の教育體制

わが國教育  
の自主性

を樹立したのであつて、この傳統的精神に則とつて、飽くまでも自主的に教育の體制を強化し、一路皇國民の鍊成に邁進してゐるのである。

教育史年表

御代	紀元	年	號	事	項
一 神武天皇	元	元年	元年	大和橿原宮に即位し給ふ	
四 懿德天皇	一八三	四年	四年	靈時を鳥見山中に設け皇祖天神を祀り給ふ	
一〇 崇神天皇	二八四	三三年	三三年	孔子歿す	
二 垂仁天皇	三三三	三四年	三四年	釋迦歿す	
四 仲哀天皇	三六〇	六年	六年	神鏡を大和笠縫邑に遷し祀らしめ給ふ	
五 應神天皇	三九四	一〇年	一〇年	四道將軍を發遣し給ふ	
	三九四	二五年	二五年	伊勢に皇大神宮を創建し給ふ	
	三九四	九年	九年	神功皇后新羅を征し給ふ	
	三九四	八四年	八四年	阿直岐來朝す	
	三九四	八五年	八五年	王仁儒書を傳ふ(西文氏の祖)	
	三九四	八九年	八九年	阿知使主歸化す(東文氏の祖)	
七 履中天皇	一〇三三	四年	四年	諸國に史官を置き給ふ	

三雄略天皇	二二六	二二年	豐受大神を伊勢に遷祀し給ふ
三繼體天皇	一七五	七年	百濟より五經博士段楊爾來朝す
三欽明天皇	一三三	一三年	百濟聖明王佛像經論を獻す
三推古天皇	一六四	一四年	百濟に醫易曆の博士を求め給ふ
	一七〇	一二年	憲法十七條を制定し給ふ
	一七七	一五年	敬神の詔を下し給ふ 小野妹子を隋に遣はし給ふ 法隆學問寺創立
三孝德天皇	二〇五	大化元年	始めて年號を建て給ふ 僧旻及び高向玄理を國博士となし給ふ
	二〇六	同 二年	改新の詔を宣布し給ふ
三天智天皇	不詳	不詳	始めて學校を設け給ふ
三文武天皇	二二六	大寶元年	大寶律令撰上
三元明天皇	二七〇	和銅三年	平城京に遷り給ふ
三元正天皇	二七三	同 五年	古事記撰上
三聖武天皇	二八〇	養老四年	日本書紀撰上
	二八六	神龜五年	明法文章の二博士及び直講を置き給ふ

三孝謙天皇	一四二	天平一三年	國毎に國分寺を設けしめ給ふ
	一四七	天平寶字元年	家毎に孝經を備へしめ給ふ 大學寮田を置き給ふ
三桓武天皇	一四八	延暦七年	最澄比叡山に延暦寺を建つ
	一四九	同 一三年	平安京に遷り給ふ 勸學田を越前加賀郡に置き給ふ
	一五五	同 一四年	最澄歸朝し天台宗を弘む
三平城天皇	一六六	大同元年	空海歸朝し眞言宗を開く 大學入學を獎勵し給ふ
三嵯峨天皇	一八一	弘仁一二年	藤原冬嗣勸學院を建つ
三淳和天皇	一八四	天長元年	大學入學を獎勵し給ふ
	一八八	同 五年	この頃空海綜藝種智院を開く
三陽成天皇	一八二	元慶五年	在原行平獎學院を創む
三宇多天皇	一五五	寬平六年	遣唐使派遣を停止し給ふ
三後冷泉天皇	一七六	治暦二年	藤原明衡(明衡往來の著者)歿す
三白河天皇	一七五	應德二年	程明道歿す



一七七	嘉承二年	程伊川歿す
一八七	治承元年	大學寮焼失す
一八三	建久二年	榮西歸朝し臨濟宗を傳ふ
一八〇	同三年	源頼朝征夷大將軍に補せらる 陸象山歿す
一八七	正治二年	朱熹歿す
一八三	元仁元年	親鸞淨土眞宗を開く
一八〇	安貞元年	道元歸朝し曹洞宗を傳ふ
一八七	貞永元年	北條泰時貞永式目を定む
一九三	建長四年	十訓抄成る
一九三	同五年	日蓮日蓮宗を開く
一九六	建治二年	北條實時歿す これより先實時金澤文庫を創む
一九四	建武元年	建武新政の開始
一九九	延元四年	北畠親房神皇正統記を著す
二〇九	永享二年	上杉憲實足利學校を再興す
二八八	享祿元年	王陽明歿す

三〇九	天文一八年	ザビエル鹿兒島に來り天主教を傳ふ
三三六	永祿一二年	織田信長上洛す
三四一	天正九年	安土にセミナリオを建つ
三四七	同 一五年	豊臣秀吉天主教を禁ず
三五三	文祿二年	孝經を出版せしめ給ふ
二五〇	慶長五年	徳川家康貞觀政要を刊行せしむ
三六一	同 六年	家康學校を伏見に設く
三六三	同 七年	江戸城内に富士見亭文庫を建つ
三六三	同 八年	家康征夷大將軍に補せらる
三六三	同 一二年	林羅山將軍侍講となる
三六三	同 一八年	天主教を嚴禁す
三六五	元和元年	武家諸法度を頒つ
三六九	同 五年	藤原惺窩歿す
三八一	同 七年	皇宋事實類苑を出版せしめ給ふ
三八六	寛永三年	ペーコン歿す
三八七	同 四年	吉田光由塵劫記を著す

一〇 明正天皇	三三〇	寛永七年	羅山上野忍岡に學寮を建つ この頃名古屋明倫堂起る
一一 後光明天皇	三三〇	同 一二年	ラテイヒウス歿す
一二 後西天皇	三三七	正保四年	中江藤樹(二三〇八歿)翁問答を著す 長崎明倫堂の起り
一三 靈元天皇	三三三	明暦三年	徳川光圀大日本史編纂に着手す
	三三五	寛文二年	この頃伊藤仁齋(二三六五歿)古義堂を起す
	三三六	同 五年	山鹿素行(二三四五歿)聖教要録を著す 山崎闇齋(二三四二歿)保科正之に聘せらる
	三三六	同 六年	この頃會津の日新館興る
	三三九	同 九年	中朝事實成る
	三四〇	同 一〇年	コメニウス歿す
	三四六	貞享三年	下河邊長流歿す
	三五〇	元祿三年	湯島聖堂成る
二三 東山天皇	三五三	同 四年	熊澤蕃山歿す
	三五三	同 五年	徳川光圀湊川に楠木正成の碑を建つ

二四 中御門天皇	三三七	元祿一〇年	米澤興讓館起る
	三三六	同 一二年	木下順庵歿す
	三三六	同 一四年	僧契沖歿す
	三三六	同 一五年	中村惕齋歿す
	三三四	寶永元年	ロック歿す
	三三六	同 五年	關孝和歿す 佐賀弘道館起る
	三三七	正徳元年	淺見綱齋歿す
	三三四	同 四年	貝原益軒歿す
	三三一	享保六年	室鳩巢(二三九四歿)六諭衍義大意を著す
	三六五	同 一〇年	新井白石歿す
	三八八	同 一三年	荻生徂徠歿す
	三八九	同 一四年	石田梅巖(二四〇四歿)心學を説き始む
二五 櫻町天皇	三九六	元文元年	伊藤東涯歿す 荷田春滿歿す 仙臺養賢堂起る
	四〇〇	同 五年	青木昆陽(二四二九歿)に蘭學を學ばしむ
二六 桃園天皇	四三三	寶曆二年	熊本時習館起る

二七 後櫻町天皇	二四九	寶曆九年	竹内式部罪せらる
	二四五	明和二年	幕府醫學館の起り
	二四七	同四年	山縣大貳藤井右門刑せらる
	二四九	同六年	賀茂眞淵歿す
二八 後桃園天皇	二四二	同八年	前野良澤等解體新書の翻譯を始む
	二四三	安永二年	鹿兒島造士館起る
	二四六	同七年	ルソー歿す
二九 光格天皇	二四一	天明元年	菅茶山廉塾を起す
	二四三	同二年	廣島修道館起る
	二四四	同三年	大槻玄澤蘭學階梯を著す
	二四五	同五年	福岡修猷館起る
	二四六	同六年	手島堵庵歿す
	二五〇	寛政二年	異學の禁
	二五三	同四年	林子平先に海國兵談を著す、幕府これを罰す
	二五五	同五年	金澤明倫堂起る
	二五五	同五年	幕府塙保己一をして和學講談所を開かしむ

三〇 仁孝天皇

二四七	寛政九年	高山彦九郎自刃す
二四八	同 一〇年	聖堂を官學とす
二四六	享和元年	本居宣長(二四六一歿)の古事記傳成る
二四七	文化二年	細井平洲歿す
二四八	同 二年	咸宜園起る
二四九	同 三年	杉田玄白蘭學事始を著す
二五〇	同 五年	津有造館起る
二五〇	同 九年	蒲生君平の山陵志成る
二五〇	同 九年	頼山陽(二四九二歿)の日本外史成る 藤田幽谷歿す
二五〇	同 一〇年	ベスタロッチ歿す
二五〇	天保九年	水戸弘道館起る
二五〇	同 二年	松下村塾起る ヘルバルト歿す
二五〇	同 四年	幕府江戸手習師匠に教育心得を發す 平田篤胤歿す
二五〇	弘化二年	學習院成る

三三〇	嘉永三年	佐藤信淵歿す
三五二	同 五年	フレトベル歿す
三五三	同 六年	ペリー來朝す
三五四	安政元年	江戸に講武所を開く
三五五	同 二年	幕府洋學所(開成所の起源)を設く 藤田東湖歿す 廣瀬淡窓歿す 福井明道館起る
三五六	同 三年	二宮尊徳歿す
三五七	同 四年	江戸に軍艦操練所起る
三五八	同 五年	醫學所創立 福澤諭吉慶應義塾を起す
三五九	同 六年	安政の大獄 吉田松陰等刑せらる
三三三	文久三年	昌平學校を改革し、江戸に小學を設立せんとす
三三四	元治元年	神戸軍艦操練所開かる 佐久間象山殺さる
三五七	慶應三年	皇政復古
三五八	明治元年	五箇條御誓文 學習院昌平學校醫學所開成所を復興す 皇學所漢學所を設く 沼津に

三三 明治天皇

三五九	明治二年	小學校を設く
三五〇	同 三年	版籍奉還 京都に小學校設立 昌平學校を大學校とす 皇學所漢學所を廢す 開成所を大學南校醫學所を大學東校と稱す 新聞紙の刊行を許可す
三五二	同 四年	大教宣布の詔を發し給ふ 中小學規則を定む 東京に小學校を設く
三五三	同 五年	廢藩置縣 文部省を設く
三五三	同 六年	學制頒布 東京に師範學校設立
三五四	同 七年	徴兵令發布
三五五	同 八年	東京に女子師範學校設立
三五六	同 九年	東京師範學校内に中學師範科設置
三五七	同 一〇年	幼稚園を東京女子師範學校内に設立
三五八	同 一二年	東京大學の組織成る
三五九	同 一二年	伊澤修二高嶺秀夫歸朝す 教育令公布 教學大旨を示し給ふ

三五〇	明治一三年	改正教育令公布
三四一	同 一四年	小學校教員心得を發す 小學校教則綱領中學校及び師範學校教則大綱を發す
三四二	同 一五年	軍人に勅諭を賜ふ 東京女子師範學校に附屬高等女學校を置く 幼學綱要を頒賜し給ふ チラー歿す
三四三	同 一六年	農學校通則公布
三四四	同 一七年	商業學校通則公布
三四五	同 一八年	再び教育令を改正す 森有禮文部大臣となる
三四六	同 一九年	帝國大學令小學校令中學校令師範學校令及び諸學校通則公布
三四七	同 二〇年	帝國大學にハウスクネヒトを招聘す
三四八	同 二二年	皇室典範を制定し帝國憲法を發布し給ふ
三四九	同 二二年	教育に關する勅語を賜ふ 小學校令公布
三五〇	同 二三年	地方學事通則公布

三五二	明治二四年	小學校教則大綱公布
三五三	同 二六年	實業補習學校規程公布
三五四	同 二七年	日清の役起る 高等學校令公布 尋常中學校入學規程を改む
三五五	同 二八年	高等女學校規程公布
三五六	同 二九年	高等教育會議創設
三五七	同 三〇年	帝國圖書館創設 京都帝國大學創設 師範教育令公布
三五八	同 三一年	公立學校に學校醫を置く
三五九	同 三二年	實業學校令高等女學校令私立學校令公布
三六〇	同 三三年	中學校令改正 圖書館令公布
三六一	同 三五年	小學校令公布
三六二	同 三五年	廣島高等師範學校創設
三六三	同 三六年	專門學校令公布 小學校令を改正して教科用圖書を國定とす スペンサー歿す
三六四	同 三七年	日露の役起る

一三三 大正天皇			
二五七	明治四〇年	小學校令改正、義務教育年限を六箇年とす 師範學校規程制定 東北帝國大學創設	
二五六	同 四一年	戊申詔書を換發し給ふ	
二七〇	同 四三年	實科高等女學校の制を定む 九州帝國大學 創設	
二七一	同 四四年	中學校高等女學校教授要目改正 デイルタ イ歿す	
二七三	大正二年	教育調査會を置く	
二七四	同 三年	ドイツに對する宣戰の詔書を換發し給ふ 地方學事通則改正 實業教育費國庫補助法 公布	
二七五	同 四年	モイマン歿す	
二七七	同 六年	臨時教育會議創設	
二七八	同 七年	北海道帝國大學創設 市町村義務教育費國 庫負擔法公布 大學令高等學校令公布	
二五九	同 八年	高等教育機關大擴張に着手す	

一四一 今上天皇			
二五〇	大正九年	高等女學校令改正 實業補習學校規程改正 教育評議會を置く	
二六一	同 一〇年	國民精神作興に關する詔書を賜ふ	
二六三	同 一二年	文政審議會を置く 京城帝國大學創設 ナ トルプ歿す	
二六四	同 一三年	師範學校規程改正 師範學校教授要目改正 東京放送局放送を開始す	
二六五	同 一四年	青年訓練所令公布 幼稚園令公布 エレン ケー歿す ライ歿す	
二六八	昭和三年	臺北帝國大學創設	
二六九	同 四年	東京及び廣島に文理科大學創設 ライン歿 す	
二五一	同 六年	中學校令改正 師範學校規程改正 滿洲事 變勃發	
二五二	同 七年	國民精神文化研究所設置	
二五三	同 八年	國際聯盟脫退の詔書を換發し給ふ	

三五五	昭和一〇年	青年學校令公布、教學刷新評議會設置
三五六	同 一一年	大阪に教育塔建設
三五七	同 一二年	文部省に教學局を置く、支那事變勃發 教育審議會設置
三五九	同 一四年	青年學校令改正、青少年學徒に勅語を賜ふ
三六一	同 一六年	大日本青少年團結成、國民學校令公布 青年學校生徒代表者に親閱を賜ふ
三六三	同 一八年	米國及英國に對し宣戰の詔書を渙發し給ふ 中等學校令公布、高等學校令改正、師範教 育令公布

昭和十九年十月廿六日印刷  
昭和十九年十月三十日發行

(非賣品)

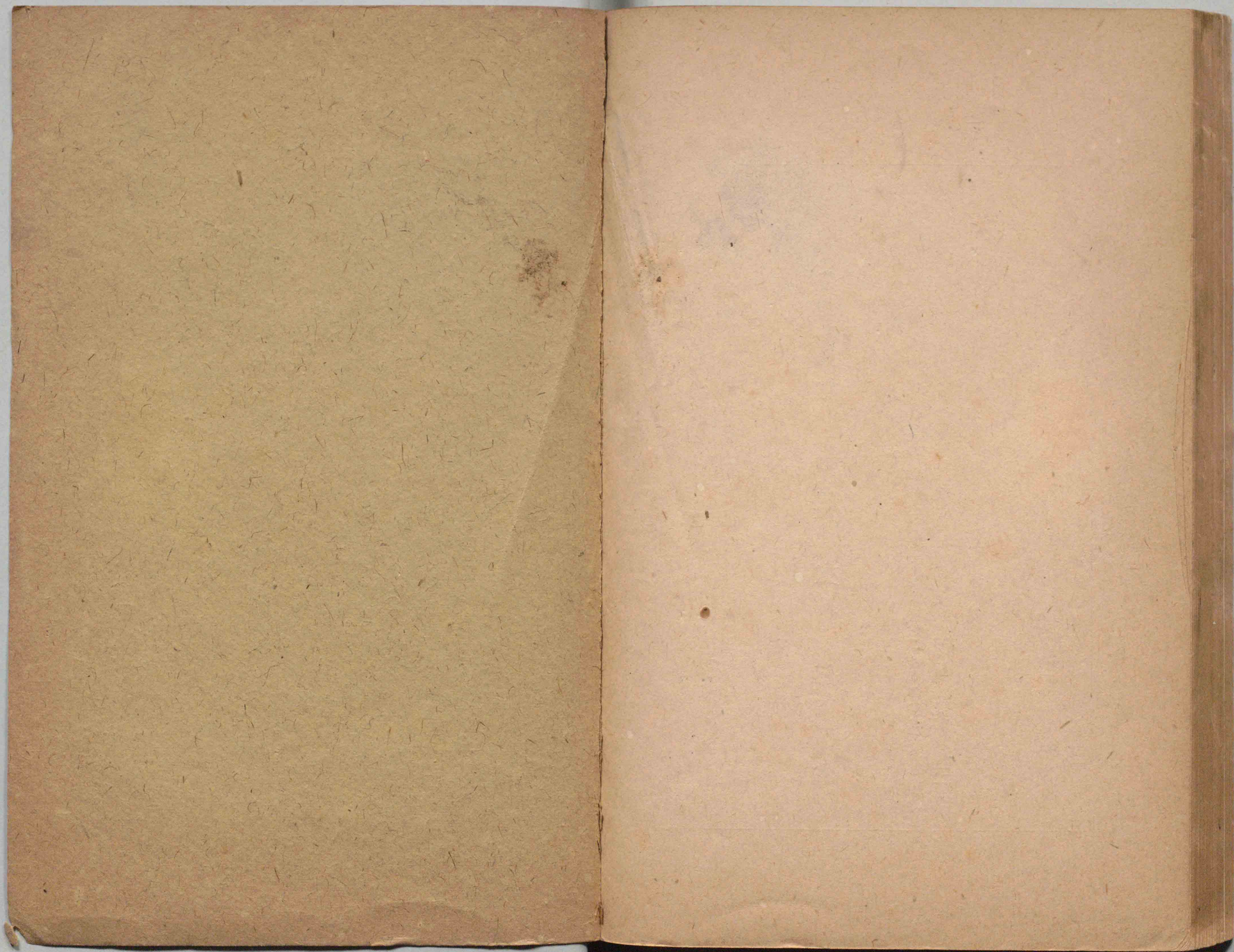
著作權所有

著作  
者兼  
發行者

文 部 省

印刷者 吉原良三  
東京都牛込區早稻田鶴卷町百七番地

印刷所 康文社印刷所  
東京都牛込區早稻田鶴卷町百七番地  
株式會社





広島大学図書

0130449527

